

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100001	特償法の廃止又は見直し	特定債権等に係る事業の規制に関する法律 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則 特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可及び監督に関する命令、等	特定債権等(リース・クレジット債権等)の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。	b:全国規模で検討			平成15年6月にとりまとめられた産業構造審議会産業金融部会の中間報告を勘案しつつ、引き続き、投資家保護の観点から、その必要性、在り方について具体的に検討する。					5021171	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100001	特償法の廃止又は見直し	特定債権等に係る事業の規制に関する法律 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則 特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可及び監督に関する命令、等	特定債権等(リース・クレジット債権等)の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。	b:全国規模で検討			平成15年6月にとりまとめられた産業構造審議会産業金融部会の中間報告を勘案しつつ、引き続き、投資家保護の観点から、その必要性、在り方について具体的に検討する。					5026015	都銀懇話会	11
z1100002	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項	中小企業等投資事業有限責任組合の事業は、未公開の株式会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債、有限会社等の出資持分、信託受益権、匿名組合契約に基づく出資持分、工業所有権・著作権等への投資となっている。 次期通常国会で、中小企業・未公開企業要件の撤廃、社債、金銭債権の取得、金銭の貸付の追加を行う予定である。	b			経済活性化のためにはリスクマネーを投資に向かつて動きやすくすることが重要であり、そのためには投資スキームを整備する必要がある。従って、運用者のニーズに合ったビークル法制の整備については、平成15年度中に検討を開始し、平成16年度中に結論を得よう検討してまいりたい。	平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい	b		経済活性化のためにはリスクマネーを投資に向かつて動きやすくすることが重要であり、そのためには投資スキームを整備する必要がある。従って、運用者のニーズに合ったビークル法制の整備については、平成15年度中に検討を開始し、平成16年度中に実施されることの可否も含め、結論を得よう検討してまいりたい。	5085015	オリックス株式会社	11
z1100002	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項	中小企業等投資事業有限責任組合の事業は、未公開の株式会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債、有限会社等の出資持分、信託受益権、匿名組合契約に基づく出資持分、工業所有権・著作権等への投資となっている。 次期通常国会で、中小企業・未公開企業要件の撤廃、社債、金銭債権の取得、金銭の貸付の追加を行う予定である。	b			経済活性化のためにはリスクマネーを投資に向かつて動きやすくすることが重要であり、そのためには投資スキームを整備する必要がある。従って、運用者のニーズに合ったビークル法制の整備については、平成15年度中に検討を開始し、平成16年度中に結論を得よう検討してまいりたい。	平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい	b		経済活性化のためにはリスクマネーを投資に向かつて動きやすくすることが重要であり、そのためには投資スキームを整備する必要がある。従って、運用者のニーズに合ったビークル法制の整備については、平成15年度中に検討を開始し、平成16年度中に実施されることの可否も含め、結論を得よう検討してまいりたい。	5086015	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100001	特償法の廃止又は見直し	5021	5021171	社団法人日本経済団体連合会	11	特償法の廃止		特償法を廃止する。その上で、投資家保護のために必要な措置を整備すべきである。		リース、クレジット債権等のみならず、金銭債権の流動化が普及している現状においては、特定債権等譲渡業者に対してのみ厳格な規制を課す特償法を維持する必要性に乏しい。	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	経済産業省 金融庁	リース、クレジット債権等は、特償法における「特定債権」とされ、特定債権の流動化には特償法に基づく規制が課せられている。例えば、特定債権の流動化を行う者は、特定債権譲渡業者として、主務大臣の許可を受けなければならない。他の債権を流動化する場合においては、このような規制は存在しない。
z1100001	特償法の廃止又は見直し	5026	5026015	都銀懇話会	11	特定債権法の見直し		最低販売単位の撤廃又は最低限度額の引下げ 指定格付期間で一定以上の格付けを取得した場合における指定調査機関の調査の免除又は簡素化及び特償法第4条の適用除外 特定債権譲渡業者の余裕金の運用規制の緩和 債権譲渡業者が資産担保発行の代替として借入れできるようにする取扱い 特定債権等の範囲の明確化(特償法第2条第1項第1号、第3号、同法施行令第1条第5号、第6号に関して、一部役務を含む商品の場合に該当するかを明確化) 特定投資者のみにABC社債、ABCPを発行する場合の第3条届出免除		幅広い投資家による購入が可能となり市場の発展に寄与する 格付を取得することにより投資家の判断は可能であり、二重の調査を行うことは非効率である。また、第4条による不作為期間(届出が受理された日から60日間、譲渡及び譲受けは禁止)があることにより、機動的な発行が妨げられている 余裕金の運用範囲を法律で定めることは、自由な商品設計を妨げるものである 債権譲渡業者の資金調達が多様化を図るために、特定資産取得のための借入金を認めるべき。最低販売単を下回る端数部分については、証券以外の方法で調達を要する場合もあることから借入を認めるべき 債権の対象となるものには、一部役務の提供を含むものも存在し、特定債権であるかが明確でないため、流動化を実施するにあたり不都合となっている 小口債権や信託受益権においては、特定投資者のみに販売する場合は免除されていることから、ABC社債やAB社債についても免除すべきである	特定債権等に係る事業の規制に関する法律、通産省通達 特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の業務の運営に関する基本事項について、特定債権の譲渡及び譲受けの業務の運営に関する基本事項について、事務ガイドライン	金融庁 経済産業省	
z1100002	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	5085	5085015	オリックス株式会社	11	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止		次期通常国会に法案提出が予定される「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められる見込みである。 しかし、投資ピークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なピークル法制とするべき。	有限責任組合により、不動産、動産を取得する。	責任の有限性を担保するための制度の整備の必要性は、投資対象の相違によって異なるものではなく、ピークル法制で投資対象を制限すべき理由はない。(米国にはこのような制限はないことも考慮すべきである。) 投資は、いろいろな規模、対象物等があるため、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。合資会社を利用すべしというニーズに合わない。 経済活性化のためにリスクマネーを投資に向かって動きやすくすることが重要である。投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要であり、リミテッド・パートナーシップ法の整備を要望する。	中小企業等投資有限責任組合法	経済産業省 法務省	法務省は契約自由により現行法上可能とするが、当該法の制定は、契約自由の原則では第三者との関係において責任の有限性が担保されるかの問題等があり、その担保のため法整備が必要とされた。同法のような予見可能性を確保し第三者を保護する措置を用意せず、契約上の有限責任約定でよいとの考え方で投資勧誘することこそ問題なのではないか。 制度の必要性・合理性等につき慎重な検討が必要というが、それらは本法で認められており、対象範囲の制限こそ合理性がない。(一般的制度とするための検討は、会社法制の現代化の検討に含めて、団体組織法制として検討してもらいたい。)
z1100002	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	5086	5086015	社団法人リース事業協会	11	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止		次期通常国会に法案提出が予定される「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められる見込みである。 しかし、投資ピークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なピークル法制とするべき。	有限責任組合により、不動産、動産を取得する。	責任の有限性を担保するための制度の整備の必要性は、投資対象の相違によって異なるものではなく、ピークル法制で投資対象を制限すべき理由はない。(米国にはこのような制限はないことも考慮すべきである。) 投資は、いろいろな規模、対象物等があるため、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。合資会社を利用すべしというニーズに合わない。 経済活性化のためにリスクマネーを投資に向かって動きやすくすることが重要である。投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要であり、リミテッド・パートナーシップ法の整備を要望する。	中小企業等投資有限責任組合法	経済産業省 法務省	法務省は契約自由により現行法上可能とするが、当該法の制定は、契約自由の原則では第三者との関係において責任の有限性が担保されるかの問題等があり、その担保のため法整備が必要とされた。同法のような予見可能性を確保し第三者を保護する措置を用意せず、契約上の有限責任約定でよいとの考え方で投資勧誘することこそ問題なのではないか。 制度の必要性・合理性等につき慎重な検討が必要というが、それらは本法で認められており、対象範囲の制限こそ合理性がない。(一般的制度とするための検討は、会社法制の現代化の検討に含めて、団体組織法制として検討してもらいたい。)

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100003	近代的な合併手法の採用		合併等に際しては特定金銭等の交付に関する特例) 第十二条の九 認定事業者である株式会社が認定計画に従って株式交換、吸収分割又は合併(合併をする株式会社の方が合併後存続するものに限る。以下この条において同じ。施行する場合において、当該認定事業者の事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行うために必要かつ適切であることについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたときは、存続会社等(株式交換により完全親会社となる株式会社、分割により事業を承継する株式会社又は合併後存続する株式会社をいう。以下この条において同じ。)、株式交換、吸収分割又は合併に際しては、株式交換、吸収分割又は合併に際しては、新株の発行に代えて、特定金銭等(金銭又は他の株式会社の株式(定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社の株式を除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。))をいう。以下この条において同じ。))の株主(吸収分割をする場合における分割をする会社を含む。以下この条において同じ。))に交付することができる。この場合において、存続会社等及び消滅会社等は、次の各号に掲げる特定金銭等についてそれぞれ当該各号に定める事項を株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書(第四項において「合併契約書等」という。)に記載しなければならない。 一 金銭 各消滅会社等の株主に交付すべき金銭の額及びその合計額 二 他の株式会社の株式 当該他の株式会社の商号並びに各消滅会社等の株主に交付すべき株式の種類及び数並びに交付すべき株式の種類ごとの総数			本来商法により規制されている、三角合併及びキャッシュ・マージャーの手法を、平成15年4月に改正された産業活力再生特別措置法において認定された事業計画においてのみ認めることとした。						5071090	米国	11
z1100004	商工中金における出資持分の払戻の容認	【商工組合中央金庫法第9条】 【商工組合中央金庫八出資者二対シ具ノ持分ヲ払戻スコトヲ得ズ】 【商工組合中央金庫法第10条】 所屬団体八持分ノ譲渡ニ依リテノ脱退スルコトヲ得	商工組合中央金庫は出資者に対しその持分を払い戻すことはできないこととなっているが、事業協同組合等は持分を譲渡することにより脱退することができることとなり、解散等により脱退する場合には事業協同組合等が実質的に払い戻しを受けることが可能となっている。 出資持分の譲渡が必要となる組合に対しては、商工組合中央金庫が譲渡先を紹介するなどの協力をしており、早期手続き完了に努めている。また、早い段階から組合の解散等の情報を収集する一方で、譲渡先組合に関する情報も整備し、譲渡が必要となる組合に不都合が生じないよう努めている。			以下の理由から、商工組合中央金庫における出資持分の払戻の容認は適当でない。 本制度の趣旨 協同組織の金融機関においては、債権者保護の観点から資本減少を抑制する必要があるため、持分払戻しを伴う脱退の自由が制約される。例えば信用金庫、労働金庫の場合、法定脱退の場合及び持分の譲渡を受ける者がいない場合等を除いて持分払戻し請求等は認められない。 商工組合中央金庫の場合、金融債発行機関として、資本維持の原則はさらに強く要請される。そこで資本金額を定款で確定する一方、持分払戻しをいかなる場合にも全面的に禁止し、資本減少を抑制している。 加えて、他の機関と異なり、商工組合中央金庫は、資金の円滑化を必要とする中小企業団体等をメンバーとし、それらに対し資金供給を行うという役割を担っており、当該役割を發揮するには、安定的な資金調達が必要であり、資本の維持がより強く求められる。 本制度に係る商工組合中央金庫の対応 商工組合中央金庫は左記(制度の現状)のとおり、解散しようとする組合等に不都合が生じないよう努めており、現行においても譲渡により事業協同組合等が出資金持分相当額を回収することが可能となっている。		本件についての回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。			要望内容にある「商工中金における出資持分の払い戻しの容認」をすると、資本減少が生じ、債権者保護を図れない。 安定的な資金調達を背景とした資金供給が出来ない。 等の弊害が生じる。 また、要望内容にあるような「出資持分相当額を現金化する必要性が生じた場合、出資持分の譲渡による現金化を行うため、商工中金が譲渡先を紹介するなどの協力をしており、現行のニーズには十分に対応している」と考える。	5021284	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100005	市町村合併による中小企業等協同組合定款記載事項変更に係る届出方法の見直し	中小企業等協同組合法第51条第2項	定款は、組合の根本規則であることから、その変更は総会の議決を要し、かつ、行政庁の認可を受けなければならない。定款の変更には、単なる字句の修正も含まれる。組合の地区、事務所は定款記載事項(中小企業等協同組合法第33条)であり、これを変更する場合、行政庁の認可を受けなければその効力を生じないと規定されている(中小企業等協同組合法第51条第2項)。一方、組合の地区、事務所は登記事項(中小企業等協同組合法第83条第2項)としているが、行政区画等の名称の変更があったときは、その変更による登記があったものとみなされ(中小企業等協同組合法第103条(商業登記法第26条準用))ていることから、現行制度下で対応することが効率的である。			組合の地区、事務所は登記事項(中小企業等協同組合法第83条第2項)としているが、行政区画等の名称の変更があったときは、その変更による登記があったものとみなされ(中小企業等協同組合法第103条(商業登記法第26条準用))ていることから、現行制度下で対応することが効率的である。		回答では、登記事項の変更については現行制度下での対応が効率的とされているが、要望は、市町村合併の際の、定款変更について行政庁の認可制を届出制へ変更することを求めており、この点についての回答は明確でない。改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。			組合の地区、事務所について、行政区画等の名称の変更が行われた場合であっても、組合事務所所在地の移転を伴わず、新行政区画に変更前の地区が包括されていれば、単なる字句、文字の修正であるとして、他の定款の内容に実質的な変更が生じたときに併せて定款変更手続きを行っている。したがって、届出制とするよりも、現行の制度運用に則った方が手続き上の簡素化をはかることができる。	5119005	長野県	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100003	近代的な合併手法の採用	5071	5071090	米国	11	近代的な合併手法の採用		<p>2003年末までにパブリック・コメント手続に付するために公表される2004年度商法改正の中間試案の中に、三角合併およびキャッシュ・マージャー手法を利用可能とするため、合併対価に対する柔軟性を導入する旨、また、ショート・フォーム（スクイーズ）マージャーを導入する旨の提案を含める。</p> <p>改正産業活力再生特別措置法における関連条項の実施状況を点検し、国内及びクロス・ボーダー取引の双方において、前述のような合併手法を最大限に利用することを阻害している障害を検証し、2003年度末までに、改正産業活力再生特別措置法あるいは改正予定の商法において、前述の合併手法の利用に対する障害を低減あるいは除去するために適切な行動を執る。</p>		<p>日本経済の再活性化は、企業再構築の奨励、内外からの投資拡大によって促進される。対価や取引構造の多様な形態に依るところの大きい近代的合併手法の利用可能性は、そのような過程において極めて重要である。日本は、改正産業活力再生特別措置法のもとで行われる企業再編について、三角合併およびキャッシュ・マージャーという手法の使用を許可することにより、その第一歩を踏む。しかし、外国投資家がこれらの手法を使用する場合には障害があり、また、それらの手法は、同法の範囲外において合併や再編を模索する企業にとっては利用することが出来ない。従って、米国は、日本が近代的合併手法、特に三角合併及びキャッシュ・マージャー（ショート・フォーム マージャーを含む）を、日本において活動あるいは投資をおこなっているすべての企業に対して、法的にも実践的にも利用可能なものとするために必要な手段を執るとを奨励する。</p>		法務省 経済産業省	
z1100004	商工中金における出資持分の払戻の容認	5021	5021284	社団法人日本経済団体連合会	11	商工中金における出資持分の払戻の実現【新規】		商工中金による出資者への出資持分払戻を可能とすべきである。		<p>事業協同組合の加入者は、協同組合への出資金をもとに商工中金に出資している。組合加入者が組合から脱会する場合には、商工中金への出資金の譲受人を自ら決めないと、出資持分相当額を現金化できない。事業協同組合の存在価値が希薄となり組合を解散する可能性も出てきたこと、また、組合加入者の倒産・廃業が現実になっていること等により、商工中金への出資持分の取扱が問題となりつつある。</p> <p>なお、農林中央金庫の会員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができることとなり（農林中央金庫法第16条）、また、労働金庫法においても同様の規定がおかれていることから（第18条）、商工中金についても、同様の扱いとすべきである。</p>	商工組合中央金庫法第9条	経済産業省	商工組合中央金庫は出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
z1100005	市町村合併による中小企業等協同組合定款記載事項変更に係る届出方法の見直し	5119	5119005	長野県	11	市町村合併による中小企業等協同組合定款記載事項変更に係る届出方法について		<p>中小企業等協同組合の定款変更については、行政庁の認可を受けることにより効力が生じるよう規定されている。市町村合併に伴う変更に関し、組合住所及び地区について行政庁への届出で足りることとする。</p>	<p>法律で規定している許可制度を逸脱しないと思慮される次の場合にあっては、定款変更の行政庁の認可制度は廃止し、届出制とする。</p> <p>・市町村合併等に伴う組合事務所所在地の変更で、実質的な移転を伴わない単なる名称の変更である場合。</p> <p>・市町村合併に伴う地区の変更で、合併後の行政区域に変更前の地区が包括された場合。（組合が、地区を市町村合併前の地区に限る場合は、従来と実質的な変更は無く、地区名の変更に限ります。また、市町村合併により合併後の区画に地区を拡大した場合であっても、組合が事業を行なうために必要な経営的基礎を欠くとは考えにくい。）</p>	<p>市町村合併が進むと組合事務所所在地・地区の変更認可申請件数が増えることが予想されます。許可申請行為は、組合の事務負担が大きくなり、また、行政庁側の事務量も増加するため。</p>	中小企業等協同組合法第51条関係	経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100006	中小企業診断士試験の見直し	中小企業診断士の登録及び試験に関する規則(平成十二年九月二十二日通商産業省令第九十二号)第十七条、第十八条	中小企業診断士は、中小企業に対する経営支援のため中小企業支援法第11条に基づき「中小企業診断士試験に合格し、省令で定める実務経験を有する者、と同等以上の能力を有する省令で定める者」を経済産業大臣が登録しており、現在の試験については法令に基づき(社)中小企業診断協会を指定して行っている。 なお、試験の詳細については、経済産業省令及び経済産業大臣が認可する規則で定められている。	b, d, a		中小企業診断士試験については、次回の試験(平成16年度夏)実施分からの改善情報公開に向け、以下の観点で既に検討に着手している。試験委員の公表については、基本委員に関しては既に現在も公表しており、出題委員に関しては了解の得られた委員のみの公表を検討中(次回の委員選任から全ての委員の公表を検討)。1次試験問題の質の改善、配点の公表については、試験問題の質の維持に配慮しつつ検討を加えるとともに配点の公表を検討中。2次試験に関しては、質問主旨の公表に向け検討中。受験者の属性の公表に関しては、「性別、年齢、職業区分」について公表の方向で検討中。実務補習の改善については、現行の指定機関による実施から登録機関による実施に変更する予定。		回答では、2次試験不合格者への評価の通知については、記載がなかつた点について具体的な対応策を検討されたい。 また、試験の見直しについて平成16年度までに実施されることの可否について明記されたい。	a, b, c	仮に2次試験不合格者への評価の通知を行う場合、新たに発生する事務により経費が増加するため、その負担を受験者に転嫁せざるを得ない。 2次試験不合格者へ評価の通知を行うことの趣旨が、受験者がより効率的かつ効果的に学習できるための環境整備等であるならば、質問(出題)趣旨の公表により趣旨を充たすことが可能であると見られ、そのような趣旨を踏まえ平成16年度に質問(出題)の公表に向け検討中。 また、次回の試験(平成16年度夏)実施分から見直すこととしている試験制度は、本人了解の得られた出題委員の公表、受験者の「性別、年齢、職業区分」の公表、実務補習機関の指定制から登録制への移行である。	5150052	株式会社東京リーガルマインド	11	
z1100007	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条第1項 中小企業者に関する国等の契約の方針(参考平成15年度)1, 2(6)	官公需法第4条(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)に基づき、毎年度「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定している。同方針では、中小企業者向け契約目標(平成15年度約4兆8,450億円)及び中小企業者の受注機会の増大のための措置等を内容に盛り込んでおり、分離・分割発注の推進は、措置事項の一つとして取り上げている。	b		総合規制改革会議第3次答申を踏まえ、官公需施策のあり方を見直しを検討する。また、分離・分割について、発注者における理由の公表等を通じた透明性の向上についての本検討を踏まえて、公共工事関係省庁において検討が進められるものと認識している。		本件については、総合規制改革会議の第3次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。	b	総合規制改革会議第3次答申を踏まえ、中小企業政策審議会において、官公需施策・中小企業者向け契約目標のあり方を見直しの検討を行う予定。また、分離・分割について、発注者における理由の公表等を通じた透明性の向上についての本検討を踏まえて、公共工事関係省庁において検討が進められるものと認識している。	5021280	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100007	(上記の続き) 公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し											5021280	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100008	商工会議所法・商工会法における商工団体の合併規定の創設	商工会議所法 商工会法	商工会議所、商工会は、それぞれ地区内の商工業の総合的な改善発展を図ること等を目的としているが、地区の考え方、事業活動の重点の置き方や、選挙権等の組織運営上の違いといった両者の違いを踏まえ、それぞれ商工会議所法、商工会法で組織、事業内容等を規定している。 現在、商工会議所同士の合併規定、商工会議所と商工会の合併規定は整備されていない。	(一部b)	検討するものについては「」	商工会議所法、商工会法の見直しについては、両組織が地域の商工業者の自主的団体であることにかんがみ、両団体からの具体的なニーズ・要望を最優先として行うこととしている。 商工会議所同士の合併規定の創設については、当事者である商工会議所から強い要望が出されているため、次期通常国会に改正法案を提出する予定。 商工会議所と商工会の合併規定の創設については、事業活動の重点の置き方や組織運営の方法など両者の性格が異なることに加え、当事者である両団体からの要望が出されていないことから現時点では法整備を行う必要性は乏しいと考えている。今後、両団体の考えを踏まえつつ必要に応じて検討して参りたい。		回答では、商工会議所と商工会の合併規定の創設については、当事者である両団体からの要望が出されていないことから現時点では法整備を行う必要性は乏しいとされているが、地域の両団体から地方自治体へ要望が出されていること、また、団体からの要望に関わらず、両団体と日々コンタクトのある地方公共団体からこのような要望がなされていることを踏まえ、商工会議所同士の合併規定の創設についての改正法案とあわせて、商工会議所と商工会の合併規定の創設について、次期通常国会へ提出することを、改めて検討されたい。	c	商工会議所と商工会の合併規定の創設については、両団体の基本的なあり方にかかわることから、現時点ではいろいろ意見があり、とりわけ商工会からは合併規定の創設について懸念する声が多く寄せられている。 両団体のあり方については、両団体が地域の商工業者の自主的な団体であることに鑑み、まずは両団体において検討されることが重要と考えている。 今後、市町村合併の進展の動向を見つつ、両団体の意見等も聴きながら、必要に応じて中長期的な視点に立った検討をしてまいりたい。	5119004	長野県	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100006	中小企業診断士試験の見直し	5150	5150052	株式会社東京リーガルマインド	11	中小企業診断士試験への改革提言		<p>現行の中小企業診断士試験の改善と情報公開を求めます。試験委員の公表、1次試験問題の質の改善と配点の公表、2次試験不合格者への評点の通知、受験者の属性の公表、実務補習の改善を要望します。</p>	<p>正答を一つに絞ることができない曖昧な問題を無くし、設問の配点を明確にすることで受験生が効率的に学習できるようにします。2次試験不合格者へ評点を通知し、再受験の意欲を喚起させます。</p>	<p>受験生がより効率的かつ効果的な学習をできるようにし、多くの優秀な中小企業診断士を養成し、中小企業支援に資するためです。現行の試験制度は著しく不透明な制度となっており、受験生が不合理的結果に納得できないケースが多く存在します。このことが受験者に多大な負担を強いるものとなっています。試験制度を改善することにより、受験生がより高い水準で切磋琢磨でき、多くの優秀な人材を養成できるものと考えます。</p>	<p>中小企業診断士の登録及び試験に関する規則 (平成十二年九月二十二日通商産業省令第九十二号) 第十七条、第十八条</p>	経済産業省	<p>添付資料 1 はじめに～ 中小企業診断士」という国家資格を持つ意味 2 中小企業診断士試験～現状の問題点と改善要求 3 中小企業診断士の新しい働き方～日本版MBAとして</p>
z1100007	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	5021	5021280	社団法人日本経済団体連合会	11	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し		<p>官公需法に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針」における中小企業者向け契約目標額・目標比率を段階的に適正化すべきである(例えば、官公需法施行当初の25%程度)。あるいは、契約目標額・目標率の対象を、契約の直接的な請負(納品)業者に限定せず、二次以下の請負(納品)業者も対象とすべきである。また、分離・分割発注については、コスト削減・工期短縮に資する場合を前提とすべきである。</p>	<p>中小企業者の受注機会増大のための措置として広く行なわれている分離・分割発注は、公共工事等のコストアップと非効率性(工期の長期化等)を助長している。これらの是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p>	<p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 中小企業者に関する国等の契約の方針 各地方公共団体の競争入札実施要領</p>	経済産業省	<p>官公需法では、国等(独立行政法人、特殊法人を含む)が発注する公共工事、物品納入等において、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならないとされ、毎年度、中小企業者向け契約目標額や分離・分割発注の推進等を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定されている。同「方針」における契約目標額は年々増加傾向にあり、平成15年度には、契約目標額は約4兆8450億円で、全体の約45.3%に達している(平成15年7月11日閣議決定)。また、同法では、地方自治体に対しても、国の施策に準じた措置を求めており、これらにより広く分離・分割発注等が行なわれ、公共工事等の合理化・効率化の妨げとなっている。</p>	
z1100007	(上記の続き) 公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	5021	5021280	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し				<p>(上記の続き) なお、規制改革推進3か年計画(再改定)、「平成15年3月28日閣議決定」において、「官公需法に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針」(閣議決定)における中小企業者向け契約目標については、無理な分割発注等の施策を強いることとなっていないか等の観点から、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、そのあり方を検討する。また、この検討結果を踏まえて、「中小企業者に関する国等の契約の方針」における「分離・分割発注の推進」についても、例えば、分割発注方式を採用する場合には、透明性確保の観点から、採用する理由を明らかにし公表すること等、改めて見直しを検討する」とある。本件について、実施予定時期を明確にし、早期の見直しを図るべきである。</p>		経済産業省	
z1100008	商工会議所法・商工会法における商工団体の合併規定の創設	5119	5119004	長野県	11	商工会議所法・商工会法における商工団体の合併規定の未整備について		<p>商工会議所法への合併規定の整備」及び「商工会議所法及び商工会法への商工会議所と商工会の合併規定の整備」</p>	<p>商工会議所法における合併規定の創設、商工会議所法及び商工会法における商工会議所と商工会の合併規定の創設を要望します。</p>	<p>商工会議所及び商工会は、商工会議所法及び商工会法において規定されており、1市町村1団体が原則となっていますが、特例として市町村合併以前から存在する団体は、複数の存在が認められています。商工団体の合併規定は、商工会法にはありますが、商工会議所法においては規定がなく、商工会議所同士の統合に支障をきたしています。また、設置法が異なることから商工会議所と商工会同士の合併に関しても規定がなく、地域経済の広域化、多様化する事業者ニーズへの対応が困難になっています。</p>	<p>商工会議所法 商工会法</p>	経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100009	中小企業に対する特許料等の減免措置の拡充及び対象要件等の緩和	特許法第107条、第109条、第195条、第195条の2	国又は独立行政法人に対する手数料等の免除 資力に乏しい個人・法人に対する特許料、審査請求料の免除 軽減 猶予	f		特許料等の減免は規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置にしか過ぎないため、対応は不可能。 なお、設立5年以内の資力に乏しい法人については、現行特許法において減免措置を講じている。		平成16年4月1日より特許出願料の引き下げ、減免措置の対象期間を延長するなどの措置が予定されていることについて、ご確認いただきたい。	c		平成15年の通常国会において特許法を改正し、特許関係料金について、出願手数料及び特許料を引き下げ、審査請求手数料の引き上げを行うなど、出願から権利維持までの出願1件当たりの総費用を引き下げる改定を行った(16年4月施行)。また、資力に乏しい法人に対する減免措置の要件について、設立5年以内から設立10年以内まで対象を緩和した(16年4月施行)。	5145012	東京都	11
z1100010	知的財産の侵害に対する執行制度の強化	特許法第102条～第105条の3 実用新案法第29条、第30条 意匠法第39条～第41条 商標法第38条、第39条 不正競争防止法第5条～第5条の2、第14条第1項第3号～第6号	特許法、実用新案法、意匠法及び商標法においては、損害額の推定、過失の推定、生産方法の推定等について特別の規定が設けられ、知的財産権の侵害に関する損害賠償制度が、1998年以降、法改正等によって手当てされている。 例えば、1998年の改正で新設された特許法第102条第1項等においては、特許権侵害者が侵害を組成した物を譲渡した場合、原則として、その譲渡数量に、特許権者がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を損害額とすることができる旨が法定されている。また、1999年の改正で新設された特許法第105条の3等においては、事実の性質上損害の立証が困難なときは、裁判所が、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる旨が法定されている。さらに、不正競争防止法においても、2003年に上記特許法等と同様の法改正がなされている。 以上の制度が導入された結果、近年の知的財産権の侵害訴訟における損害認定額は飛躍的に増加している。 又、従来の刑事罰保護に加え、2003年の不正競争防止法の改正により、営業秘密侵害に対する刑事罰も導入された。 これらの取り組みを通して刑事的、民事的保護強化を通じて知的財産の保護が強化されている。	d		左記のように、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法においては、1998年及び1999年の法改正等によって、不正競争防止法については2003年の法改正で立証の容易化等の損害賠償制度の強化がなされ、現行制度によっても、侵害行為に対する抑止効や司法関係者の負担の軽減が実現されている。また、2003年の不正競争防止法の改正で営業秘密侵害に対する刑事罰が導入されたことにより、知的財産に対する法的保護が強化されたところである。これらにより、十分に対応可能と考える。なお、損害賠償制度の強化に関しては、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画において、2004年度末までに、知的財産に関する損害賠償制度を強化の方策について幅広く検討し、結論を得ることとされており、これに即して検討を行う予定である。					5071017	米国	11	
z1100011	大規模小売店舗立地法に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	事前協議の根拠無し(参考)大規模小売店舗立地法第5条	大規模小売店舗立地法においては、届出の前に都道府県への事前協議を行うことを求めている。 なお、同法が届出の前に都道府県への事前協議を求めていることは、経済産業省ホームページに掲載している、「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中で、「都道府県においては、事前概要説明を義務化すること...のないよう留意することが必要である。」としており、一般に周知しているところ。また、同質問及び回答集を都道府県に配布するとともに都道府県等との定期的な連絡会議においても周知徹底を図っており、今後ともこのような努力を継続する方針である。	d	-							5015002	日本チェーンストア協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100009	中小企業に対する特許料等の減免措置の拡充及び対象要件等の緩和	5145	5145012	東京都	11	中小企業に対する特許料等の減免措置の拡充及び対象要件等の緩和		中小企業における知的財産の取得を促進させるため、中小企業に対する特許料等の減免措置の拡充及び対象要件等の緩和を下記のとおり図ること。 創業後5年以内の中小企業や中小企業が主体となる民間研究所や協同組合等の特許料減免の対象とすること。 中小企業が初めて出願する特許について特許料の減免を行うこと。		高付加価値製品を作り出す源泉となる知的財産の創造、保護、活用を図っていく必要がある。 国際競争力ある企業をより多く創出することをめざし、知的財産戦略推進計画策定によって、わが国の知的財産関連施策を総合的に充実させる。	特許法第109条	経済産業省	
z1100010	知的財産の侵害に対する執行制度の強化	5071	5071017	米国	11	知的財産の侵害に対する執行制度の強化		侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利保有者が公平に保証されることを確保し、また実際の損害額を計算するという費用がかかり、かつ困難な負担から司法関係者を開放するような法定損害賠償制度を採択し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。		日本は日本経済を活性化するためにITとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する		法務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	
z1100011	大規模小売店舗立地法に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	5015	5015002	日本チェーンストア協会	11	大規模小売店舗立地法関連/事前協議を届出受理の条件とする運用の撤廃		届出前の地方自治体への計画書提出、関係部局との事前説明等、届出前の協議を届出前の協議を届出受理の条件とする運用の撤廃	法律、省令の要件を満たしている届出は受理すべきである。関係部局との関連法に基づく協議は、その法令の申請の際に行うべきである。	立地法届出前に計画概要書の作成 提出、事前説明、関係部局との協議が求められ、事前の協議が終了しないと届出を受理しない。 (栃木県)	・大規模小売店舗立地法 ・栃木県大規模小売店舗立地法事務処理要綱	経済産業省	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100011	大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	事前協議の根拠無し(参考)大規模小売店舗立地法第5条	大規模小売店舗立地法においては、届出の前に都道府県への事前協議を行うことを求めている。 なお、同法が届出の前に都道府県への事前協議を求めていることは、経済産業省ホームページに掲載している、「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中で、都道府県においては、事前概要説明を義務化すること...のないよう留意することが必要である。」としており、一般に周知しているところ。また、同質問及び回答集を都道府県に配布するとともに都道府県等との定期的な連絡会議においても周知徹底を図っており、今後ともこのような努力を継続する方針である。	d	-							5021069	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100011	(上記の続き) 大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止											5021069	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100012	大規模小売店舗立地法第4条(指針)の早期見直し	大規模小売店舗立地法第4条	大規模小売店舗立地法第4条に基づく現行の「指針」については、産業構造審議会流通部会、中小企業政策審議会流通小委員会合同会議において、パブリックコメントを実施し、広く国民各層の意見を聴取する等、様々な角度から慎重に審議を重ねた結果策定された「指針案」を踏まえ、平成11年6月に経済産業大臣が制定したものである。 同指針では、大規模小売店舗の立地に当たって、その周辺の地域の生活環境の保持するため、駐車需要の充足など利便の確保、騒音の発生など生活環境の悪化の防止に関して、配慮すべき事項を定めている。 なお、同指針では、予測される夜間騒音レベルの最大値が騒音規制法に基づく規制基準値を超えないよう「努める」とされているが、瞬間的な騒音レベルが規制基準値を超えることを一切認めないという趣旨ではなく規制基準値を超えないよう、店舗設置者に騒音対策に係る必要な対応を講ずることが求められるとの趣旨である。これは、経済産業省ホームページに掲載している、「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中で、都道府県は基準値を超えたことをもって意見を述べるべきではなく、周辺環境への影響度合いや設置者による周辺環境への配慮等を勘案し、総合的に判断すべき」としており、一般に周知しているところ。また、同質問及び回答集を都道府県に配布するとともに都道府県等との定期的な連絡会議においても周知徹底を図っており、今後ともこのような努力を継続する方針である。	a		規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)において、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う」とされている。経済産業省としては、この方針に基づき、日本チェーンストア協会加盟の事業者を含む全国全ての大規模小売店舗の事業者(平成14年7月現在 約1万8千)に対するアンケートなど必要な調査等を行っているところであり、これらの結果を踏まえて、平成16年度中を目途に指針の見直しを行う。 なお、同指針における、夜間騒音レベルの評価方法については、調査等に基づき、実態を把握し、その結果によっては、見直すことも検討する。		回答では、平成16年度中を目途に指針の見直しを行う」とされているが、新たな指針の実施時期について具体的に示されたい。	a	一定期間(見直し後1年以内を想定)の周知期間の後に、新たな指針を実施することを検討する。	5015001	日本チェーンストア協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100011	大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	5021	5021069	社団法人日本経済団体連合会	11	大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止		経済産業省は、都道府県との連絡会議などにおいて、届出前の事前協議を求める地方自治体の運用の改善を図るよう周知徹底するとともに、必要に応じて指導 勧告を行う等適切な処置を講ずるべきである。		各府省等における規制改革に関する内外からの意見 要望等に係る対応状況」(平成15年 5月、内閣府)において、事前概要説明を義務化することのないよう周知徹底を図っている」と回答がなされたが、現実問題として多くの自治体で届け出する者にこれらの手続きを求めているのが現状である。	大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗立地法運用要綱など(各地方自治体)	経済産業省	多くの自治体では、大規模小売店舗を設置しようとする場合、もしくは店舗に係る諸変更を行うおとずる場合、届出前に関係部局との協議などを義務付けている。 例 【青森県】 届出 2ヶ月前に計画概要書の作成 提出が求められ、その際には市、警察、商工会議所との事前協議を予め行い、その経緯等の内容を正式の届出書に盛り込むことが必要とされている。 【横浜市】 届出の概ね 1ヶ月前に「大規模小売店舗出店(変更)計画概要説明書」の作成 提出が求められ、その際に、市の 5局課(都市計画局、駐車場対策課、道路局施設課、環境保全局大気騒音課、交通環境対策課、環境事業局事業系ごみ対策課、緑政局緑化推進課)や警察署(神奈川県警察本部交通部交通規制課)との事前協議が求められる。正式の届出時には、添付資料として、事前協議の内容を記載した、上記事前説明書の再作成が求められている。
z1100011	(上記の続き) 大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	5021	5021069	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止						経済産業省	(上記の続き) 【大阪市】 届出前に、騒音、廃棄物、駐車場などを所管する市の関係部局との事前協議が求められる。たとえば、市の立地担当部局は経済局商業振興課となっているが、廃棄物は環境事業局(天王寺)、騒音は環境局(南港)と、各関係部局が異なる場所にあり、個別に調整が求められている。さらに区役所への事前説明が義務付けられており、その説明内容は届出時に経緯報告書として提出することとなっている。 また、事前協議が早く終わっても、毎月第 4 水曜日に開催される市役所内部の関係部局との連絡会議が終わらない限り、当該案件については届出できない。
z1100012	大規模小売店舗立地法第 4 条(指針)の早期見直し	5015	5015001	日本チェーンストア協会	11	大規模小売店舗立地法関連 / 第 4 条(指針)の早期見直し		第 4 条(指針)の早期見直し		現行のままでは、新規出店は限りなく限定され、かつ、既存店における運営方法の変更ができないことから、実質、営業活動を制限している。	大規模小売店舗立地法	経済産業省	具体的な配慮事項は「指針」に定められているが、その中でも必要駐車台数(ピーク率)、騒音規制、廃棄物保管容量については店舗設置者にとっては厳しい基準値が示される。特に夜間の騒音規制については、敷地境界における騒音の最大値が対象となっており、来客車が駐車場に進入するのみで基準値を超えることとなる。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	
z1100012	大規模小売店舗立地法第4条(指針)の早期見直し	大規模小売店舗立地法第4条	<p>大規模小売店舗立地法第4条に基づく現行の「指針」については、産業構造審議会流通部会、中小企業政策審議会流通小委員会合同会議において、パブリックコメントを実施し、広く国民各層の意見を聴取する等、様々な角度から慎重に審議を重ねた結果策定された「指針案」を踏まえ、平成11年6月に経済産業大臣が制定したものである。</p> <p>同指針では、大規模小売店舗の立地に当たって、その周辺の地域の生活環境の保持するため、駐車需要の充足など利便の確保、騒音の発生など生活環境の悪化の防止に関して、配慮すべき事項を定めている。</p> <p>なお、同指針では、予測される夜間騒音レベルの最大値が騒音規制法に基づく規制基準値を超えないように「努める」とされているが、瞬間的な騒音レベルが規制基準値を超えることを一切認めないという趣旨ではなく規制基準値を超えないよう、店舗設置者に騒音対策に係る必要な対応を講ずることが求められるとの趣旨である。これは、経済産業省ホームページに掲載している、「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中で、「都道府県は基準値を超えたことをもって意見を述べるべきではなく、周辺環境への影響度合いや設置者による周辺環境への配慮等を勘案し、総合的に判断すべき」としており、一般に周知しているところ。また、同質問及び回答集を都道府県に配布するとともに都道府県等との定期的な連絡会議においても周知徹底を図っており、今後ともこのような努力を継続する方針である。</p>	a	<p>規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)において、「本指針」について、「平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う」とされている。経済産業省としては、この方針に基づき、日本チェーンストア協会加盟の事業者を含む全国全ての大規模小売店舗の事業者(平成14年7月現在 約1万8千)に対するアンケートなど必要な調査等を行っているところであり、これらの結果を踏まえて、平成16年度中を目途に指針の見直しを行う。</p> <p>なお、同指針における、夜間騒音レベルの評価方法については、調査等に基づき、実態を把握し、その結果によっては、見直すことも検討する。</p>		<p>回答では、平成16年度中を目途に指針の見直しを行う」とされているが、新たな指針の実施時期について具体的に示されたい。</p>	a	<p>一定期間(見直し後1年以内を想定)の周知期間の後に、新たな指針を実施することを検討する。</p>	5021068	社団法人日本経済団体連合会	11			
z1100012	(上記の続き) 大規模小売店舗立地法第4条(指針)の早期見直し		<p>(上記の続き)</p> <p>また、同指針では、予測される夜間騒音レベルの最大値が騒音規制法に基づく規制基準値を超えないように「努める」とされているが、瞬間的な騒音レベルが規制基準値を超えることを一切認めないという趣旨ではなく規制基準値を超えないよう、店舗設置者に騒音対策に係る必要な対応を講ずることが求められるとの趣旨である。これは、経済産業省ホームページに掲載している、「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中で、「都道府県は基準値を超えたことをもって意見を述べるべきではなく、周辺環境への影響度合いや設置者による周辺環境への配慮等を勘案し、総合的に判断すべき」としており、一般に周知しているところ。また、同質問及び回答集を都道府県に配布するとともに都道府県等との定期的な連絡会議においても周知徹底を図っており、今後ともこのような努力を継続する方針である。</p>									5021068	社団法人日本経済団体連合会	12	
z1100012	(上記の続き) 大規模小売店舗立地法第4条(指針)の早期見直し												5021068	社団法人日本経済団体連合会	13

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100012	大規模小売店舗立地法第4条(指針)の早期見直し	5021	5021068	社団法人日本経済団体連合会	11	大規模小売店舗立地法第4条に基づき指針の見直し(必要駐車台数 騒音基準の見直し)【一部新規】		指針については、大店立地法施行後5年以内(平成17年6月1日まで)に必要な見直しを行うとされたが、その後「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日)において、本指針について見直し時期を前倒しする方向が示された。指針の見直しにあたっては、それぞれの地域実態に即し、且つ、経済的に許容可能な水準とすべきである。 具体的には、必要駐車台数に関する算出方法の見直し、指針に記載されている日來客数原単位を用いることが著しく不適当な例に自動車販売業を明示する、夜間の騒音規制基準の見直し、の3点を求めたい。		必要駐車台数について指針において大規模小売店舗が確保すべき駐車台数の基準の算出方法が示されているが、地域特性に合致しない過大な駐車可能台数の確保が求められるなど、事業者には過大な負担を求める事例がある。 地域の特性に合わない例 公共交通機関が高度に発達している地域(銀座 新宿 梅田など)でも自動車分担率の高い人口100万人都市(札幌 広島など)と同程度の駐車台数を求められる。また、人口の割にターミナル性が高く、来客者の多い地域(吉祥寺 立川 町田など)では自動車分担率が高くなり、想定されており、必要駐車台数が過大に見積もられる。	大規模小売店舗立地法 第4条 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成11年6月30日 経済産業省告示第375号)	経済産業省	大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」と言う)において、経済産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関して周辺地域の生活環境の保持などを図るため、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとしている。 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示、以下「指針」という)では、設置者が配慮すべき基本的な事項、駐車場の充足や騒音の発生への対応などの店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項が示されている。
z1100012	(上記の続き) 大規模小売店舗立地法第4条(指針)の早期見直し	5021	5021068	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 大規模小売店舗立地法第4条に基づき指針の見直し(必要駐車台数 騒音基準の見直し)【一部新規】		(上記の続き)		(上記の続き) 日來客数原単位を用いることが著しく不適当な例 複数の自動車販売ディーラーが共同で大型販売店舗を設置しようとする場合、大店立地法4条の指針により、百貨店やGMS等と同程度の駐車台数を求めるような指導がある。 大型家具店舗やホームセンターなどについては、大型の商品を展示するため売り場面積が必然的に大きくなること、主として耐久消費財を取り扱うため指針で想定されている来客者数とは極端に水準が異なること、等の理由により特別に緩和措置が取られているが、両業態と同一ような特性を有する自動車販売店についても同様の取り扱いを認めるべきである。なお、整備のために自動車に乗って来店する顧客については、別途、整備スペースを確保しているため、指針に示されるような駐車台数は必要ない。		経済産業省	
z1100012	(上記の続き) 大規模小売店舗立地法第4条(指針)の早期見直し	5021	5021068	社団法人日本経済団体連合会	13	(上記の続き) 大規模小売店舗立地法第4条に基づき指針の見直し(必要駐車台数 騒音基準の見直し)【一部新規】		(上記の続き)		(上記の続き) 騒音基準について 大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集第2版(経済産業省:平成15年2月)では、夜間における騒音規制基準値について、基準値を超えることのみをもって都道府県は意見を述べるべきではないことが明記されている。しかし、普通の会話レベルの騒音が60db程度、車両による駐車場への進入音が70~80db程度であるという実態を踏まえれば、厳しい騒音基準が常に意見を述べる潜在的な材料のひとつとなることには変わりはない。そもそも当該基準値は「特定工場等において発生する騒音の規制に関する環境基準」(昭和43年11月27日厚生省農林水産省通商産業省運輸省告示第1号)における騒音規制法における夜間の規制基準値を準用しているが、大店立地法が施行されて3年が経過し、さまざまな事例やデータの集積が進んでいる状況を踏まえれば、商業施設において発生する騒音の実態に即した独自の基準値を設定することが必要である。		経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100013	大規模小売店舗立地法における新設及び変更の届出による添付書類の簡素化	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条に基づく新設及び変更の届出に当たっては、届出事項に係る周辺環境(交通、騒音、廃棄物)への影響を審査するために不可欠な12項目の添付書類(駐車台数の算出根拠や騒音レベルの予測結果など)の提出を求めている。 都道府県が法の運用を行うに当たっては、出店者の負担という観点から、添付書類は当該12項目に関して、届出事項に係る周辺環境への影響を審査する上で必要最小限のものに限るべきと考えている。 なお、経済産業省がホームページに掲載している「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中においても、既存店が変更を行う場合の添付書類については、当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを提出すれば足りる。」としており、既存店が変更を行う場合の添付書類は必要最小限で足りる旨の周知徹底を図っている。	d	-			回答では、添付書類は必要最小限で足りる旨の周知徹底を図っていることだが、要望内容は個別の提出書類の趣旨の明確化や提出書類の簡素化を求めているものであることから、この点について予定される指針の見直しの中で検討するなど、改めて具体的な対応策を検討し、示されたい。	a		指針の見直しに併せて、添付書類についても、見直し後の指針の内容に応じた必要最小限のものとなるよう見直しを行う。	5015003	日本チェーンストア協会	11
z1100014	大規模小売店舗立地法における営業時間の延刻を行う場合の手の簡素化及び添付書類の見直し	都道府県の要項等(参考)大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条に基づく新設及び変更の届出に当たっては、届出事項に係る周辺環境(交通、騒音、廃棄物)への影響を審査するために不可欠な12項目の添付書類(駐車台数の算出根拠や騒音レベルの予測結果など)の提出を求めている。 都道府県が法の運用を行うに当たっては、出店者の負担という観点から、添付書類は当該12項目に関して、届出事項に係る周辺環境への影響を審査する上で必要最小限のものに限るべきと考えている。都道府県の要綱はこうした考えの下で定められていると認識している。そのため、経済産業省がホームページに掲載している「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中においても、既存店が変更を行う場合の添付書類については、当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを提出すれば足りる。」としており、既存店が変更を行う場合の添付書類は必要最小限で足りる旨の周知徹底を図っている。 なお、延刻を含む営業時間の変更については、都道府県等が当該変更が実質的に生活環境に与える負荷を増加させることがほとんどないと認める時には、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項に基づき、説明会は掲示を行うことによって足りるとの手続きの簡素化が図られている。	d	-			回答では、添付書類は必要最小限で足りる旨の周知徹底を図っていることだが、要望内容は個別の提出書類の趣旨の明確化や提出書類の簡素化を求めているものであることから、この点について予定される指針の見直しの中で検討するなど、改めて具体的な対応策を検討し、示されたい。	a		指針の見直しに併せて、添付書類についても、見直し後の指針の内容に応じた必要最小限のものとなるよう見直しを行う。	5015004	日本チェーンストア協会	11
z1100015	大規模小売店舗立地法におけるリース駐車場解約時の調整対象からの除外	大規模小売店舗立地法第6条、附則第5条	大規模小売店舗立地法第6条及び附則第5条では、届出事項のうち、駐車場の駐車台数を減少させる場合には、変更の届出を提出してから、説明会の開催、周辺住民からの意見聴取等を経て、8ヶ月を経過した後でなければ、当該変更ができないものとされている。 なお、都道府県等が周辺環境の保持上影響が少ない等と判断し、意見なしとした場合には、当該制限が解除されることになるため、変更するのに必ずしも8か月待つ必要はないことになる。このようなケースに関しては、「大店立地法についての質問及び回答集」の中で取り上げており、経済産業省のホームページ上でも公開、周知されている。	c		大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に際しての周辺環境の保持を目的としているが、駐車台数の減少は、交通渋滞等の生活環境に対する悪影響が増大する変更であるため、この悪影響を完全に排除できる代替措置がない限り、説明会の開催、周辺住民からの意見聴取等同法に定める適切な手続きを講じる必要がある。						5015005	日本チェーンストア協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100013	大規模小売店舗立地法における新設及び変更の届出による添付書類の簡素化	5015	5015003	日本チェーンストア協会	11	大規模小売店舗立地法関連 / 新設及び変更の届出による添付書類の簡素化		新設及び変更の届出による添付書類の簡素化(交通量調査、予測、音の測定)	必要とされている提出書類の提出趣旨、その活用に関して明確にされておらず、結果的に店舗設置者のコスト増となっている。	法附則第5条第1項では、当該変更に係るもの以外のものを届出ることになっており、法第5条第2項で、添付書類を求められている。既存店舗における変更の届出を行う場合、必要添付書類は、変更内容に関する必要最小限なものにすべきである。	・大規模小売店舗立地法	経済産業省	
z1100014	大規模小売店舗立地法における営業時間の延刻を行う場合の手續の簡素化及び添付書類の見直し	5015	5015004	日本チェーンストア協会	11	大規模小売店舗立地法関連 / 営業時間の延刻を行う場合の手續の簡素化及び添付書類の見直し		営業時間の延刻を行う場合の手續の簡素化及び添付書類の見直し 営業時間変更の届出を行う場合の添付書類は、実際に状況変化する事項のみとしていただきたい。	営業時間の延刻では、実際に状況変化のない事項もあるので、この場合の添付書類については、明らかに影響のないものについては不要としていただきたい。	変更の届出に伴う添付書類については、実際に状況変化のない事項に関する書類もあるが、営業時間延刻の場合においては、明らかに状況変化がない事項については提出を不要としていただきたい。	・大規模小売店舗立地法	経済産業省	
z1100015	大規模小売店舗立地法におけるリース駐車場解約時の調整対象からの除外	5015	5015005	日本チェーンストア協会	11	大規模小売店舗立地法関連 / リース駐車場解約時の調整対象からの除外		リース駐車場の契約解除による駐車台数減少の場合については、調整対象外とする。	賃貸借契約により確保している駐車場は、契約上、中途解約を阻止する事はできず、事業者側の理由で契約を継続し、法的に確保していく事は不可能である。このような事業者側による都合ではない場合については、特例的に調整対象外としていただきたい。	出店後、リース駐車場については地主(賃貸人)の相続により売却等の都合により中途解約となるケースが度々生じる。このような場合、代替地を探し、借り替えを行う等、可能な限り早急に対応を行うものの、駅前立地の店舗等は隣接地に代替地を確保することは困難である。	・大規模小売店舗立地法	経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100016	大規模小売店舗の新設・変更に関する運用の適正化	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条、同施行規則第4条	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、附則第5条に基づき新設又は変更の届出において、共有者組合はその共有部分について、建物設置者であると認められる。	d	-			回答では現行制度下で可能とされているが、解釈徹底の観点から、周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	-	平成16年度の都道府県等との定期的な連絡会議などを通して、更なる周知徹底を図る。	5021070	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100017	大規模小売店舗立地法施行規則の見直し(開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し)	大規模小売店舗立地法第6条、施行規則第7条	大規模小売店舗立地法第6条では、届出事項のうち、開店時刻及び閉店時刻の変更を行う場合には、あらかじめその旨を都道府県に届け出るものとされている。ただし、開店時刻の繰り下げ、閉店時刻の繰り上げは、騒音等が生活環境に影響を与える時間が短くなるため、届出は不要とされている。 なお、夜間に入らない場合であって、都道府県等が当該変更が実質的に生活環境に与える影響を増加させることが殆どないと認めるときは、同法施行規則第11条2項に基づき、説明会は当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所での掲示を行うことにより足り、との手続きの簡素化が図られている。	c		等価騒音レベル(ある時間範囲において変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの)が開店時刻の繰り上げ、閉店時刻の繰り下げに伴って、増大するかどうか一般的に判断することはできないため、大規模小売店舗立地法第6条では、開店時刻及び閉店時刻の変更を行う場合には、届出によって、等価騒音レベルが増大するかどうか確認することとしたものである。		回答では等価騒音レベルが増大するかどうか一般に判断することはできないとしているが、例えば、等価騒音レベルのデータを集めるなどして、予定される指針の見直しの中で、届出基準の見直しについても検討されたい。	a	指針の見直しの中で、等価騒音レベルについても、全国全ての大規模小売店舗の事業者(平成14年7月現在 約1万8千)に対するアンケートなど必要な調査等に基づき、実態を把握し、その結果によっては、見直すことも検討する。	5021071	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100018	原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和	電気事業法 第54、55条 電気事業法施行規則 第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第16条の2	電気事業法第54条第1項の定期検査を電気事業者が受けなければならない時期は、発電用原子炉及びその附属設備について運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降13月を超えない時期としているとともに、同法第55条第4項の定期安全管理審査を受けなければならない時期は、発電用原子炉及びその附属設備について運転が開始された日又は原子力発電所の通常運転時の総合的な性能に関する定期事業者検査が終了した日以降13月を超えない時期としている。 定期検査は、検査内容に応じて、経済産業省原子力安全・保安院の検査官又は独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員が行っており、うち独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員については土曜日、日曜日、休日又は夜間にも検査を行っている。	b		業法の改正により、従来の事業者による自主点検が「定期事業者検査」として義務づけられるとともに、規制庁が実施する定期検査は、定期事業者検査に立ち会い又は記録を確認することにより行うものとされた。 現状における原子力発電所の保守管理は、事業者が13カ月ごとに実施する定期事業者検査が基本となっていることから、国の定期検査がこの定期事業者検査の実施にあわせて13カ月ごとに行うとしていることは一定の合理性を有するものである。 今後、定期事業者検査の個々の項目がどの頻度で行われれば安全上も有効であるかという観点から評価し、その評価に基づき事業者が原子炉の停止中に行うべき検査項目の間隔を定めるよう検討を行っていくことが必要である。また、例えば、各施設のパフォーマンスを踏まえた検査内容を適用することなど、定期検査の内容をより実効的かつ柔軟に決定していくためのしゅみの導入も考えられるが、これらの評価手法の検討や必要なデータの整備が前提となるものと考えられ、まずその点から作業を進めることが必要になる。		につき、回答では 今後、定期事業者検査の個々の項目がどの頻度で行われれば安全上も有効であるかという観点から評価し、その評価に基づき事業者が原子炉の停止中に行うべき検査項目の間隔を定めるよう検討を行っていくことが必要」とされると共に、例えば、各施設のパフォーマンスを踏まえた検査内容を適用することなど、定期検査の内容をより実効的かつ柔軟に決定していくためのしゅみの導入も考えられるが、これらの評価手法の検討や必要なデータの整備が前提となるものと考えられ、まずその点から作業を進めることが必要」とされているが、これら検討、及び検討に要するデータ収集に着手する時期につき、具体的に示されたい。			昨年未開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会において、右の事項も含めリスク評価を踏まえた検査制度の基本的な枠組みや制度導入の進め方については、今年早々から概ね1年程度をかけて、下部機関である検査の在り方に関する検討会において検討を進めることとされた。	5021226	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100016	大規模小売店舗の新設 変更者に関する運用の適正化	5021	5021070	社団法人日本経済団体連合会	11	大規模小売店舗の新設 変更者に関する運用の適正化【新規】		大規模小売店舗の新設 変更を行う際には、建物設置者として法人格を有する共有者組合を認めるべきである。		都市再開発事業等によって建設されるテナントビルの所有者は多数に上るケースが多く建物設置者全員の住民票又は登記簿謄本の提出を義務付ける現行の規定は過大な事務負担となる。 大規模小売店舗立地法の解説第2版(経済産業省、平成15年4月)では、かかる届出の際には、各区分所有者の全員が共同して、又は一部が共同して届出を行うことができる旨が明記されているものの、このような取り扱いが認められなかった事例があるとの報告が寄せられていることから、適切な運用がなされることを要望する。	大規模小売店舗立地法 第5条、第6条 大規模小売店舗立地法施行規則 第3条、第4条	経済産業省	大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)では、届出を行った店舗面積の合計、施設の配置に関する事項(駐車場、駐輪場、荷捌き施設等の位置・容量等)運用方法に関する事項(開店時刻、閉店時刻等)に変更があるときは、予め、建物設置者とその旨を都道府県に届け出なければならない。 建物設置者が複数である場合には、当該全員の連名で届け出る必要があり、その際には全員の登記簿謄本や住民票を提出することが求められている。
z1100017	大規模小売店舗立地法施行規則の見直し(開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し)	5021	5021071	社団法人日本経済団体連合会	11	大規模小売店舗立地法施行規則の見直し(開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し)		騒音規制法における「夜間」の時間帯にからない場合は、開店時刻の繰上げや閉店時刻の繰り下げに係る届出を不要とすべきである。 なお、騒音規制法による地域の指定が行われていない店舗設置地点については、夜間の時間帯を午後11時から午前5時とすべきである。		大規模小売店舗立地法第4条の指針(案)の策定にあたって(平成11年6月23日付通産省公報)では、頻繁な変更届出を強いることがないよう、いわゆる「軽微変更」として変更届出を要しない範囲を各種対応策に照らして合理的に設定することが必要である旨指摘されている。 本来、店舗の営業時間は、季節等、状況に応じて適宜変更されるのが通常である。営業時間の変更の場合、周辺環境への影響が発生する可能性があるのが騒音であるが、左記の夜間にかからない時間帯において、閉店・開店時刻の変更を行ったとしても、延刻した時間帯に客数が急増するとは考え難いこと、騒音予測に際しても等価騒音レベルによる計測地を用いるため、延刻に起因して基準値を上回ることは想定しがたいことなどから、周辺環境へ過度の影響を及ぼすことは無いと判断される。従って、これらの時間帯に係る営業時間の変更については、その届出を不要とすべきである。	大規模小売店舗立地法 第6条 大規模小売店舗立地法施行規則 第7条など	経済産業省	大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)では、届出を行った事項に変更があるときは、予め、その旨を都道府県に届け出なければならない。 ただし、経済産業省令で定める変更として、たとえば開店時刻の繰り下げや閉店時刻の繰り上げを行う場合は、その届出が不要とされている。
z1100018	原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和	5021	5021226	社団法人日本経済団体連合会	11	原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和		定期検査等間隔の延伸(原子炉及びその付属設備の定期検査(定期事業者検査の安全管理審査を含む)の間隔を2年程度に延長すべきである。 官庁立会検査における検査待ち時間発生回避 定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化		設備利用率を向上できる左記事項の導入により、原子力発電所設備の有効利用を図る。 については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下で検査の在り方について検討がなされており、基本的な方向性が示されている。今後、具体的な制度設計にあたり、全プラントが硬直的に一律13ヶ月に制限される定期検査間隔の見直しやオンラインメンテナンスの導入など、現状の定期検査制度について合理的な制度となるよう見直す。また、今後、独立行政法人が実施する検査立会は24時間体制とする方向で検討中と聞いているが、現在、連続作業のホールポイントとなっている国の定期検査立会について同様に24時間体制とすべきである。	電気事業法 第54、55条 電気事業法施行規則 第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第16条の2	経済産業省	発電用原子炉及びその付属設備は13ヶ月を越えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(平成15年10月より新規追加)を受けなければならない。また経済産業省の直接立会検査が実施されている。 定期検査時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検ができず、連続作業のホールポイントとなっている。 供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号		
z1100018	(上記の続き) 原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和		(上記の続き) 定期検査は、電気事業法第54条第1項の規定により、原子力発電所に属する蒸気タービン並びに発電用原子炉及びその附属設備について、経済産業省原子力安全・保安院又は独立行政法人原子力安全基盤機構が定期に行う検査であり、保安検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第5項の規定により、保安規定の遵守状況について、経済産業省原子力安全・保安院が定期に行う検査である。また、電気事業法第55条の規定により、事業者が設備の技術基準適合性を定期に確認する検査(定期事業者検査)の実施が義務付けられている。			(上記の続き) 平成15年10月1日に施行された電気事業法の改正により、定期検査の一部は独立行政法人原子力安全基盤機構が実施することとなった。独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員は、休日又は夜間にも検査を行う体制をとっており、従来の事業者の要望は相当程度実現されたと考えている。一方、国が行う検査項目については、定期検査に従事する検査官は、検査の実施以外の安全規制に関する事務も担当する体制となっており、これらの事務の遂行に加えて、休日又は夜間に検査をする体制をとることは労務管理上困難である。 定期検査は、原子力発電所の設備が技術基準を満たすよう維持されているかを確認する検査であり、保安検査は、事業者が保安規定を遵守して保安活動を実施しているかを確認する検査であり、両者は異なる目的を有する検査である。 保安規定の中には設備の保守管理に関する規定も含まれており、概念上は、定期検査が対象とする事業者による定期事業者検査に関する規定を含むものではあるが、当面、これらの検査を、それぞれの検査の目的に応じ、効果的かつ効率的に組み合わせる事業者の保全活動を監視していくことが、事業者による原子力発電所の適切な保全の実施を確保する上で必要であると考えている。				回答では、休日又は夜間に検査をする体制をとることは労務管理上困難としているが、要望内容は行政独立法人が24時間体制であることから国の定期検査立会についても同様に24時間体制を求めるものであり、改めて検討され、示されたい。			5021226	社団法人日本経済団体連合会	12	
z1100019	ボイラー・タービン主任技術者の複数事業場兼務要件の緩和	電気事業法施行規則 第52条第3項主任技術者制度の運用について(平成11年9月11日 資公部第278号) 小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備(経済産業省告示第333号)	電気出力が300kW未満のガスタービン以外のタービン発電施設については、ボイラー・タービン主任技術者を選任しなければならない。同一の、あるいは隣接する構内でなければ2つ以上の事業場を兼任することはできない。	b		現在、同一の、あるいは隣接する構内でなければ2つ以上の事業場を兼任することはできないとされているが、今後、保安が確実に確保される移動距離の制限値及び保安体制の要件等について、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえ検討を行う。(平成16年度中)				検討結果を踏まえ、平成16年度中に実施されることの可否について、改めて検討し、示されたい。	b		平成16年度に検討を行い、平成17年度中に措置を行う。	5021234	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100020	中小規模の地熱発電における主任技術者の不選任の容認	電気事業法施行規則 第52条	電気出力が300kW未満のガスタービン以外のタービン発電施設については、ボイラー・タービン主任技術者を選任しなければならない。	c		現在、中小規模の地熱発電におけるボイラー・タービン技術者の不選任については、安全上支障のないことの技術的な根拠が十分でなく、容認することはできない。 中小規模の地熱発電については、扱う地熱エネルギーは高温高圧であり、また1000kW級のタービンは事故が起こった場合に周囲への影響が大きいため、ボイラー・タービン主任技術者の選任は必要。				回答では1000kW級のタービンは事故の危険が大きいとしているが、要望内容では安全を確保した上で300kW以上のタービン発電施設についてもボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするよう求めており、現行水準の300kW以上の場合についても支障ない電力出力レベルについては主任技術者の選任を不要とすることについて、データを収集するなどして改めて検討されたい。	c		ボイラー・タービン主任技術者(以下、「BT主任技術者」という)の不選任を認めているのは300kW未満のガスタービン発電設備であり、それは技術的に安全が確保されていることが証明されていることから認められている制度である。地熱発電設備にはボイラー等がないことからBT主任技術者の不選任を要望されているが、蒸気タービンは存在しているためBT主任技術者の選任は必要であると考えている。 また、主任技術者制度は、自主的な保安を確保するために必要な制度であり、その選任を不要とするための検討に必要な安全性のデータについては事業者が所有していることから、検討のために必要となるデータは事業者側から提示されるべきである。	5021235	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100021	電気主任技術者委託契約の相手先の要件の緩和	電気事業法施行規則第52条第2項 電気事業法施行規則第52条の2 平成15年経済産業省告示第249号第2条	保安管理業務を行う者の要件として、告示で定める機械器具を有することとしている。	d		保安管理業務を行う者が、騒音計、振動計及び回転計について、当該機械器具をリースにより調達することは、保安管理業務の的確な遂行に支障を及ぼすこととなっていない限り特段の問題はない。また、発電設備の計器盤の情報より計測が可能であるということ、保安管理業務を実施する事業場の設置者が当該機械器具を事業場に備え付けていると解されるため、現行においても当該機械器具を有する必要はない。							5021238	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100018	(上記の続き) 原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和	5021	5021226	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和				(上記の続き) については、定期検査は今後、点検・保守プロセスも含めた施設の健全性確認に移行することが検討されており、事業者の日常の保安活動の取り組み状況を確認する保安検査と目的、対象等が類似している。電事法改正時に参議院でも検査制度全体を監査型体系に移行することを含め、検討を進めること、との附帯決議がなされており、将来、より効率的な運用のため、両者を保安検査に一本化、あるいは定期検査の自主検査化を考慮する必要がある。		経済産業省	
z1100019	ボイラー・タービン主任技術者の複数事業場兼務要件の緩和	5021	5021234	社団法人日本経済団体連合会	11	ボイラー・タービン主任技術者の複数事業場兼務要件の緩和【断規】		ボイラー・タービン主任技術者が、同一または隣接する敷地内でなくとも、例えば移動距離を制限する等によって、複数の事業所を兼務できるよう要件を緩和すべきである。		事業所の広さ、また隣接等の位置関係によらず、施設間の距離などによって兼任可否を判断することは、主任技術者の業務遂行上障害となることなく施設の安全性確保にも問題ないと考えられる。 左記要望の実現により、中小の発電設備においても、より効率的な人員配置が可能となる。	電気事業法施行規則 第52条第3項主任技術者制度の運用について(平成11年9月11日資公部第278号)	経済産業省	300kW以上のタービン発電施設については、ボイラー・タービン主任技術者を選任しなければならない、あるいは隣接する構内でなければ2つ以上の事業場を兼任することはできない。
z1100020	中小規模の地熱発電における主任技術者の不選任の容認	5021	5021235	社団法人日本経済団体連合会	11	中小規模の地熱発電における主任技術者の不選任【断規】		1000kW未満の地熱発電所におけるボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とすべきである。		地熱発電においてはボイラー等がなく発電設備も小規模であり、扱ふ危険物も少ないため、ボイラー・タービン主任技術者を選任せずとも安全性確保に問題はないと考えられる。 またこれにより、クリーンエネルギーである地熱発電の開発促進に繋げることができる。	電気事業法施行規則 第52条	経済産業省	1000kW未満の地熱発電では、ボイラー・タービン主任技術者、1000kW以上の地熱発電所では、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任しなければならない。
z1100021	電気主任技術者委託契約の相手先の要件の緩和	5021	5021238	社団法人日本経済団体連合会	11	電気主任技術者委託契約の相手先の要件緩和【断規】		平成15年9月19日に閣議報告された「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」では、平成16年度中に電気主任技術者の外部委託に関する要件を明確化する旨が記載されており、その際には、騒音計、振動計、回転計をリースにより保有する、または発電設備の計器盤の情報により騒音、振動、回転数を計測できれば委託先の電気主任技術者が所有していなくても良いこととすべきである。		リースによって所有する、発電設備の計器盤の情報により騒音、振動、回転数を計測することにより、計器の合理的な運用を図ることができ、発電設備の運用に要する費用を軽減できる可能性が拡大し、コージェネレーション等の分散電源の普及に資することができる。	電気事業法施行規則 第52条第2項、第52条の2 電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号八及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号八の算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示を定めた件(平成15年7月1日経済産業省告示第249号)	経済産業省	太陽電池、燃料電池以外の発電設備を設置する需要家が電気主任技術者を委託する場合、設置者が当該事業場に備え付けている場合を除き、騒音計、振動計、回転計等の機械器具を所有していなければならない。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100022	電気主任技術者の監督範囲及び免状交付に必要な実務経験の見直し	電気事業法施行規則 第56条 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令 第1条	電気主任技術者の監督範囲は次の通り。 第1種 全ての電気設備の工事、維持及び運用 第2種 構内に設置する170kV未満、構外に設置する100kV未満の電気設備 電気主任技術者の免状交付に必要な実務経験は次の通り。 第1種 電圧5万V以上の電気工作物の工事、維持又は運用 第2種 電圧1万V以上の電気工作物の工事、維持又は運用	(監督範囲)b (実務経験)c	(監督範囲) (実務経験)c	(監督範囲の見直し) 第二種電気主任技術者が監督できる170千ボルト未満の事業用電気工作物は、他の電力会社の系統への影響が比較的小さい設備である一方、275千ボルト未満の事業用電気工作物には、電力送電系統の連系に使用されるなど、電力基盤設備が含まれており、事故の際、他に与える影響も広域に及び設備であることから、事故等により他者に及ぼす影響等を考慮しつつ検討した結果、監督範囲の電圧は現状通りとするが、第二種及び第三種電気主任技術者の監督範囲のうち、構内と構外との区分については、現状において電気工作物の工事、維持及び運用に関する技術的レベルの違いはないことから、当該区分を撤廃し監督範囲を拡大する見直しを行う。(平成16年度中)	(実務経験の見直し) 電気主任技術者に必要な実務経験については、当該主任技術者が電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うために必要となる経験でなければならない。例えば5万Vの送電線の場合、架空送電線の導体の種類(裸電線と絶縁電線の違い)、地上高さ、工作物との離隔の規制値、受給設備の絶縁方式等の危険段階が5万V未満と大きく異なっており、また、5万V以上の設備と1万V以上5万V未満の電気設備を比較した場合、5万V未満への送電に当たっては絶縁された電線の使用が義務づけられているため、感電の危険性は少ない等保安レベルに大きな差がある。よってご要望のように実務経験に係る電圧レベルを引き下げることが、保安レベルの低下を招く恐れがあることから不適切である。 なお、電気事業法44条第2項の規定により、電気主任技術者免状は実務経験によるほか、試験に合格することによって交付される。	(監督範囲の見直し) 平成16年度中に実施されることの可否について、改めて検討し、示されたい。	b	監督範囲の見直しは、所要の検討を踏まえ平成16年度中に実施する予定である。	5021239	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100023	維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外	電気事業法第50条の2 電気事業法施行規則第73条の2	電気事業法第48条第1項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物で、出力3万kW未満であってダムの高さが15m未満の水力発電所以外のものを設置する者は、経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。	b		維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外に係る要件等については、保安実績や根拠となるデータを踏まえ検討を行う。(平成16年度中)		検討結果を踏まえ、平成16年度中に実施されることの可否について、改めて検討し、示されたい。	b	平成16年度中に調査と検討をしたうえで、方針決定を行う。審査要件から除外する場合には、平成17年度中に必要な措置を講ずる。	5021240	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100024	水力発電所の制御方式変更に伴う届出の廃止	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条、別表2	電気事業法第48条第1項の規定による事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、別表第二の上覧に掲げる工事の種類にある3付帯設備(1)発電所の運転を管理するための制御装置として出力500キロワット未満の水力発電所以外の発電所に係る制御装置の改造であって、制御方式の変更を伴うものは、その工事の計画を届け出なければならない。	b		水力発電所の制御方式の変更に伴う届出の要件等については保安実績等を踏まえ検討を行う。(平成16年度中)		検討結果を踏まえ、平成16年度中に実施されることの可否について、改めて検討し、示されたい。	b	平成16年度中に調査と検討をしたうえで、方針決定を行う。審査要件から除外する場合には、平成17年度中に必要な措置を講ずる。	5021241	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100025	民間規格の規制基準への充足性の迅速な確認と活用	電気事業法第39条第1項の規定に基づく省令62号 同法第54条、55条に基づく省令77号	現在は民間規格の取り入れに際しては、省内において学識経験者による委員会を設置し、第三者による評価をうけ、技術基準に反映することが適当と評価されたものは逐次反映を行っているところ。	a		民間規格の迅速な反映を可能とするために、技術基準の性能規定化に着手し、平成16年度には所要の措置を講ずる。					5021245	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100022	電気主任技術者の監督範囲及び免状交付に必要な実務経験の見直し	5021	5021239	社団法人日本経済団体連合会	11	電気主任技術者の監督範囲及び免状交付に必要な実務経験		第2種電気主任技術者の監督範囲を以下のように拡大すべきである。 構内に設置する275kV以下の電気設備 構外に設置する110kV未満の電気設備 免状交付に必要な実務経験の電圧レベルを引き下げるべきである。 第1種 1万V以上 第2種 5千V以上		電気技術の進歩により、機器の信頼性も格段に向上しているとともに、電気ロス低減を目的に、一般需要家への送電電圧も高くなってきている。こうした技術進歩、電力環境の中、効率的運用を行うために、第2種電気主任技術者の監督範囲を拡大すべきである。 5万V以上の設備と1万V以上5万V未満の設備を比較した場合、あるいは1万V以上の設備と5千V以上1万V未満の電気設備を比較した場合、設備的に大きな差はなくまた保安監督レベルについてもほぼ同等であると考えられる。一方、工場の構内における電気工作物はその多くが5万V未満の設備であることから、特に第1種主任技術者の資格を得るための実務経験要件を満たすのは非常に困難なのが実情である。また実務経験を蓄積させるためには意識的業務配置を行わなければならないなど、主任者育成を阻害する要因にもなっており、これらの問題を勘案すると、左記電圧範囲が現実的である。	電気事業法施行規則 第56条 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令 第1条	経済産業省	電気主任技術者の監督範囲は次の通りとなっている。 第1種 全ての電気設備の工事、維持及び運用 第2種 構内に設置する170kV未満、構外に設置する100kV未満の電気設備 電気主任技術者の免状交付に必要な実務経験は次の通りである。 第1種 電圧5万V以上の電気工作物の工事、維持又は運用 第2種 電圧1万V以上の電気工作物の工事、維持又は運用
z1100023	維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外	5021	5021240	社団法人日本経済団体連合会	11	維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外【新規】		維持流量発電設備は、新たなダム開発を伴わない、既設水力発電設備の水路から分岐した小容量(数百～千数百kW程度)の発電設備であり、上記安全管理審査対象外とすべきである。		維持流量発電設備は、既設発電所の水路を分岐して使用するもので、水車および発電機は既設発電機とは別地点に設置されるものであり、発電所新設と同じと考えられる。 また出力も小容量であり、保安面での影響も少ないことから、現状の安全管理審査対象外設備(3万kW未満)と同等な扱いとすることが適当であると考えられる。	電気事業法 第50条の2 電気事業法施行規則 第73条の2	経済産業省	3万kW未満(ダムの高さが15m未満)の水力発電設備を設置する場合は安全管理審査対象とはならないが、維持流量発電設備を設置する場合、既設の水力発電設備と併せた出力の合計が3万kW以上となる場合には、安全管理審査対象となる。
z1100024	水力発電所の制御方式変更に伴う届出の廃止	5021	5021241	社団法人日本経済団体連合会	11	水力発電所の制御方式変更に伴う届出の廃止【新規】		水力発電所の制御方式変更時の工事計画届出を廃止すべきである。		工事計画届出の趣旨は、公共の安全上重要な工事について、技術基準への適合性確認等の観点から届出の義務を課すものであるが、水力発電所の遠方監視制御装置等が万一故障しても、直ちに運転の支障は生じない。また、水力発電所の無人化率(一般電気事業者10社計)が99%を超えている中で、これまで制御装置の不具合を原因とする主要電気工作物の損壊等、重大な事故は発生していない。このため、水力発電所の制御方式変更手続きの簡略化を求める。 なお、変電所における同様な工事に伴う届出は平成10年10月の電気事業法改正によって不要となっている。	電気事業法 第48条 電気事業法施行規則 第65条、別表第2	経済産業省	出力500kW以上の水力発電所の附帯設備のうち、発電所の運転を管理するための制御装置改造であって制御方式変更を伴うものは工事計画届出が必要である。
z1100025	民間規格の規制基準への充足性の迅速な確認と活用	5021	5021245	社団法人日本経済団体連合会	11	民間規格の規制基準への充足性の迅速な確認と活用【新規】		民間規格の積極的な活用の実現のため、従来から規制基準として引用されている民間規格については、その実績を十分に尊重したり、当該規格策定に際しての学協会での公正、公平、公開を重視した策定プロセスを尊重するなど、合理的かつ迅速に規制に反映させる認証手続きを整備すべきである。		現在国では、「民間規格 維持規格」設計建設規格の活用について、精力的に進めているが、これ以外の民間規格は省令62号関連でも20件程度あり、更にこれらについては、今後定期的に改定されていく。これらおよび今後発生する新たな民間規格をも対象とした、国による合理的かつ迅速な民間規格の認証に向けての手順を確立することが必要となっている。	電気事業法第39条第1項を受けた省令62号 第54条、55条を受けた省令77号等	経済産業省	国は、電気事業法等に基づく規制基準は要求性能を中心とした規定とし、その実現方法として学協会規格をはじめとする民間規格を積極的に活用する方針に従って改正を進めていくとしている。2002年12月から、日本機械学会の維持規格2000年版の技術評価を実施中であり、4月から5月にかけて評価結果につきパブリックコメントを実施している。また、設計・建設規格、維持規格2002年版についても4月および5月から技術評価を開始している。 しかし、電気事業法関係の省令(省令62号他)から引用される民間規格は、これ以外にも20件以上存在する。また、これらは今後定期的に見直しを実施されていく。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100026	兄弟会社間の電力特定供給の容認	電気事業法第17条 電気事業法施行規則第21条	特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を要する。	b		平成17年4月には50kW以上の需要家を自由化対象需要家とすることとしており、50kW以上の需要家は、届出制の下での新規参入者からも電力を購入できるようになる。 一方、構造改革特区基本方針における「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業」(別表1の1103)については、これまで4自治体の構造改革特別区域計画が認定されている。本特例措置の全国展開については、本事業による電気の供給が行われた後、評価を行った上で検討を行う。 なお、現在の審査基準においても、生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係として不十分であっても、複数を組み合わせて見ることによって密接な関係と判断することとしており、具体的な事例を見なければ判断することはできないが、実質的に同一会社であれば、許可される可能性は高いと考える。		事業者の予測可能性を高めるため、既に実施されている特定供給の事例等をHP等で周知することの可否について、その理由も含めて明らかにされたい。		特定供給の許可事例について、ホームページにて周知することが、事業者の参考となるものと考えられるため、今後その掲載を行うべく準備を行う。	5021246	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100027	内燃ガスタービン法定定期自主検査及び安全管理審査の廃止	電気事業法施行規則 第94条	内燃ガスタービンの場合、定期自主検査の範囲はガス圧縮機のみとなっている。従って定期(個別)安全管理審査もこれを対象に実施される。	c		現在、内燃ガスタービンのうちガス圧縮機のみが対象となっているが、ガス圧縮機について安全上支障のないことの技術的な根拠が現状では十分でないため、安全管理審査を廃止することはできない。		回答では技術的な根拠が十分でない点を根拠に対応不可とされているが、要望内容を踏まえた安全性の確保される効率的な管理方針について、具体的なデータを収集・分析するなどして、改めて検討されたい。	c	電気事業法においては自主保安が原則であり、検討に必要な安全性のデータは事業者が所有していることから、検討のために必要となるデータについては事業者側から提示されるべきである。 そのため、現時点では要望のガス圧縮機の法定定期自主検査及び安全管理審査の廃止についての検討を行うためのデータが十分ではないため、対応することはできない。	5021248	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100028	マイクロガスタービン発電設備を小出力発電設備として扱うことの容認	電気事業法第38条第2項 電気事業法施行規則第48条第4項	マイクロガスタービン発電設備は、事業用電気工作物に位置付けられ、電気保安の観点から電気主任技術者の選任、保安規定の届出等保安上の規制が課せられている。一方、安全性が確認されているごく小規模な一部の発電設備(小出力発電設備)については一般用電気工作物としてこれらの保安規制が課せられない。 小出力発電設備は、電圧600V以下の発電用電気工作物で以下の要件を満たす発電設備である。 太陽光発電設備であって出力20kW未満のもの 風力発電設備であって出力20kW未満のもの 水力発電設備であって出力10kW未満のもの(ダムを伴うものを除く) 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のもの ただし、同一構内に複数設置する場合、上記設備の出力の合計が20kW以上となるものは除く。	c		小出力発電設備は一般家庭等、電気に関する専門的な知識がない者が使用しても安全であることを前提に、一般用電気工作物として保安規制の緩和がなされているものであり、現行、最大でも出力が20kW未満のものを対象としている。300kWの規模は一般家庭の約100件分の電力に相当する大きさであり、専門家による適切な維持・運用が行われない場合、危険性が非常に高く事故が起こった場合の周囲への影響も大きい。よって、小出力発電設備として電気主任技術者の選任や保安規定の届出を不要とすることはできない。 なお、構造改革特区において30kW未満の小規模ガスタービン設備について一般用電気工作物に位置付ける特例措置を認めている。		回答では300kWの規模は危険性が非常に高く困難としているが、要望内容は20kW(又は10kW)が保安規制の課せられない上限とされているマイクロガスタービンについて、その上限を高めることを求めるものであり、具体的なデータを収集・分析するなどして、改めて検討されたい。 また、要望内容は特区にて認められている30kW未満のガスタービン設備を一般用電気工作物に位置付ける特例の全国展開を求めるものであり、この点について、特区における評価を待つことなく全国規模で実施することについて、改めて検討され、見解を示されたい。	c	30kW未満のマイクロガスタービンの一般用電気工作物としての安全性が確認されていない現時点において、30kW以上の規模のマイクロガスタービンについて検討するのは時期尚早である。 また、電気事業法においては自主保安が原則であり、検討に必要な安全性のデータは事業者が所有していることから、検討のために必要となるデータについては事業者側から提示されるべきである。 構造改革特区において現在30kW未満のマイクロガスタービン設備について一般用電気工作物に位置付ける特例措置を認めているところであるが、現時点において申請がなく実績がないため、安全性について評価ができていない。 そのため、現時点では要望の30kW未満のマイクロガスタービン発電設備を一般用電気工作物に位置付けることについて検討を行うためのデータが十分ではなく対応することはできない。	5021253	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100029	電力料金区分の合理化	根拠法令等なし	特別高圧需要については、産業用電力料金という料金体系はなく、小売りが自由化が実施されている。	e		現在、契約電力2,000kW以上の特定規模需要家は、電力の小売自由化対象となっており、一般電気事業者及び特定規模電気事業者と需要家との交渉により、電気料金等を設定することができる。						5109001	民間企業	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100026	兄弟会社間の電力特定供給の容認	5021	5021246	社団法人日本経済団体連合会	11	兄弟会社間の電力特定供給		親会社傘下の子会社間での特定供給を可能とすべきである。		自家発の余剰電力を供給する際に、供給者と需要家の間で密接な関係があれば、自家発自家消費に類似した性格のものとして電力の直接供給(特定供給)が許可されるが、その許可要件が厳しくなっている。親会社傘下の複数の子会社は実質的には一体の会社となっている。平成17年度より50kW以上の需要家については原則自由化されるが、持株会社化等による企業再編が急速に進む状況下、早急に持株会社傘下の子会社間で特定供給が可能との見解を示して欲しい。	電気事業法 第17条第2項第1号 電気事業法施行規則 第21条 電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12年3月16日資第1号)	経済産業省	50%以上の直接出資がある親子会社間、は、電気事業法第17条第2項第1号の「密接な関係」にあたることされ、電力特定供給が許可される。しかし、親会社傘下の子会社間では、電力特定供給は許可されない。
z1100027	内燃ガスタービン法定定期自主検査及び安全管理審査の廃止	5021	5021248	社団法人日本経済団体連合会	11	内燃ガスタービン法定定期自主検査及び安全管理審査		内燃ガスタービンの法定定期自主検査と安全管理審査は廃止すべきである。		主機のガスタービン本体を対象外とし、補機のカスタム機のみを対象としていること、及びガスタービンは燃料条件により使用しない設備があることと考えると、対象の選定が適当でない。 昨年度の同内容の要望に対し「ガスタービン本体は、メーカー等により適切なインターバルでメンテナンスを受けなければ運転できないことや、万が一の事故時においても破損片がケーシング内に止まることから、定期自主検査の対象から除外した」とあるが、ガスタービンについてもメーカー等により適切なインターバルでメンテナンスを受けなければ運転できず、またメーカーの定めた点検整備計画に基づき自主的に管理しており、ガスタービン本体と同様の安全性は確保されると考えられる。	電気事業法施行規則 第94条	経済産業省	内燃ガスタービンの場合、定期自主検査の範囲はガスタービンのみとなっている。従って定期(個別)安全管理審査もこれを対象に実施される。
z1100028	マイクロガスタービン発電設備を小出力発電設備として扱うことの容認	5021	5021253	社団法人日本経済団体連合会	11	マイクロガスタービン発電設備の小出力発電設備扱い【新規】		300kW未満のマイクロガスタービン発電設備を小出力発電設備とすべきである。		マイクロガスタービン発電設備は、二酸化炭素排出抑制、燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障に貢献できる分散型電源であるが、現在は大型発電設備と同レベルの規制を受けており、普及への障害となっている。 現在各社からの販売により設置台数が増加中であるが、安全性の確認を前提に小出力発電設備に位置付けることによって、より一層の普及を図ることができる。 本件については、構造改革特区に対する第一次提案を受けて策定された「経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)」の第3条において、出力30kW未満のガスタービン発電設備について一般電気工作物に位置付ける旨が記載されており、これを早期に全国展開すると同時に、対象範囲の見直しについても検討すべきである。	電気事業法 第38条第2項 電気事業法施行規則 第48条第4項	経済産業省	現行の小出力発電設備は以下のとおりとなっており、マイクロガスタービンに容量に關係な(事業用電気工作物に位置付けられ、電気主任技術者の選任および保安規定の提出等が義務付けられる。 20kW未満の太陽光・風力発電設備 10kW未満の水力・内燃力発電設備
z1100029	電力料金区分の合理化	5109	5109001	民間企業	11	電力料金区分の合理化		産業用電力における細かな料金区分の簡素化		電力会社の約款では、産業用の2000kwを超える特別高圧の電力料金について、最終需要が「電灯もしくは小型機器」に使用される場合と、「動力」に使用される場合とで、別の料金を定めている(例:東京電力「電気需給約款」16条、17条)。 データセンター事業での電力消費は、年間を通して24時間365日安定的かつ大規模なものであり、いわゆる「動力」向けの電力料金が適用されるべきであるが、最終用途であるサーバ等が「動力」と解釈されず割高の「電灯もしくは小型機器」向けの電力料金が適用されているケースがほとんどである。	電気事業法19条1項及び3項 供給約款料金算定規則第19条2項 東京電力、電気需給約款14-17条	経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100029	(上記の続き) 電力料金区分の合理化											5109001	民間企業	12
z1100030	複数の発電設備における集中監視の容認	電気設備に関する技術基準を定める省令第46条	電気設備に関する技術基準を定める省令第46条第1項においては、異常が生じた場合に人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないよう、異常の状態に応じた制御が必要となる発電所や一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常を早期に見出す必要のある発電所には、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者(技術員)が、当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をすることを義務付けている。 また、同条第2項においては、上記以外の発電所(非常用予備電源を除く)は、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができる措置が講じられる場合において、技術員が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしない発電所として位置づけることができる旨を規定している。	c	ボイラーによる汽力を原動力とした発電所については、事故によっては人体への危害又は物件に損傷を与える危険性があるため、異常状態に応じて制御する必要がある発電所としており、安全上支障のないことの技術的な根拠が現状では十分でないため、当該要望を容認することはできない。	(参考) 異常が生じた場合に安全かつ確実に停止できるように監視制御システムが構築されていると評価できる場合には、所定のスキーム(下記参照)に沿ってそれを国の技術基準の解釈に位置づけることが可能となる。 総合資源エネルギー調査会原子力安全保安部会電力安全小委員会が平成15年5月30日に取りまとめた新技術 民間規格の技術基準への適合性確認に関するスキーム( <a href="http://www.meti.go.jp/report/data/g30604cj.html">http://www.meti.go.jp/report/data/g30604cj.html</a> 参照)	回答では技術的な根拠が十分でないとしているが、要望内容は発電設備の集中管理を求めるものであることを踏まえ、今後、安全のためのデータ収集・分析を行うなど、改めて検討されたい。	c	電気事業法においては自主保安が原則であり、検討に必要な安全性のデータは事業者が所有していることから、検討のために必要となるデータについては事業者側から提示されるべきである。 そのため、現時点では異常が生じた場合に安全かつ確実に停止できるように監視・制御システムが構築できているかについての検討を行うためのデータが十分ではないため、対応することはできない。	5111013	社団法人日本自動車工業会	11		
z1100031	電力の私設線導入に関する容認	電気事業法65条(公共用の土地の使用)	電気事業法65条「公共用の土地の使用」は電気事業者、卸供給事業者のみに認められている。	a	本措置は、電気を供給する事業の公益性と供給を受ける需要家の利益を保護する観点から、電気事業を営む場合に適用されるものであり、自家用発電に適用する趣旨のものではない。なお、先の電気事業法等改正により、平成17年4月1日から、特定規模電気事業者にも電気事業法65条等の公益特権が認められることとなったため、特定規模電気事業を営むものとして電線路の届出(同法16条)を行うことで対応可である。						5111015	社団法人日本自動車工業会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100029	(上記の続き) 電力料金区分の合理化	5109	5109001	民間企業	12	(上記の続き) 電力料金区分の合理化				(上記の続き) データセンターは、国民が安心してITを活用するための基盤的なインフラであり、その電力消費に対しては、割安な料金が適用されるべきである。 (試算によれば、標準的なデータセンター事業において、東京電力の「電もしくは小型機器」向けの料金(特別高圧電力A)と「動力」向けの料金(特別高圧電力B)では、1年間で約5800万円の差が生じ、前者が20%程度割高となる) このような細分化された料金体系が存在していることが、国際的に見ても著しく割高な産業用電力料金の要因となっていると考えられる。		経済産業省	
z1100030	複数の発電設備における集中監視の容認	5111	5111013	社団法人日本自動車工業会	11	複数の発電設備における集中監視の容認		一箇所の遠隔運転センターから、集中的に、複数の発電設備を監視することを容認いただきたい。	発電設備の運転操作、監視は、同一構内で監視を行うこととされており、複数の発電設備がある場合には、発電設備毎に、担当者を置いて監視を行っており、必要以上に人員を配置しなければならない。	現在は、ボイラーを監視するシステムが普及しており、遠隔地からでも、異常監視を行うことは、技術的に可能であり、一人で複数のモニター監視を行うことも十分可能であるが、小規模な発電設備を近隣に複数保有する場合は、必要以上の人員配置が義務づけられており、非効率となっている。	電気事業法 - 電気設備技術基準 第46条 異常が生じた場合に人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないよう、異常の状態に応じた制御が必要となる発電所、又は電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常を早期に発見する必要のある発電所であって、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしないものは、施設してはならない。	経済産業省	重点要望項目
z1100031	電力の私設線導入に関する容認	5111	5111015	社団法人日本自動車工業会	11	電力の私設線導入に関する容認		需要家が、電力の私設線を設置しようとする場合でも、電気事業者、卸供給事業者と同様に、公共地の使用を認めていただきたい。	電気事業者、卸供給事業者が、電線路を設置する際には、管理者の許可を受けた上で、公共地の使用が認められているが、需要家には、これが認められていない。この為、近隣工場間で融通するための私設線を設置できず、事業所毎に自家発電を稼働させており、非効率となっている。	近隣工場間を私設線で繋ぐことができないため、工場間での電力の負荷を融通することができず、自家発電設備の利用の向上によるコスト削減が促進されない。 また環境対策の面からみても、エネルギー効率の悪い運転をしている。	電気事業法 第六十五条 電気事業者又は卸供給事業者は、道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地に電気事業又は卸供給を行う事業の用に供する電線路を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。	経済産業省	重点要望項目



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100032	電気事業法の事務処理窓口の一本化	電気事業法第63条	電気事業法63条(同法58条、59条、60条、61条の損失補償にかかる裁定)の申請先は都道府県となっている。(ただし、同法58条、59条、60条、61条の届出先は経済産業大臣となっている。)	措置の概要(対応策)欄参照	ご指摘のございました要望事項については以下のとおりそれぞれ回答いたします。 裁定申請先と裁定を行う者を都道府県知事から経済産業大臣へ変更すること c 電気事業法61条(植物の伐採又は移植)を国の直接執行事務とし、同法63条(植物の伐採等の裁定)は都道府県の自治事務とすることになったのは、平成12年に施行された地方分権一括法の際の見直しによるものですが、63条を都道府県の自治事務としたのは、裁定には国の特別な関与は要しないという裁定の性質によるものであるため、63条については引き続き都道府県の自治事務とすることとしております。 伐採許可の情報共有 d 伐採許可の情報については、伐採許可が下りた時点で長野県に連絡をし、情報共有をしたいと思います。 損失を受けた相手方が全国に及ぶこともあり確認に時間を要するという指摘 e 植物の所有者が所在不明等である場合を想定しており、その場合には全国に確認をする必要があるとのことですが、裁定の手続きとして、必ずしも全国に及ぶ確認を行わなければならないわけではありません。 裁定のための現地確認の際の立入や通行権が認められていないとのこと指摘 e 国も都道府県同様、そのような権限は認められてはおりません。			伐採許可の情報については、伐採許可が下りた時点で連絡をすることとしたいとのことであるが、平成15年度中に情報共有することとすることについて、ご回答いただきたい。平成16年度以降となる場合は、その理由も含めてご回答いただきたい。 裁定の申請を受ける都道府県において、全国に及ぶ確認が不要であるとのことであるが、その理由も含めて周知徹底されることについて、ご回答いただきたい。			平成15年度中に情報共有することで対応。 裁定の相手方である植物の所有者が不明である場合に、都道府県から裁定申請受理の当事者への通知、裁定内容等の通知をするに当たって、全国に及ぶ確認が必ずしも必要ではないという趣旨は、都道府県が、裁定の相手方の所在確認のために、登記簿の調査、周辺住民への照会等の真摯な努力を行えば(または起業者が同様の努力を行っている場合には、それを確認をすることで足りるとの意であり、自ら全国に確認をする必要はないという趣旨です。 また、周知徹底の方法ですが、各都道府県の担当課に文書で連絡をすることとしたいと考えます。	5119007	長野県	11
z1100033	火力設備における定期自主検査周期延長の拡大	電気事業法施行規則第94条の2 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年2月19日原院第6号)	火力設備のうち、ボイラー及び蒸気タービンの定期自主検査周期については、下記の通り、基本周期に加え一定条件を満足することにより、更なる延長が認められている。 ボイラー・・・基本周期(2年)+延長(2月)+延長(1月)、基本周期(2年)+延長(1月)+検査(1月)+基本周期(2年)+延長(1月) 蒸気タービン・・・基本周期(4年)+延長(1月または3月)	c	蒸気タービンにおける3月の周期延長は、安全確保上支障がないことを技術的に確認した上で認めているものである。一方、ボイラーの検査は2.5か月毎に1回、5.2ヶ月の間に2回の検査を行うこととなっているが、一定の技術要件を満たした場合には4.9ヶ月まで運転を継続できることとなっている。要望は、ボイラーの運転をさらに2か月延長し、5.1ヶ月間運転できるよう求めるものであるが、そのために必要な安全上支障のないことの技術的な根拠が示されておらず、タービンとの運転サイクルの整合性との観点のみから延長を認めることはできない。			回答では技術的な根拠がないことから困難であるとしていることから、データ収集・分析等を行い、延長条項の追加を検討を行うことについて、改めて見解を示されたい。	c	電気事業法においては自主保安が原則であり、検討に必要な安全性のデータは事業者が所有していることから、検討のために必要となるデータについては事業者側から提示されるべきである。 そのため、現時点では要望の火力設備における定期自主検査周期延長についての検討を行うためのデータが十分ではないため、対応することはできない。	5021250	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100032	電気事業法の事務処理窓口の一本化	5119	5119007	長野県	11	電気事業法の事務処理窓口の一本化		電気事業法の規定による植物の伐採許可に伴う損失補償の裁定申請事務は、伐採許可と一連の事務処理であり、窓口の一本化と事務処理の合理化をするため、裁定申請先及び裁定を行う者を都道府県から経済産業大臣へ変更する。	電気事業法第63条の伐採された植物の損失補償の裁定申請先の変更	電気事業法では、電気事業の許可(第3条)を始め、その許可に関連した電線路に障害となる植物について伐採許可(61条)は経済産業大臣が、伐採された植物の損失補償の裁定(63条)は都道府県と申請先が異なる複雑な窓口システムとなっている。都道府県には、経済産業大臣からの伐採許可の情報が来ないため、伐採許可の内容把握に当たり、多くの手間を要する他、損失を受けた相手方が全国に及ぶこともあり確認に時間を要する。また、立入や通行権限がないため、裁定するための現地確認が困難になっている。	電気事業法	経済産業省	
z1100033	火力設備における定期自主検査周期延長の拡大	5021	5021250	社団法人日本経済団体連合会	11	火力設備における定期自主検査周期延長の拡大【断規】		ボイラーにも、蒸気タービンと同様に3月延長条項を追加規定すべきである。(一定の条件を満足すれば、1月または3月の延長が認められるようにする。)	蒸気タービンの定期自主検査周期延長の拡大	蒸気タービンの定期自主検査周期は、延長条項を加えると最大で51月(48月+3月)となる一方、ボイラーの定期自主検査周期は延長条項を加えても最大で49月(24月+24月+1月)であり、定期自主検査実施期限がボイラーと蒸気タービンで不整合が生じる。(ボイラー24月延長が承認された発電設備については、結果して期限の短いボイラーに合わせて蒸気タービンも定期自主検査を実施することになるため、タービン3月延長制度を活用できない。)ボイラーの定期自主検査周期に3月延長制度を織り込むことで、夏期前に定検をしなければならなかった発電設備が秋期開始が可能となり、定期自主検査を最大周期で実施することで長期的にみれば修繕費の抑制にも繋がることとなる。また、夏期定検を回避することで、夏期における供給力の安定確保にも寄与することができる。	火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年2月19日原院第6号)	経済産業省	火力設備のうち、ボイラー及び蒸気タービンの定期自主検査周期については、下記の通り、基本周期に加え一定条件を満足することにより、更なる延長が認められている。 ボイラー・・・基本周期(2年)+延長(24月)+延長(1月) 蒸気タービン・・・基本周期(4年)+延長(1月または3月) ボイラーと蒸気タービンで最大延長した場合の定期自主検査周期に不整合が生じている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100034	RPS法の対象エネルギーへのLNG冷熱発電の追加	(定義) 第二条(略) 2 この法律において「新エネルギー等」とは、次に掲げるエネルギーをいう 一 風力 二 太陽光 三 地熱 四 水力(政令で定めるものに限る。) 五 バイオマス(動植物由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう)を熱源とする熱 六 前各号に掲げるもののほか、石油(原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。)を熱源とする熱以外のエネルギーであって、政令で定めるもの	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)は電気を小売りする電気事業者に対して、供給する電気の一定比率以上、新エネルギー等から発電した電気の利用を義務づけるもの。 現在、「新エネルギー等」としては同法第2条において風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスが法定されており(第6号の政令で定めるエネルギーについては特に定めていない。)、LNG冷熱発電は同法の対象となっていない。	c		RPS法においては、現行の対象エネルギーの潜在導入可能量を前提に、現在平成15年度から平成22年度までの義務量を定めており、平成18年度中に、平成22年度までの義務量を見直すとともに、平成26年度までの義務量を定めることが法定されている。 また、義務量は利用目標をベースに算定され、法第3条第3項に「経済産業大臣は、新エネルギー等の普及の状況、石油の需給事情その他の経済的社会的事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、新エネルギー等電気の利用目標を変更するものとする。」と規定されているが、「石油の需給事情その他の経済的社会的事情の著しい変動」とは、当該目標年度までの間に既に策定された利用目標の達成が極めて困難になるような変動を指し、本条項は、経済情勢や毎年度の設備投資動向、あるいは立地制約等の情勢変化により、供給がテンションが目標量を下回る可能性が発生し、必要と認められる場合に利用目標を変更することを可能とするためのものである。 したがって、上記のような変動が起こらない限り、現時点での義務量の見直しを可能にする規定は無く、対象エネルギーの範囲を変更することは不可能であり、平成18年度中に行われる義務量の見直しの中で必要に応じ、対象エネルギーの範囲の議論が行われることとなる。 なお、本法の対象となるエネルギーは、経済性の面の制約から普及が十分でないものの、本法の対象となることで普及が拡大する蓋然性が高く、かつ電気事業者が利用可能である(電力系統に連系されている)必要があり、新たに対象に加えようとするエネルギーの普及範囲が著しく限定的である場合、あるいは連系が無く(自家消費のみである)場合には、本法の対象とすることは困難。		要望は、LNGの出荷・受入の過程でロスとなっているエネルギーの再利用ができることから法の精神に合致すること、冷熱発電については既に多くの実績があり実用化されていることなどからRPS法の対象エネルギーに含めることを求めるものであり、冷熱発電がRPS法の対象エネルギーになり得るかどうかが、また対象エネルギーの見直しを前倒しすることの可否について、その理由も含めて明らかにされたい。	c		【LNG冷熱発電はRPS法の対象エネルギーになり得るか】 本法は、石油代替エネルギーのうち、現在においては普及が十分進んでいないもので、将来的には普及する可能性のあるものについて、義務づけを行うことにより、その利用をさせようとする法律である。したがって、今後の普及可能性がないものを対象エネルギーとすれば、単に、既設対象設備を保有する事業者に経済的利益を付与するのみであるため、本法の趣旨に合致しない。 ここで、LNG冷熱発電の普及可能性を検討するため、東京ガス根岸工場の2000年度の利用実績を見てみると、LNG冷熱エネルギーのうち、ガスの送出圧力に使用されている部分が42.4%、冷熱利用部分が26%、残りの31.6%がロス等それ以外の部分とされている。今後、冷熱利用を増加させるためには、送出圧力・冷熱利用以外の31.6%の部分のエネルギーの利用を推進することが考えられるが、冷熱利用部分の比率は1991年度～2000年度にかけて23～26%程度のほぼ一定の値となっていることから、現在実用化されている利用技術では、現状の1/4程度の冷熱利用が限界であると考えられる。 以上のように、LNG冷熱発電は、新たな高効率発電システムが開発・実用化されない限りにおいては、ほぼ技術的な導入限界に達しており、普及可能性は低いと、本法の趣旨に合致するエネルギーとは言えない。	5149001	知多エール・エヌ・ジー株式会社	11
z1100034	(上記の続き) RPS法の対象エネルギーへのLNG冷熱発電の追加										(上記の続き) なお、東京ガスの都市ガス製造工場の2000年度の電力購入実績は197,440千kWhとなっており、LNG冷熱発電による電気は全て工場内で消費され、電力系統への送電は行われていない。 本法は、電気事業者による新エネルギー等の利用を義務づける法律であるため、対象となるエネルギーは、電気事業者が利用(電力系統に送電)される必要があり、自家消費のみの電源を本法の対象とすることは困難。仮に対象としたとしても、新エネルギー等電気として義務履行に充てることができる電気は、電気事業者によって利用された電気のみであるため、発電事業者には何ら、経済的メリットは生じないものと考えられる。 【法定の検討時期の前倒しについて】 本法は、一定の範囲の対象エネルギーにより発電された電気の利用を電気事業者が義務づける一方、電気事業者が実際に利用する電源の選択については、各社の創意工夫、コスト等を踏まえた自主的な経営判断に委ねることで、市場メカニズムを通じた最適コストによる新エネルギー等電力の導入を促進しようとするものである。 対象エネルギーを含めた本法の規定については、附則第5条で「施行後三年を経過した場合において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされており、制度の見直しは施行後3年を経過してから行うことが法定されている。	5149001	知多エール・エヌ・ジー株式会社	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100034	RPS法の対象エネルギーへのLNG冷熱発電の追加	5149	5149001	知多エール・エヌ・ジー株式会社	11	RPS法の対象エネルギーにLNG冷熱発電を追加		RPS法の対象となる「新エネルギー等」にLNG冷熱発電が含まれていないが、資源の有効活用をより進めるため、対象に追加していただきたい。	既に冷熱発電(LNGの低圧送ガス供給)を約20年使用してきましたが、火力発電所の運用形態が効率のよいガスタービンユニットにシフト(LNGの低圧供給から高圧供給に変わった)されたことにより、利用率が低下し維持費との兼ね合いでメリットが出なくなる現状となってきている。このような状況を踏まえ、冷熱発電の廃止を検討していますが、RPS法の対象となればメリットの評価が変わる可能性があり冷熱発電の存続の可能性が有ります。LNGは、出荷側で液化に使ったエネルギーを、受入れ側でただ海水と共に捨ててしまつては大きなロスとなります。冷熱発電としてこれが回収されれば省エネと共に石化エネルギーを使用せずにエネルギーの再利用ができ、法の精神に合致するものと考えられます。	1. RPS法制定時のパブリックコメントに対する考え方の中で「冷熱発電は研究、実証段階であることから普及の可能性を検討していきたい」との考え方が示されているが、冷熱発電は既に多くの実績があり実用化されている。 2. LNGの冷熱は、約3/4が利用されていないが、冷熱発電をRPS法の対象とすることにより、設置の機運が盛り上がり、未利用エネルギーの有効活用が進むと期待される。 以上より、LNG発電をRPS法の対象とすることを提案いたします。	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)第2条第2項	経済産業省	
z1100034	(上記の続き) RPS法の対象エネルギーへのLNG冷熱発電の追加	5149	5149001	知多エール・エヌ・ジー株式会社	12	(上記の続き) RPS法の対象エネルギーにLNG冷熱発電を追加						経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100034	(上記の続き) RPS法の対象エネルギーへのLNG冷熱発電の追加										(上記の続き)  仮に法定の検討時期を前倒してLNG冷熱を対象エネルギーに加えることになったとしても、現在の利用目標は現行の対象エネルギーの潜在導入可能量(ポテンシャル)を前提に定められているため、LNG冷熱も含めた新エネルギー等電気のポテンシャル調査のやり直し、利用目標の変更を行う必要がある。また、新エネルギー等電気の利用目標の設定は、法第3条の経済産業大臣は、四年ごとに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用目標(中略)を定めなければならない。に基づくものであり、仮に前倒して対象エネルギーおよび利用目標の変更を行うとすれば、法定外の利用目標変更を行うこととなる。なお、ここで目標の設定が4年サイクルになっているが、これは、新エネルギー等電気に係る発電設備の設置には4年程度必要であり、また、設備投資費用の過半が回収されるまでに4年を要することから、新エネルギー等電気に係る事業の行動サイクルが、設備設置サイクルを見ても、投資回収のサイクルを見ても、4年が基本単位となっているためである。  以上のように法定の検討時期を前倒して対象エネルギーの見直しを行うことは、法定外の措置を必要とし、本法に基づく規制の正当性を損なうばかりか、電気事業者の4年サイクルの利用計画に混乱を生じ、新エネルギー等電気の導入が困難になる恐れがあるため、応じられない。	5149001	知多エールエヌジー株式会社	13
z1100035	既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略	環境影響評価法第2条第2項第1号ホ 同法施行令第1条 同法施行令第1条 別表第15へ 電気事業法第46条の2	環境影響評価法に基づく環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれがある一定規模以上の事業について、地方公共団体・地域住民・専門家など関係者の関与を得て環境への影響を予測し、実行可能なより良い技術の導入により様々な環境要素に及ぼす影響を回避・低減し、環境保全上より良い事業内容にしていくプロセス(手続き)であり、事業の実施の前後の負荷に着目して対象事業を定めるものではない。	c		既設の火力発電所をリプレースする場合であっても、リプレースにより新たに設置される大規模な火力発電所は、規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれがある事業として環境影響評価の対象となるレベルのものである。工事に伴って発生する大気汚染物質、騒音、振動及び水の濁り等による環境への影響を含めて環境影響評価手続の中で現時点における実行可能なより良い最新の技術が導入されているか否かの検証等を行い、環境への影響の低減・回避を図る必要があり、発電所のリプレースに対する環境影響評価の手続を省略することは合理的ではないと考える。 なお、現行の環境影響評価制度においても、環境影響がないか又は極めて小さい場合は、環境影響を行うものとして発電アセス省令で定めた標準項目の削除、標準手法の簡略化が可能となっている。 また、当省では、規制改革推進3か年計画を受け、平成15年4月から、天然ガス発電所及び発電所のリプレースの場合の環境影響評価項目の削除及び調査・予測手法の簡略化が可能な条件等について検討を行っているところである。	(正式名称) 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令	要望内容にあるように、既設発電所と比べ現況発電規模が同程度以下で環境負荷が増加しないリプレースの場合には環境影響評価全体の手続を簡略化できないか、改めて検討され、示されたい。 一方、回答では天然ガス発電所及び発電所のリプレースの場合の環境影響評価項目の削除及び調査・予測手法の簡素化が可能な条件等について検討を行っているところがあるが、今後の検討スケジュールについて具体的に示されたい。また、平成16年度までに結論を得、措置することの可否についても示されたい。	c	環境影響評価は、新たに設置される施設が規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業であることに着目して、設置する設備の稼働による環境への影響、発電所建設工事の実施による環境への影響(大気環境、水環境、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然の豊かな触れあいの確保等)を評価し、実行可能なより良い最新の技術が導入されているか否かの検証(環境の保全のための措置)等を実施し、環境影響の低減・回避を図るものである。 発電所のリプレースにより環境負荷が増加しないかどうかは、環境影響評価の結果明らかになるものであり、単に一部のばい煙の諸元等をもって発電所の環境影響全体を論じるのは適切ではない。また、リプレースであっても発電所建設工事期間中における環境影響についても具体的な評価結果に基づいて論ずるべきである。これらの一連の環境影響評価手続を省略することは、環境基本法第20条に定める事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずる」として、制定された環境影響評価法の立法目的に合致しないと考える。	5021251	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100034	(上記の続き) RPS法の対象エネルギーへのLNG冷熱発電の追加	5149	5149001	知多エール・エヌ・ジー株式会社	13	(上記の続き) RPS法の対象エネルギーにLNG冷熱発電を追加						経済産業省	
z1100035	既設火力発電所のリブレース時の環境影響評価の省略	5021	5021251	社団法人日本経済団体連合会	11	既設火力発電所のリブレース時の環境影響評価の省略【新規】		現況と比較して環境負荷が増加しない場合(リブレース等の場合)については、環境影響評価の対象事業から除くなど、環境影響評価の省略を可能とすべきである。	既設火力発電所で、環境保全協定等を締結し、苦情等もなく健全に運転されている場合には、自治体、地域住民にとって環境上問題のないことを示す明らかな事実と考えられる。発電所の建替等の場合で、環境負荷が増加しない場合に、現行規制のよび、一律に新たな環境影響評価を課すのは、合理性を欠く。 また、地球温暖化対策の観点から、コンバインド発電プラントなどへの更新は二酸化炭素排出量の削減を図ることができることから、国は補助制度を創設し老朽石炭火力発電の天然ガス化転換を進めている。さらに環境影響評価の省略が行われて着工までの期間が短縮されれば、各事業者の経営判断のもと、より一層二酸化炭素排出量の削減を図る設備への更新を進めることができる。	環境影響評価法 第2条第3項 環境評価法施行令 第6条 電気事業法 第46条の2 発電所に係る環境影響評価に関する質疑応答集(平成11年8月 資源エネルギー庁)	環境省 経済産業省	事業者が火力発電所のリブレース等を実施する場合、環境影響評価の対象事業は、出力規模のみで規定されているため、環境負荷が増加しない場合においても、法律により一律に環境影響評価の実施が義務づけられている。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100035	(上記の続き) 既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略										(上記の続き)  したがって、要望にあるように、発電所のリプレースにおいて稼働中の環境負荷が増加しない場合であっても、環境影響評価手続き全てを省略することは合理的ではないと考える。  一方、現行制度下においても環境影響がないか又は極めて小さい場合は、予測評価する項目の削除及びそれらにかかる手法の簡略化が可能となっており、発電所リプレースにより、環境負荷が増加しない項目については合理的な根拠をもとに評価項目の削除、評価手法の簡略化が可能となっている。また、規制改革推進3カ年計画を受け、平成15年4月から、天然ガス発電所及び発電所リプレースの場合の環境影響評価項目の削除及び調査・予測手法の簡略化が可能な条件等について検討を行うため、環境審査顧問会火力部会に「環境影響評価項目手法検討分科会」を設置し、発電所に係る環境影響評価における項目削除・手法簡略化の考え方について、とする検討結果をまとめているところであり、検討結果は平成16年度中に「発電所にかかる環境影響評価の手引き」に掲載する予定である。	5021251	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100036	都市ガスにおける契約単位の見直し(「需要場所、一契約の廃止」)	ガス事業法第十七条、第二十条 ガス事業法施行規則第十八条九	ガス事業者が供給約款等による供給を行う場合は、「需要場所一契約」の原則に基づいてガス使用契約を行うこととなっている。よって、ガスメーター1個につき1契約となり、構造上あるいは会計上独立する場合には別契約となる。	b		要望事項である「需要場所一契約」の原則の変更については、ガスの供給において、個々の最終需要家に直接供給する契約を締結して、ガス供給することがガスの使用者間の公平を確保することとなる根幹部分であるため、早急に検討を開始したいと考えているが、影響等を考えると十分な検討を行う必要があることから、現時点で実施時期を定めることはできない。			b	ガス事業における大口供給(改正法では50万立方メートル以上)は、ガス事業法及びガス事業法施行規則に定められているが、「需要場所」に関する定義は、「供給約款」上で定めており、行政が供給約款の規定を認めていることをもって、妥当性が担保されている。しかしながら、「需要場所一契約」の原則の変更は、ガスの使用者間の公平を確保することとなる根幹部分の変更であるため、ガス供給の実態と個別のケースについて十分な検討を行うとともに、行政の判断だけによる決定ではなく、審議会等での議論を経る必要があることから、実施時期を定めることはできないとしたもの。	5111014	社団法人日本自動車工業会	11	
z1100037	エネルギー市場における規制当局の独立性の明確化	根拠法令等なし	規制を担当する電力市場整備課及びガス市場整備課には、職務遂行上必要な職員・予算が確保されている。 また、両課には、エネルギー又はエネルギーサービス提供者の意向者は存在せず、また、財政的利害を持つ者もない。さらに、官民交流法の交流基準により、関連業界からの人員の受け入れは禁止されており、経済産業省内における各課の権限については、組織規則、事務分掌規定などにより明確化されている。	d		今後の規制改革の進展も踏まえ、引き続き、的確に規制業務の実施をを行う体制を整備していく。						5071028	米国	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100035	(上記の続き) 既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略	5021	5021251	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略【断規】						環境省 経済産業省	
z1100036	都市ガスにおける契約単位の見直し(一需要場所、一契約の廃止)	5111	5111014	社団法人日本自動車工業会	11	都市ガスにおける契約単位の見直し(一需要場所、一契約の廃止)		資本関係を有する会社が、一敷地内にてガスの供給を受ける場合、一契約として頂きたい。	現在、同一資本系の子会社が親会社工場内の遊休地を使用活用している。電力に関しては、供給約款により親会社が、電力会社から一括受電し、子会社に供給しているが、同じ公共性を有する都市ガスは、ガスメーター1個につき1契約となり、構造的に独立したもの、あるいは会計主体が異なる場合は、別契約(同じ敷地内でも2契約等)となっており、結果的に高いガス料金を支払っている。	電力においては、同一敷地内で供給を受ける場合、一契約扱いになるが、ガスの場合は、複数契約扱いになり、大口料金の対象にならない場合がある。ガスにおいてのみ複数契約とする必要性はないと思われる。(現在は、ガス会社と交渉しても、ガス事業法第17条で経済産業大臣に認定されているため、契約形態を見直す必要はないとの回答で、交渉の進展がない。)	ガス事業法第17条 一般ガス事業者は、ガスの料金その他供給条件について供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	経済産業省	
z1100037	エネルギー市場における規制当局の独立性の明確化	5071	5071028	米国	11	エネルギー市場における規制当局の独立性の明確化		経済産業省電力市場整備課及びガス市場整備課への専門家スタッフ配属の適切性を調査した上で、「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律」(以下、「法律」)において規定している監視・実施責任の規模と人員に一貫性を持たせるよう具体的な手段を講じる。 適切な実施と監視を可能にするようこれらの部署に独立した予算を配分する。 エネルギー又はエネルギー・サービス供給者からの出向者を控える。またこれらの部署の職員に、エネルギー又はエネルギー・サービス提供者に係る財政的利害がある場合は、それを公表する義務を課し、彼らを財政的利害を持つ案件の意思決定から外す。 「法律」の省令等の実施にあたり、経済産業省におけるこれらの部署と、政策策定部署との間の規制権限と責任の範囲・分担を明確に定義する。	「日米間の規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両国首脳への第二回報告書」(以下、「両国首脳への第二回報告書」)において、日本政府は、厳正な市場の監視を行なうにあたって必要な人員、専門的知識及び独立性を備えた執行メカニズムの重要性を認めた。公平で、効率的かつ安定的なエネルギー市場を確保するための日本の新しいエネルギー改革法の有効性は、そのような厳正な市場監視と、日本の規制当局によるガイドラインや規制等の精力的な実施能力に依存するものである。従って、米国政府は日本政府に対して、左記の提案をする。		経済産業省		



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100038	改革プロセスにおける意見提出機会の確保	根拠法令等なし	電力及びガスの両分野においては、制度改革に関する議論について、それぞれ電気事業分科会及び都市熱エネルギー部会において議論を行っており、その議論の結果である報告や答申については、総合資源エネルギー調査会運営規則等に基づき、パブリック・コメントを実施している。	a		現在、電力及びガスの両分野において行っている、制度改革における詳細制度設計についても、その議論の結果である報告や答申については、前回報告書をまとめた際と同様、総合資源エネルギー調査会運営規則に基づき、パブリック・コメントに付すこととしており、引き続きホームページによる募集を行う予定。						5071029	米国	11
z1100039	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令（公平性と透明性）	電気事業法第24条の5～第24条の7(平成17年4月施行予定)	電気事業分科会において制度改革に関する議論を行い、平成15年2月18日に報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」をとりまとめ、同報告書をもとに、同年6月に電気事業法を改正した。現在は同報告書を踏まえ、電気事業分科会において詳細制度設計に関する議論を行っているところ。	a		情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止については、電気事業法の改正により、新たに託送分野における行為規制が導入されたところであり、今後、同法の改正を踏まえ、適正な電力取引についての指針の改定を行う予定。 会計分離の具体的な方法については、電気事業分科会での検討結果を踏まえ、必要な省令の整備を行う予定。 バンケーキ問題の廃止及びそれに伴う会社間精算措置については、同報告書に基づき、電気事業分科会において議論を行っていく予定。 行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備については、同報告書においても言及されているところであり、これに基づき必要な措置について検討を行っていく予定。 系統アクセスに係る工事費負担に関する基本的考え方については、今回の制度改革で新たに設立される送配電等業務支援機関が定める、系統アクセスルールに従って行われていることとなる。また、遠隔地の電源立地により連系線等の送電設備の増強が必要となる場合については、同報告書において、設備増強コストの相当部分を原因者(電源設置者)に求めることを基本としつつ、個別に設備増強に伴う受益と負担の関係を踏まえた費用負担の在り方が公平・公正・透明なプロセスの中で決定されることと整理されており、今後電気事業分科会において議論を行っていく予定。			a	以下の回答にあたって、平成17年度以降に結論(あるいは措置)となる場合は、その時期をご回答いただきたい。 平成16年度までに、「適正な電力取引についての指針」を改定することについてご回答いただきたい。 平成16年度までに、会計分離の具体的な方法に係る省令の整備を行うことについてご回答いただきたい。 平成16年度までに、バンケーキ問題の廃止及び会社間精算の仕組みについて結論を出し、それに基づき必要な措置を行うことについてご回答いただきたい。 平成16年度までに、行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備について結論を出し、それに基づき必要な措置を行うことについてご回答いただきたい。 平成16年度までに、遠隔地の電源立地に伴う費用負担のあり方について結論を出し、それに基づき必要な措置を行うことについてご回答いただきたい。 平成16年度までに、ネットワークに係る設備形成ルール等の考え方について結論を出し、それに基づき必要な措置を行うことについてご回答いただきたい。	情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止については、電気事業法の改正により、新たに託送分野における行為規制が導入されたところであり、今後、同法の改正を踏まえ、適正な電力取引についての指針の改定を行う予定。 会計分離の具体的な方法については、電気事業分科会での検討結果を踏まえ、平成16年度中に必要な省令の整備を行う予定。 バンケーキ問題の廃止及びそれに伴う会社間精算措置については、同報告書に基づき、電気事業分科会において議論を行い、平成16年度中に結論を出し、必要な措置を講じる予定。 行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備については、同報告書においても言及されているところであり、これに基づき、今後検討を行い、平成16年度中に、所要の措置を講じる予定。 今後、電気事業分科会において、設備増強に伴う費用負担の考え方、設備形成ルール等の考え方について検討が行われていく予定であるが、これらについては、平成15年の改正電気事業法に基づき、経済産業大臣が全国で1箇所に限り指定することとなっている送配電等業務支援機関の業務として、中立的な立場から、設備形成ルール等が整備されることとなっているところである。そのため、昨年12月に送配電等業務支援機関に関する省令、指定に係る基準を制定し、当該機関の指定に係る整備を行ったところ。 今後も、引き続き、電気事業分科会において、当該設備形成ルール等の各内容についても議論を行い、平成16年度中に結論を出す予定。	5071030	米国	11
z1100039	(上記の続き) 電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令（公平性と透明性）					(上記の続き) 送電網へのアクセスについては、以下のような対応を行う予定。 系統利用料金(託送料金)については、事前に省令として料金算定規則を定め、各電力会社が当該規則に従って料金を設定することになっており、もし問題があれば、経済産業省は事後的に変更命令を発出することができる仕組みとなっている。 送配電等業務支援機関においては、ネットワークについて、設備形成ルール、系統アクセスルール、系統運用ルール及び情報開示ルールが策定されることになっており、これらルールに関する考え方については、電気事業分科会においても議論を行っていくこととしている。なお、送電容量の確保については、系統運用ルールの中で取り扱われることとなる。 送配電等業務支援機関は、地域間連系線整備計画に係る調整のための情報及び便宜の提供、供給信頼度の評価や電力系統に関する調査研究等の業務を行うこととされており、これらの業務を通じて、適切なネットワーク形成に貢献することが期待されている。 行為規制と事後規制については、今般の制度改革においても、米国の独立系統運用者(ISO)の仕組み等についても精査を行い、我が国の国情等も勘案しつつ、事業制度の在り方を検討してきたところ。今般の制度改革が適切に実施されているかをフォローすることの重要性は認識しており、引き続き、紛争等の状況も踏まえ、今後の検討において適宜対応していきたいと考えている。						5071030	米国	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100038	改革プロセスにおける意見提出機会の確保	5071	5071029	米国	11	改革プロセスにおける意見提出機会の確保		米国政府は、電力とガス分野の規制改革プロセスが前進する中で、法改正の際、例えば電気事業分科会の報告書案(「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」)や都市熱エネルギー部会の報告書案(「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」)に対してパブリック・コメントを募集したのと同様に、引き続き(パブリック・コメント手続きなどを通して)有意義な一般からの意見提出の機会を設けるよう日本政府に対して求める。			経済産業省		
z1100039	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(公平性と透明性)	5071	5071030	米国	11	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(公平性と透明性)		「法律」は、送配電分野の公平性と透明性により市場参加者の信頼を促進するよう、日本における規制枠組みの強化を目指している。「法律」のこの側面を効果的に実施するために、米国政府は、以下の事項を実現する具体的で詳細な省令等を採択するよう経済産業省に求める。 1) 託送業務において知り得た情報の目的外利用を禁止する。 2) 送配電部門と他の電力部門との内部相互補助を防止するため、会計分離を行う。また、会計規則や会計分離の詳細を公表する。 3) 一般電気事業者の送配電部門による、特定の電気事業者に対する不当に差別的な取扱いを禁止する。 4) 供給区域をまたいで送電することに課金する方式(バンケーキング)を廃止し、そのような料金を、パブリックコメント手続きを経て採用された送電料金算出方法に替える。 5) 厳正な市場の事後監視を行い、規制に係る紛争を中立かつ公平な方法で解決し、又、経済産業省がこれらの仕事を遂行するのに必要な人員、専門性及び独立性を所持する事を確保する。 6) 市場参加者の受益と負担の関係を踏まえ、送電設備増強のための費用を分配する。 7) 自由化によってもたらされる利益を需要家が完全に享受するために不可欠な、相互に接続された送電網を通じた多数の電源へのアクセスを、次の方法によって作り出す。		「法律」が、日本における健全で競争的で安定した電力市場の創設に有効であるためには、省令等の透明性ある導入と効果的な実施に依存する。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的で詳細な省令等を迅速に発令するよう日本政府に対して求める。	経済産業省		
z1100039	(上記の続き) 電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(公平性と透明性)	5071	5071030	米国	12	(上記の続き) 電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(公平性と透明性)		(上記の続き) 8)-1すべての市場参加者の送電設備に対して、透明性のある接続手順と接続料金体系を提供し、ロードバランスやロードフォローなどの送電補助ネットワークサービス(例えばアンシラリー・サービスなど)の価格設定と規定に関する規則を発行する事によって、広域において経済効率の良い送電を可能にするシステムの整備を行い、そのような送電の支援に必要となった場合、送電線関連施設のタイミングの良い建設を行う。 8)-2国内の既存発電能力が、需要変動に対応すべし最も望ましい状態で常時利用された場合(例えば、地域間経済融通)や、送電容量が常に手ごろな価格で入手可能な場合、結果としてどのような発電パターンが得られるかを測定する調査に着手する。具体的には、もし国内電力取引市場が設立された場合、日本が、発電インフラ設備を前述のような最も経済的な方法で運営するにあたって、十分な接続容量がある事を証明するための電力フローの調査に着手する。もしその調査によって、競争力のある国内電力取引市場を支えるために必要な接続容量に不備があると判明した場合、経済的に可能な限り、その不備を改善する具体的な措置を開発する。 9) 行為規制と事後監視の有効性の調査を実施する。 10) もし行為規制や事後監視が不十分であると証明された場合は、不当に差別的な取扱いを禁止するためのより構造的な方法を規定する。(例えば、多数の送電システムの管理を、単一の送電料金を提供する唯一の送電サービス提供者となる独立した中立のオペレーターに移す、等。)			経済産業省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100039	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(中立性とアクセス)	電気事業法第6章 送配電等業務支援機関に関する省令 電気事業法に基づく審査基準等について(平成15・12・15 資第4号) (法第93条第1項の規定に基づく送配電等業務支援機関の指定基準について)	送配電分野における系統アクセス、設備形成、系統運用、情報開示等については、従来、一般電気事業者が自主的にルールを策定し、運用し、公表することにより対応してきたが、小売自由化範囲を拡大し需要家の選択肢を実質的に確保すると同時に、引き続き安定供給を確保するという課題を達成するためには、これらの行為について、一層の公平性・透明性を確保する必要がある。これらの行為については、その専門性・自主性を最大限に発揮することのメリットを活かすための民間の自主的な組織に委ね、行政は、民間によるルール策定等における意思決定機構等についての事前チェックの他事後の監視を行うとするのが最も合理的かつ実効的であるという考えに基づき、これまで電気事業分科会において、中立機関の関する検討が行われてきた。本年12月に、パブリックコメントを経た上で、中立機関の制度設計等に関する中間報告「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」がとりまとめられたところ。	d		1)~4) 電気事業分科会における検討を踏まえ、電気事業法第6章の規定に基づき、送配電等業務支援機関に係る諸手続等を定める省令(送配電等業務支援機関に関する省令(平成15年12月17日施行))を制定するとともに、電気事業法に基づく審査基準等について(平成15・12・15第4号(平成15年12月17日施行))を改正し、送配電等業務支援機関の指定に係る基準を策定した。 5)法上、中立機関の業務遂行上、問題が生じた場合においては、監督命令を行うとともに、指定要件を満たさない状況となった場合には、指定取消の措置も担保している。		省令等の改正内容について、要望に応じた概要をお示しいただきたい。	a	1 電気事業法(以下「法」という)第95条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けるべき支援業務規程において、意思決定機関に係る運営方法の把握が可能となるよう送配電等業務支援機関に関する省令(以下「省令」という)第6条第10号が規定されているとともに、省令第3条において意思決定機関の構成員について変更があった場合の届出が規定されている等、意思決定過程における公平性・透明性・中立性に係る監視が確保されている。 2 送配電等業務支援機関として経済産業大臣が指定を行う法人の基準として、一般電気事業者、特定規模電気事業者、卸電気事業者・自家発電設備設置者及び学識経験者の相当程度の参加があることが、送配電等業務支援機関の指定基準に規定されている。 3 送配電等業務支援機関として経済産業大臣が指定を行う法人の基準として、送配電等業務の実施に関する基本的な指針を策定し、公開を行うことが、送配電等業務支援機関の指定基準に規定されている。 4 法第94条第4号において送配電等業務に関する情報提供を行うことが規定されており、これに基づき送配電等業務支援機関は系統に関する情報提供業務(系統空容量の算定・公開等)を行うこととなっている。また、法第95条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けるべき支援業務規程には、省令第6条において情報提供業務に関する方法を記載することが規定されている。 5 法第99条の3において監督命令、法第99条の4において指定の取消しについて規定されており、中立機関の業務の運営等に問題が生じた場合における措置が担保されている。	5071031	米国	11	
z1100039	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(新規参入)	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律	電源開発株式会社の特許法人としての根拠法である「電源開発促進法」を廃止	d		電源開発株式会社の特許法人としての根拠法である「電源開発促進法」を廃止 平成15年10月2日付で施行済み					5071032	米国	11	
z1100039	今後の望ましい電気事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(公平性と透明性)	根拠法令等なし	平成15年2月18日の電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」を踏まえ、事業者間において卸電力取引市場設立にかかる検討を行っているところ。	e		卸電力取引市場は、私設・任意で設立される取引所であり、民間事業者が自主的に設立することとなっている。このため、省令の整備等を行う予定はない。	今回設立される卸電力取引市場は、私設・任意の取引所として民間事業者の自主性により設立されるものであるが、その基本設計は電気事業分科会報告に基づくものであり、同報告の趣旨から外れることなく適切に設立されることが望まれるものである。このため、電気事業分科会においても、関係事業者から検討状況等の報告を受け、必要な助言等を行っている。				5071033	米国	11	
z1100039	今後の望ましい電気事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(中立性とアクセス)	根拠法令等なし	平成15年2月18日の電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」を踏まえ、電気事業分科会において具体的な同時同量制度の在り方について検討を行った。	a		電気事業分科会での検討の結果を踏まえ、必要な省令の整備を行っていく予定。(平成17年4月の改正電気事業法の全面施行にあわせ、電気事業法施行規則等の整備を行う予定。)					5071034	米国	11	
z1100039	今後の望ましい電気事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(自由化の継続)	電気事業法施行規則第2条の2	平成15年2月18日の電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」において、電力小売自由化範囲の段階的な拡大についての方針を取りまとめられた。	a		同報告書に示されている方針を実現すべく必要な省令の整備を行っていく予定。(2004年4月を目途に高圧500kW以上の需要家まで、2005年4月を目途にすべての高圧需要家まで自由化範囲を拡大予定。)	沖縄電力の供給区域については、系統が多の地域から独立し、広域的な電力流通が実体的に不可能であること及び、区域内でも自らの系統から独立した離島需要が多の電力会社に比べて相対的に多いこと等から、個別の事情を考慮した上で、別途自由化範囲を設定する。(平成16年4月を目途に、特別高圧需要家までを自由化する予定。)				5071035	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100039	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(中立性とアクセス)	5071	5071031	米国	11	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(中立性とアクセス)		<p>「法律」では、市場の中立性とオープンアクセスを促進するための中立機関の設立を規定している。米国政府は、以下の項目を達成するよう経済産業省が具体的に詳細な省令等を実施するよう求める。</p> <p>1)強力な執行能力に支えられた、中立機関の意思決定過程の公平性と透明性に関する政府の有意義な監視を確保する。</p> <p>2)中立機関のメンバーについて、特定のセクターが意思決定過程に支配力を持たず、多様な構成からなるようメンバー指名に係る執行可能な基準を策定する。(すなわち、メンバーは、一般電気事業者だけでなく新規参入者、ネットワークに接続している自家発電設置者、卸電力事業者及び専門的知識を有する学識者を含むべきである。)</p> <p>3)中立機関が、公平かつ透明なプロセスにより、効率的で安定的な送電線の運用と建設を促進するためのルールを策定し、公開する事を義務付ける。</p> <p>4)中立機関に、あらゆる送電需要家に代わって、送電線の送電可能容量を含む送電ネットワークに関する透明な情報公開システムを運用させることを義務付ける。</p> <p>5)中立機関の有効性について定期的に調査し、タイムリーで明確な決定を行えないと証明された場合は、中立機関の解散を検討し、市場参加者を含まない真に独立した偏見の無い機関が取って替わるとの規定を義務付ける。</p>		「法律」が、日本における健全で競争的で安定した電力市場の創設に有効であるためには、省令等の透明性ある導入と効果的な実施に依存する。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的に詳細な省令等を迅速に発令するよう日本政府に対して求める。	経済産業省		
z1100039	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(新規参入)	5071	5071032	米国	11	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(新規参入)		<p>需要家の選択肢を増やし、日本の電力市場への新規参入を推進し、市場の競争状況を改善するために、米国政府は日本政府に対して、電源開発株式会社の民営化が市場に与える影響を十分に考慮し、独占禁止法に適法な形で同社が民営化されるよう求める。</p>		「法律」が、日本における健全で競争的で安定した電力市場の創設に有効であるためには、省令等の透明性ある導入と効果的な実施に依存する。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的に詳細な省令等を迅速に発令するよう日本政府に対して求める。	公正取引委員会 経済産業省		
z1100039	今後の望ましい電気事業制度の骨格についてにおける要望の省令等への成文化(公平性と透明性)	5071	5071033	米国	11	今後の望ましい電気事業制度の骨格についてにおける要望の省令等への成文化(公平性と透明性)		<p>米国政府は、日本の電力市場の公平性と透明性を確保するため、日本政府が、スポット市場取引を扱う全国規模の私設任意の卸電力取引市場を整備するための具体的に詳細な省令等を実施するよう求める。</p>		両国首脳への第二回報告書の中で、日本政府は、電気事業分科会の「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」に記載されているいくつかの重要な要望を強調した。米国政府は、これらの要望を「法律」の省令等に成文化するよう日本政府に対して推奨する。	経済産業省		
z1100039	今後の望ましい電気事業制度の骨格についてにおける要望の省令等への成文化(中立性とアクセス)	5071	5071034	米国	11	今後の望ましい電気事業制度の骨格についてにおける要望の省令等への成文化(中立性とアクセス)		<p>全ての市場参加者の送電線アクセスを増やすため、現行のランシングルールを30分3%同時同量から、予定電力量と実際の電力注入量の変動範囲を需要の3%から10%まで幅を持たせるよう弾力化する措置や、変動範囲を超えるインバランスに対する事故時バックアップ扱いの廃止などの系統利用ルールの変更を行なうため、米国政府は、日本政府に対し、具体的に詳細な省令等を実施するよう求める。</p>		両国首脳への第二回報告書の中で、日本政府は、電気事業分科会の「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」に記載されているいくつかの重要な要望を強調した。米国政府は、これらの要望を「法律」の省令等に成文化するよう日本政府に対して推奨する。	経済産業省		
z1100039	今後の望ましい電気事業制度の骨格についてにおける要望の省令等への成文化(自由化の継続)	5071	5071035	米国	11	今後の望ましい電気事業制度の骨格についてにおける要望の省令等への成文化(自由化の継続)		<p>日本の電力市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するため、米国政府は、今後の望ましい電気事業制度の骨格について、の中で以下のとおり決められている自由化のスケジュールと一致するように、具体的に詳細な省令等を設定するよう日本政府に求める。</p> <p>1)500kW以上の高圧需要家を含める事により、2004年4月までに、電力小売自由化範囲を市場の約40%まで拡大する。</p> <p>2)50kW以上の高圧需要家を含める事により、2005年4月までに、電力小売自由化範囲を市場の63%まで拡大する。</p>		両国首脳への第二回報告書の中で、日本政府は、電気事業分科会の「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」に記載されているいくつかの重要な要望を強調した。米国政府は、これらの要望を「法律」の省令等に成文化するよう日本政府に対して推奨する。	経済産業省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100040	天然ガス分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(中立性とアクセス)	ガス事業法第2条、第22条～第22条の4、第23条、第37条の7の3、第37条の8、第37条の9、第42条等(平成16年4月施行予定)	平成15年2月20日の都市熱エネルギー部会報告書「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」においてとりまとめた方針をもとに、本年6月にガス事業法を改正した。同方針に基づき制度設計等小委員会において具体的な措置についての検討を行った。	a		都市熱エネルギー部会の報告書及び制度設計等小委員会の検討結果を踏まえ、必要な省令等の整備を行っていく予定。 (ガス供給用の導管網の整備の促進については、所用の公益特権の付与を措置する予定。 託送義務の拡大及び託送供給約款の作成・届出・公表義務の拡大については、法律事項であり、改正ガス事業法に規定済み。 会計分離等の行為規制については、現在制度設計等小委員会で検討しているところであり、この結果に基づき必要な省令・ガイドライン等の整備を行っていく予定。 今般の制度改革が適切に実施されているかをフォローすることの重要性は認識しており、引き続き、紛争等の状況も踏まえ、今後の検討において適宜対応していきたいと考えている。)		平成16年度までに、ガス供給用の導管網の整備促進に関して、公益特権の付与を措置することについてご回答いただきたい。平成17年度以降措置することとなる場合は、その措置時期を理由を含め明らかにしていただきたい。 平成16年度までに、会計分離等の行為規制に係る省令、ガイドライン等の整備を行うことについてご回答いただきたい。平成17年度以降に整備を行う事となる場合は、その整備時期を理由を含め明らかにしていただきたい。	a	公益特権の付与については、平成16年度までに措置するべく現在作業を進めているところ。 会計分離については、省令に規定。情報遮断及び差別的取扱いの禁止については適正なガス取引についての指針に規定。省令指針いずれも平成16年度までに措置するべく現在作業を進めているところ。	5071037	米国	11	
z1100040	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(自由化の継続)	ガス事業法第2条、第22条～第22条の4、第23条、第37条の7の3、第37条の8、第37条の9、第42条等(平成16年4月施行予定)	平成15年2月20日の都市熱エネルギー部会報告書「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」においてとりまとめた方針をもとに、本年6月にガス事業法を改正した。同方針に基づき制度設計等小委員会において具体的な措置についての検討を行った。	a		都市熱エネルギー部会の報告書及び制度設計等小委員会の検討結果を踏まえ、必要な措置を行う予定。(大口供給許可制の届け出制への移行、卸託送の義務化、卸供給届け出制の廃止については法律事項であり、全て改正ガス事業法(平成16年4月施行予定)に規定済み。)						5071038	米国	11
z1100040	今後の望ましいガス事業制度の骨格についてにおける要望の省令等への成文化(中立性とアクセス)	ガス事業法第2条、第22条～第22条の4、第23条、第37条の7の3、第37条の8、第37条の9、第42条等(平成16年4月施行予定)	平成15年2月20日の都市熱エネルギー部会報告書「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」においてとりまとめた方針をもとに、本年6月にガス事業法を改正した。同方針に基づき制度設計等小委員会において具体的な措置についての検討を行った。	a		都市熱エネルギー部会の報告書及び制度設計等小委員会の検討結果を踏まえ、必要な措置を行っていく予定。(LNG基地の第三者利用については、公正取引委員会と経済産業省が共同で「適正なガス取引」についての指針」の改定案の検討を行っているところ。ガス導管網の相互接続についても、必要な措置について制度設計等小委員会で検討を行った。 また、ガスの取引の際に生じた紛争に対して必要な政府の責務については、「ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」が制定されている。)		平成16年度までに、LNG基地の第三者利用について「適正なガス取引」についての指針」を改定することについてご回答いただきたい。平成17年度以降となる場合は、その時期を理由を含め明らかにしていただきたい。 ガス導管網の相互接続について検討を行ったことであるが、当該検討結果を明示いただくとともに、その検討結果を平成16年度中に措置することの可否について、その理由も含めて回答いただきたい。平成17年度以降に措置することとなる場合は、その時期を明らかにされたい。	a	LNG基地の第三者利用については、適正なガス取引についての指針」に規定。平成16年度までに措置するべく現在作業を進めているところ。 またガス導管網の相互接続を促す観点からも、今般のガス事業法改正において託送義務が原則全てのガス供給用導管を保有する者に拡大されており、これを受け、制度設計等小委員会で、行政に届け出るべき託送約款の内容や託送料金算定方法を決定。本事項を平成16年度までに省令に規定するべく現在作業を進めているところ。	5071039	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100040	天然ガス分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(中立性とアクセス)	5071	5071037	米国	11	天然ガス分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(中立性とアクセス)		<p>米国政府は、「法律」の目的を履行するため、以下の項目を達成するよう具体的な詳細な省令等を公布するよう日本政府に求める。</p> <p>1) 現行制度では一般ガス事業者のみに付与されている公益特権(例えば土地収用権)を、第三者がガス供給用導管を建設する際にも付与することにより、一般ガス事業者以外の者のガス供給用導管の建設と改良を促進する。</p> <p>2) 現行制度では国内大手4社のみ適用されている託送義務を、ガス供給用導管を保有又は運営する全ての者に適用する。</p> <p>3) 原則として全ての導管を保有又は運営する者に対し、託送約款の作成・届出・公表を義務付ける。</p> <p>4) 会計分離、情報遮断、及び特定の託送利用者に対する差別的な扱いの禁止を規定する実施規則等の作成を規制当局に義務付ける。</p> <p>5) 行為規制及び事後監視の有効性の調査を実施する。</p> <p>6) もし行為規制や事後監視が不十分であると証明された場合は、不当に差別的な取り扱いを禁止するためのより構造的な方法を</p>		「法律」が、日本における健全で競争的で安定したガス市場の創設に有効であるためには、省令等の透明性のある導入と効果的な実施に依存する。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的に詳細な省令等を迅速に発令するよう日本政府に求める。		経済産業省	
z1100040	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(自由化の継続)	5071	5071038	米国	11	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(自由化の継続)		<p>日本のガス市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するために、米国政府は、以下の項目を達成する具体的に詳細な省令等を実施するよう日本政府に対して求める。</p> <p>1) 現行の大口供給の許可制を変更命令又は中止命令付きの届出制に移行する。</p> <p>2) 現在は大口供給のみに要求されている託送約款の作成義務を、卸供給を目的とした託送にも拡大する事で、卸市場を活性化させる。</p> <p>3) 現行の卸供給届出制度を廃止する。</p>		「法律」が、日本における健全で競争的で安定したガス市場の創設に有効であるためには、省令等の透明性のある導入と効果的な実施に依存する。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的に詳細な省令等を迅速に発令するよう日本政府に求める。		経済産業省	
z1100040	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(中立性とアクセス)	5071	5071039	米国	11	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(中立性とアクセス)		<p>米国政府は、日本政府に対して、全ての市場参加者についてLNGターミナルを含むガス導管システムのあらゆる部分へのアクセスを増やすため、経済産業省と公正取引委員会の共同ガイドラインを公表する事で、LNGターミナルの保有者(又は運営者)と第三者利用者との間の非差別的な交渉を確保する、具体的に詳細な省令等を実施するよう求める。米国政府は、非差別的アクセスの目的を達成するために、日本政府が以下の事項を行なうよう要請する。</p> <p>1) LNGターミナルの保有者が、すべての利用希望者に対してターミナル利用の条件と手続きを明瞭に説明する文書を作成し、提供する事を義務付ける。</p> <p>2) LNGターミナルの保有者が、利用の申し出を拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知する事を義務付ける。</p> <p>3) 導管網とLNGターミナルの利用状況の情報開示に関するガイドラインを策定する。</p> <p>4) LNGターミナル保有者による潜在的な利用者への差別を防止するために必要な政府の責務を明記し、執行メカニズムを定義する。</p> <p>5) 競合するガス供給者からの接続要請に対応するため、「法律」が導管網に課している義務を明確化する。</p>		両国首脳への第二回報告書」の中で、日本政府は、都市熱エネルギー部会の「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」に記載されているいくつかの重要な要望を強調した。米国政府は、これらの要望を「法律」に係る省令等に成文化するよう日本政府に推奨する。		公正取引委員会 経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100040	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(新規参入)	ガス事業法第2条、第22条～第22条の4、第23条、第37条の7の3、第37条の8、第37条の9、第42条等(平成16年4月施行予定)	平成15年2月20日の都市熱エネルギー部会報告書「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」においてとりまとめた方針をもとに、本年6月にガス事業法を改正した。同方針に基づき制度設計等小委員会において具体的な措置についての検討を行った。	a	都市熱エネルギー部会の報告書及び制度設計等小委員会の検討結果を踏まえ、必要な省令等の整備を行っていく予定。(導管投資インセンティブについては、制度設計等小委員会において、インセンティブの具体的な内容やインセンティブの対象となる導管の定義、及びインセンティブを付与する期間の検討を行った。また既存導管網の有効利用についても、制度設計等小委員会において新規の導管設置による利益阻害性判断基準の検討を行った。)			検討を行った結果についてお示し頂くとともに、平成16年度までにその結果に基づいて措置することについてご回答いただきたい。平成17年度以降に措置することとなる場合は、その実施時期について理由を含め明示されたい。	a	制度設計等小委員会において、導管投資インセンティブとして、新規導管を建設する事業者が、託送料金の設定の際に5年間高めの報酬率を設定、又は、託送約款の作成・届出・公表の猶予、のいずれかを選択できることとすることを決定。既存導管網の有効利用についても、既存一般ガス事業者の供給区域内における新規導管建設可否を判断する具体的な類型を決定。本事項を平成16年度までに省令等に規定するべく現在作業を進めているところ。	5071040	米国	11	
z1100040	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(自由化の継続)	ガス事業法第2条、第22条～第22条の4、第23条、第37条の7の3、第37条の8、第37条の9、第42条等(平成16年4月施行予定)	平成15年2月20日の都市熱エネルギー部会報告書「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」においてとりまとめた方針をもとに、本年6月にガス事業法を改正した。現在、同方針に基づき制度設計等小委員会において具体的な措置についての検討を行った。	a	都市熱エネルギー部会の報告書及び制度設計等小委員会の検討結果を踏まえ、必要な省令等の整備を行っていく予定。(2004年を目途に50万m3以上の需要家まで、2007年を目途に10万m3以上の需要家まで自由化範囲を拡大予定。)			要望者の具体的な規制改革要望内容中の3)である10万?未満の家庭用及び小規模需要家の自由化の可否及び実施時期についての結論時期を明示されたい。		10万m3未満の家庭用及び小規模需要家への自由化範囲の拡大については、熱エネルギー部会の報告書に示されているとおり、小規模業務用以外の業務用需要までの段階的な自由化(平成16年及び平成19年を目処に実施予定)の成果とその問題点を評価・検証するとともに、ガスの調達構造の変化や海外における家庭用及び小規模業務用需要の自由化の状況、他のエネルギー分野における自由化の進展状況等にも留意しつつ、時機を逸することなく結論を得ることとしている。	5071041	米国	11	
z1100041	天然ガス分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(公平性と透明性)	ガス事業法第17条、第45条の2(平成16年4月施行予定)	平成15年2月20日の都市熱エネルギー部会報告書「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」においてとりまとめた方針をもとに、本年6月にガス事業法を改正した。現在、同方針に基づき制度設計等小委員会において具体的な措置についての検討を行った。	a	行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備については、同報告書においても言及されているところであり、これに基づき必要な措置について検討を行っていく予定。			行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備について、都市熱エネルギー部会報告書の概要について明示いただくとともに、同報告書に基づき、平成16年度までに措置することについてご回答いただきたい。また平成17年度以降となる場合には、その措置時期を明らかにしていただきたい。	a	行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備については、同報告書においても言及されているところであり、これに基づき、今後検討を行い、平成16年度中に、所要の措置を講じる予定。	5071036	米国	11	
z1100042	エネルギー分野に係る法規制の整備							< P >				5074016	カナダ	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100040	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(新規参入)	5071	5071040	米国	11	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(新規参入)		<p>米国政府は、日本政府に対して、需要家の選択肢を促進し、日本の電力市場に新規参入を推進し、市場の競争状況を改善するために、以下の事項を達成する具体的で詳細な省令等を発行するよう求める。</p> <p>1) 導管網が未整備な地域において新規に敷設された導管や、いくつかの需要地を連結する基幹導管に対して付与するインセンティブを設定する。</p> <p>2) インセンティブ付与規則において、対象となる導管プロジェクト及び適用期間を明記する。インセンティブには以下のものを含む。</p> <p>3)-1 対象導管の保有者及び運営者に対し、託送約款の作成・届出・公表義務を課さない。</p> <p>3)-2 対象導管の保有者及び運営者に対し、託送料金設定の際、高めの報酬率の設定を認める。</p> <p>4) 既存導管の保有者が、必要な新規導管の建設を妨害したり延期させる手段として当該規定を利用しないよう、新規導管敷設にあたり既存導管の有効利用に関する意思決定過程を用心深く監視する。</p>		<p>両国首脳への第二回報告書」の中で、日本政府は、都市熱エネルギー部会の「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」に記載されているいくつかの重要な要望を強調した。米国政府は、これらの要望を「法律」に係る省令等に成文化するよう日本政府に推奨する。</p>		経済産業省	
z1100040	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(自由化の継続)	5071	5071041	米国	11	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(自由化の継続)		<p>米国政府は、日本のガス市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するため、日本政府に対し、都市熱エネルギー部会の「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」の中で以下のとおり決められている自由化のスケジュールと一致するように、具体的で詳細な省令等を制定するよう求める。</p> <p>1) 2004年までに、年間契約ガス使用量50万m3以上の需要家を含める事により、小売自由化の範囲を市場の約44%まで拡大する。</p> <p>2) 2007年までに、年間契約ガス使用量が10万m3以上の需要家を含める事により、小売自由化の範囲を市場の50%まで拡大する。</p> <p>3) 年間契約ガス使用量が10万m3未満の家庭用及び小規模業務用需要の自由化の可否及び手法については、それまでに実施された自由化の成果と問題点を評価、検証するとともに、ガスの調達構造の変化や海外における自由化の経験に留意しつつ、時機を逸することなく結論を出す。</p>		<p>両国首脳への第二回報告書」の中で、日本政府は、都市熱エネルギー部会の「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」に記載されているいくつかの重要な要望を強調した。米国政府は、これらの要望を「法律」に係る省令等に成文化するよう日本政府に推奨する。</p>		経済産業省	
z1100041	天然ガス分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(公平性と透明性)	5071	5071036	米国	11	天然ガス分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(公平性と透明性)		<p>米国政府は、日本のガス市場の公平性と透明性を確保するため、日本政府に対して、以下の項目を達成する具体的で詳細な省令等を実施するよう求める。</p> <p>1) 料金認可の査定、監査の一層厳格な執行や、市場での自由な競争の結果として生じる紛争の処理を行うための、高度な専門性と独立性を持った中立・公正な事後監視・紛争処理の仕組みを設立、強化する。</p> <p>2) 経済産業省内の当該の仕組みが、このような目的を果たすために必要な職員数、専門的知識、及び独立性を有する事を義務付ける。</p>		<p>「法律」が、日本における健全で競争的で安定したガス市場の創設に有効であるためには、省令等の透明性のある導入と効果的な実施に依存する。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的で詳細な省令等を迅速に発令するよう日本政府に求める。</p>		経済産業省	
z1100042	エネルギー分野に係る法規制の整備	5074	5074016	カナダ	11	エネルギー分野に係る法規制の整備		<p>特に、カナダは日本に以下の法規制を検討するよう強く要請致します。</p> <p>マイクロタービンや燃料電池などの分散発電用発電機の取扱主任者配備を義務づける電気事業法と消防法</p> <p>メタノールの燃料電池用の使用、給油、取扱主任者配備、製品の表示を規制する毒劇物取締法、労働安全衛生法、消防法</p>		<p>日本経済の回復にとってエネルギー部門が果たす大きな重要性を考慮し、カナダは日本に、エネルギー・電力部門の規制改革に関する目標達成に向けて前進し続けるようお勧め致します。自由化された同部門における公正で透明な規制は、さらに開かれた市場を形成し、市場の現実を反映する投資や価格信号を通じた十分な資源の配分をもたらすでしょう。現在、日本の電力市場は、大きなマーケットシェアを有し、日本の下請け業者と長年にわたる関係を持つ大手電気事業者によって支配されています。</p>		経済産業省 総務省 厚生労働省	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100043	エネルギー管理の一元化	エネルギーの使用の合理化に関する法律第10条の3第1項、第11条、及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第9条の6第1項、第10条、第11条	省エネ法第11条の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場及び第二種エネルギー管理指定工場に対し、前年度の燃料等又は電気の使用量及び原単位等について報告を求めているところ。	c	省エネ法に基づき提出を求めている中長期計画書や定期報告書は、我が国における省エネルギーを図るため、相当多くのエネルギーを消費するエネルギー管理指定工場から全国一律にエネルギー使用量等の報告を受けているものである。エネルギー環境問題に果たす国の役割の重要性に鑑み、引き続き国が省エネ法に基づき、全国一律にエネルギー使用量等の報告を受け、省エネ施策に反映させることが必要である。一方、地方公共団体は、自らの判断で地域の实情に応じて省エネルギーに限られない種々の温暖化対策を講じるに当たり、管下の温室効果ガスの排出量等を把握していると考えられる。このように、省エネ法に基づき提出を求めている中長期計画書や定期報告書と地方公共団体による温暖化対策のための情報収集とは、趣旨、対象、内容とも必ずしも一致しないものであり、両者を一元化することは困難である。			回答では省エネ法に基づく中長期計画書と地方公共団体による情報収集との不一致を根拠として、対応困難としているが、報告負担の軽減の観点から、共通類似項目については情報を共有する等について、更に検討されたい。	c	個別事業者毎の中長期計画、定期報告等については、省エネ法の円滑な施行を図るために事業者に課した措置であり、報告内容には個々の企業の経営上の秘密に属するものと考えられる事項が多く含まれることから、これらを省エネ法の施行に関わらない自治体に提供することは適当ではない。	5079006	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	11	
z1100043	エネルギー管理の一元化	エネルギーの使用の合理化に関する法律第10条の3第1項、第11条、及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第9条の6第1項、第10条、第11条	省エネ法第11条の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場及び第二種エネルギー管理指定工場に対し、前年度の燃料等又は電気の使用量及び原単位等について報告を求めているところ。	c	省エネ法に基づき提出を求めている中長期計画書や定期報告書は、我が国における省エネルギーを図るため、相当多くのエネルギーを消費するエネルギー管理指定工場から全国一律にエネルギー使用量等の報告を受けているものである。エネルギー環境問題に果たす国の役割の重要性に鑑み、引き続き国が省エネ法に基づき、全国一律にエネルギー使用量等の報告を受け、省エネ施策に反映させることが必要である。一方、地方公共団体は、自らの判断で地域の实情に応じて省エネルギーに限られない種々の温暖化対策を講じるに当たり、管下の温室効果ガスの排出量等を把握していると考えられる。このように、省エネ法に基づき提出を求めている中長期計画書や定期報告書と地方公共団体による温暖化対策のための情報収集とは、趣旨、対象、内容とも必ずしも一致しないものであり、両者を一元化することは困難である。			回答では省エネ法に基づく中長期計画書と地方公共団体による情報収集との不一致を根拠として、対応困難としているが、報告負担の軽減の観点から、共通類似項目については情報を共有する等について、更に検討されたい。	c	個別事業者毎の中長期計画、定期報告等については、省エネ法の円滑な施行を図るために事業者に課した措置であり、報告内容には個々の企業の経営上の秘密に属するものと考えられる事項が多く含まれることから、これらを省エネ法の施行に関わらない自治体に提供することは適当ではない。	5111020	社団法人日本自動車工業会	11	
z1100044	エネルギー管理者の兼任の容認	エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第1項、第10条の2第1項、第12条の3第1項、及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第7条第2号、第9条の2第3号	第一種エネルギー管理指定工場(第一種指定事業者が設置したものを除く)においてはエネルギー管理者を、また第一種指定事業者が設置する第一種エネルギー管理指定工場及び第二種エネルギー管理指定工場においてはエネルギー管理員を工場ごとに選任することとなっているが、この際、他工場に選任されている者を選任してはならないとされている。	b	エネルギー管理者及びエネルギー管理員の外部委託の検討と併せ、兼務規定について平成16年度中に検討し、平成17年度中に結論を得る。			エネルギー管理者及びエネルギー管理員の外部委託について、平成16年度中に要件を明確化することとしており、この検討と併せ、複数事業場のエネルギー管理者の兼任についても検討され、同様に平成16年度中に実施されることについて、改めて検討され、示されたい。	b	エネルギー管理者及びエネルギー管理員の外部委託の検討と併せ、兼務規定について平成16年度中に検討し、結論を得る。	5021236	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100045	第一種電気工事士の定期講習受講義務の見直し	電気工事士法 第4条の3	電気工事士法に基づく第一種電気工事士は、やむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士の免状を受けた日から5年以内毎に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。	b	第一種電気工事士に受講が義務づけられている定期講習については、受講者等の負担軽減という観点から、講習方法の見直しを平成16年度までに行うこととしたところである。			規制改革集中受付月間(平成15年9月19日閣議報告)を踏まえ、定期講習方法の見直し方向性についての見解を具体的に示されたい。	b	今回の要望を踏まえ、定期講習の実施機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構において、定期講習受講者に対するアンケート調査を行っているところであり、その結果を踏まえて受講者の負担軽減を考慮した講習方法の見直し策を講ずることとしている。	5021237	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100043	エネルギー管理の一元化	5079	5079006	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	エネルギー管理の一元化		省エネ法に基づき、エネルギー指定工場では、定期報告書を各地産業局に提出して管理を受けている。一方、環境省の指導の下各地方自治体は、地域推進計画を作り、地域事業者に温室効果ガスの排出量の実績をもとめることを開始した。このエネルギー管理と温室効果ガス管理は、事実上同一であり、管理の一元化を求める。		事実上同じ内容のものを産業局と各自治体に提出する必要があり、煩雑である。	省エネ法第11条、地球温暖化対策推進法第20条	経済産業省 環境省	
z1100043	エネルギー管理の一元化	5111	5111020	社団法人日本自動車工業会	11	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく中長期計画、定期報告書と愛知県生活環境保全条例に基づく地球温暖化対策計画書の1本化(各省庁と地方自治体の情報の共有化)		エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく中長期計画、定期報告書と愛知県生活環境保全条例に基づく地球温暖化対策計画書の報告様式および提出先を一本化してほしい。 また愛知県条例では基準年度を'03年度としており、COP3による対'90年比低減目標との整合性を図ってほしい。	エネルギーの使用の合理化に基づく法律(以下省エネ法)の第1種指定事業所については中長期計画書と定期報告書を、第2種指定事業所については定期報告書を年1回経済産業局に提出している。 愛知県の生活環境保全条例の内容が見直されH15年10月1日～施行となるが、この中で地球温暖化対策計画書の提出要件が新たに規定されようとしている。 主な規定内容(施行H16年4月1日～) 対象は省エネ法の第2種指定事業所以上のエネルギーを使用する事業者 ・'03年度を基準年度とする ・温室効果ガスの低減方策(中長期計画書に該当) 削減実績(定期報告書に該当)の提出義務等	愛知県生活環境保全条例では温室効果ガスが対象となっているのに対し、省エネ法は燃料、電力(CO2のみ)の2つは異なるものの、報告内容がほとんど同一でありながら、省エネ法の中長期計画書、定期報告書とは報告様式が異なっているため、新たな作成、報告工数を要することになる。また愛知県条例では基準年度を'03年度としており、COP3による対'90年比低減目標との整合性も取られておらず、報告の必要性については疑問である。	エネルギーの使用の合理化に関する法律 第10条の2(中長期計画書)、第11条(定期報告)	経済産業省	重点要望項目
z1100044	エネルギー管理者の兼任の容認	5021	5021236	社団法人日本経済団体連合会	11	エネルギー管理者の兼任		日常の維持管理業務に支障のない範囲であれば、複数の事業場のエネルギー管理者(員)の兼任を認めるべきである。 平成15年9月19日に閣議報告された「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」では、平成16年度中にエネルギー管理者の外部委託を行う場合の要件を明確化する旨が記載されており、日常の維持管理業務に支障のない範囲で自社の社員が複数の事業場におけるエネルギー管理者(員)を兼任できることについても併せて検討し、容認すべきである。		管理する工場の規模、距離等により一定の制限を設けることによって、複数の事業場を兼任しても、日常の維持管理業務における責任は十分に果たすことができる。 左記要望が実現すれば、設備や法に精通した専門知識をもつ者が実務を推進でき、エネルギー管理者(員)の信頼性向上、人材の有効活用につながる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 第7条、第9条の2、第11条の5	経済産業省	第1種エネルギー管理指定工場および第2種エネルギー管理指定工場においてはエネルギー管理者(員)を選任する必要があるが、エネルギー管理者(員)は、複数の事業場を兼任することはできない。
z1100045	第一種電気工事士の定期講習受講義務の見直し	5021	5021237	社団法人日本経済団体連合会	11	第一種電気工事士の定期講習受講義務の見直し		定期的な社内研修等により、適切に最新の電気工事および保安に関する知識、関係法令等に関する知識を更新していると認められる電気工事士については、定期講習の受講義務を免除する等の緩和措置を講じるべきである。		多くの電気工事士は実務の中で常に新しい技術、法令等の知識を習得している。 本年6月に実施された集中受付月間では、本要望について受講者等の負担軽減という観点から、講習内容及び講習方法の見直しを行い、措置する旨の回答得ているが、定期的な社内研修によって、現状の定期講習を受講するよりも有効に知識の更新を行うこともできることから、カリキュラム、研修内容の報告等により適切な社内研修をおこなっていることが認められる企業の電気工事士については受講義務を免除することも検討すべきである。	電気工事士法 第4条の3	経済産業省	電気工事士法に基づく第一種電気工事士は、やむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士の免状を受けた日から5年以内毎に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	
z1100046	工場立地法に係る規制の緩和	工場立地法第4条第1項第1号 工場立地に関する準則第1条 工場立地法第4条第1項第1号 工場立地法第4条の2第1項 工場立地に関する準則第2条、第3条 緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準 工場立地法第11条第1項 工場立地法第11条第2項	生産施設の敷地面積に対する割合は、業種の区分に応じた割合以下とする。 第1種 百分の十 第2種 百分の十五 第3種 百分の二十 第4種 百分の三十 第5種 百分の四十 緑地の面積の敷地面積に対する割合は、百分の二十以上の割合とする。 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、百分の二十五以上の割合とする。 都道府県は、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内において条例で定めることができる。 工場の新設又は変更の届出をした者は、その届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、当該特定工場の新設又は変更をしてはならない。 都道府県知事又は政令指定都市の長は、届出に係る事項について、その内容が相当である認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。	生産施設の敷地面積に対する上限割合の緩和 b 緑地面積率の軽減 c 工場の新設又は変更の届出受理後の工事着工までの期間制限 d	敷地面積に対する生産施設面積の割合については、環境への負荷に配慮しながら業種の区分の見直し等を検討し、所要の措置を行う。工場立地法検討小委員会において報告書(案)を取りまとめ、現在パブリックコメントを募集(平成15年12月24日締切)している。 本法は周辺地域の生活環境との調和を保つことを目的として、工場の敷地に緑地を一定の割合占めることを義務づけている。緑地には景観の向上、騒音の低減等の効果が認められるが、ご指摘の土地利用については、例えば太陽光発電設備は用役施設として生産工程に組み込まれることも考えられるなど、そうした効果のための施設と認められるとは言えず、本法が目指す立地に際しての敷地利用の適正化を妨げる要因となり、対応は困難。また、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内において都道府県及び政令指定都市が条例によって定めることを可能としており、特区に限定した対応は困難。 工場立地法に係る届出に関しては、その内容審査が終了するまで工事等の着工を制限している。届出等に関する事務は自治事務であり、都道府県又は政令指定都市の長がその内容が相当であると認めるときは短縮することができることとしているので、当該実施制限の期間短縮について、都道府県及び政令指定都市に対して、より一層事業者の実情に応じた弾力的な運用を図るように周知した。(都道府県及び政令指定都市への技術的助言「工場立地法第11条第2項の弾力的な運用について」を平成15年3月に発出)			生産施設の敷地面積に対する上限割合の緩和について、回答では、業種の区分の見直し等を検討し、所要の措置を行うとされているが、検討される具体的な内容及び平成16年度末までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。 緑地面積率の軽減について、回答では、太陽光発電設備は用役施設であり、緑地のもつ機能を代替できないとして対応不可とされているが、要望は緑地面積率についてその比率の軽減を求めており、規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日閣議決定)における措置内容の深掘り、明確化とあわせて、緑地の定義の見直しを含め比率の軽減の可否について改めて検討され、示されたい。	生産施設の敷地面積に対する上限割合の緩和 b 緑地面積率の軽減 c 工場の新設又は変更の届出受理後の工事着工までの期間制限 d	生産施設の敷地面積に対する上限割合の緩和 b 緑地面積率の軽減 c 工場の新設又は変更の届出受理後の工事着工までの期間制限 d	敷地面積に対する生産施設面積の割合については、環境への負荷に配慮しながら業種の区分に応じた敷地面積に対する生産施設面積の割合について年度内に見直しを行う 本法は、工場と周辺生活環境との調和の観点から、工場の新増設を行う際、敷地面積に対して一定の割合で、工場と敷地内に緑地等の整備を義務づけ、敷地内の周辺部に重点的に緑地を配置するよう定めている。こうした緑地の整備や配置を求めているのは、工場の緑地が、心理的効果・騒音の防止などの効果を有しているからである。そこで、ご指摘の要望内容のうち、(1)太陽光発電設備については、用役施設として、生産工程の一部をなしている生産施設となり、周辺生活環境との調和に資するものではないため緑地等とは認められない。(2)緑地として算入が認められるためには、植物の生育上又は美観上好ましい状態に維持管理がなされていることが必要であり、未稼働地(雑草緑地)であっても、こうした要件に該当すれば緑地として認められる。(3)次に対象事業所の敷地外に緑地などを確保することについては、工業団地や複数の工場が集中して立地している地域において、当該地域全体を一体として捉えて、敷地外に整備された緑地も工場敷地内の緑地が景観の向上などの効果を有する場合、これを認める特例が従来より存している。しかし、工場の立地地域とは異なる地域で確保された緑地を工場敷地内に整備すべき緑地として一般的に認めることは、上述した緑地の効果が見込めないため、対応は困難である。	5021082	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100046	(上記の続き) 工場立地法に係る規制の緩和									(上記の続き) なお、今般、規制改革推進3か年計画(再改定)を受けて、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、工場立地法に関する幅広い観点からの検討が行われ、報告書が取りまとめられた。緑地等に関しては、屋上・壁面などの緑地の面積に算入することを認めるといった緑地などの定義が拡大するとともに、地方自治体が自ら設定することのできる緑地などの面積比率の幅を拡大するといった方向でまとめられている。本報告書を受け、年度内に所要の改正を行うこととしている。 工場立地法第11条第1項において、工場立地法にかかる届出を行ってから、工場の設置工事等の着工を90日間制限しているのは、地方公共団体が提出された届出を審査するために必要な期間を確保する趣旨であり、90日間の期間は地方公共団体において届出の審査等に要する標準的な期間を勘案して定められているものであり、90日間の期間を短縮することは適切ではない。ただし、地方公共団体によっては、この期間を短縮することが可能であるものもあると考えられることから、同条第2項において、届出の内容が相当であると認めるときは工事の着工を制限する期間を短縮できるとしている。なお、地方公共団体がこうした制限期間を短縮できれば、早期に工事が着工でき、制限期間は可能な限り短いことが望ましいことから、同項の制限期間の短縮について都道府県等に周知している。(都道府県及び政令指定都市への技術的助言「工場立地法第11条第2項の弾力的な運用について」を平成15年3月に発出)			5021082	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100047	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条	事業所の敷地は区域ごとに製造施設地区、貯蔵施設地区、出入荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区又はその他施設地区に区分するものとする。	c		レイアウト規制は施設地区ごとの区分、セットバックや特定通路の幅員を確保することにより、災害の拡大防止を図っている。施設地区内の混在を大幅に認めること、また、特定通路の設置を行わない場合はこうした目的達成が困難となる。		回答では目的達成が困難としているが、要望内容の土地有効利用の観点から、例えば、省令規定と同等の安全性を担保する代替措置を講ずる場合に特例を認めた特区の全国展開の可能性を含めて、改めて対応策を検討して示されたい。	c	施設地区内の混在については、前回の回答同様に認められない。 特定通路の幅員については、特区制度において、同等の安全性が確保される場合は特例措置が認められることとなる。 なお、特区制度の全国展開については、当該特例措置の適用が1件しかなくまた、その1件についても施設の設置工事は未着手であることから、全国展開は考えていない。	5077002	任意団体	11		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100046	工場立地法に係る規制の緩和	5021	5021082	社団法人日本経済団体連合会	11	工場立地法に係る規制緩和		<p>生産施設の敷地面積に対する上限割合を緩和すべきである。</p> <p>緑地面積率について、その比率の軽減を要望する(特に太陽光発電設備を設置している場合等)。また、未稼働地(雑草緑地)の緑地面積への算入を認める、対象事業所の敷地外に緑地や環境施設を確保することを認める、といった措置を行うべきである。</p> <p>新設 変更届受理後の着工可能日を現行の90日から50日程度に短縮すべきである(工場立地法第11条 2項が「相当であると認める場合」について日数の短縮を認めているが、あくまでも原則は90日であり、改善が望まれる)</p> <p>なお本件については、政府も「規制改革集中受付月間への対応方針」において、15年度中に所要の措置を行うとしており評価するが、改めて早急に対応することを求めたい。</p>		<p>生産施設の敷地面積率に上限が存在するため、設備投資・増改築の際に新たな工業用地の取得、既存の施設の建て替え等が必要となり過大な費用負担となっている。新用地の取得費が軽減されれば、設備更新の原価率が低減し国際競争力の向上が期待できる。</p> <p>緑地面積確保のための負担が軽減される。特に太陽光発電装置のような環境配慮設備を導入しているにも関わらず、それが緑地と競合しては本末転倒である。また、敷地外に緑地を確保することで、環境に配慮しつつ各企業の工場設備をコンパクトに連携させることも可能となる。敷地内に緑地を確保することを義務付けるのはあまりにも画一的である。</p> <p>新設 変更届受理後の着工可能日を短縮することで顧客のニーズに合わせた迅速な対応が可能となる。</p>	<p>工場立地法第4条の1 工場立地に関する準則(平成10年大厚農通運告1号) 平成10年大蔵省 厚生省 農林水産省 通商産業省 運輸省 告示 1号) 工場立地法第11条</p>	経済産業省	<p>工業立地法第4条の1、工場立地に関する準則(平成10年大厚農通運告1号)において、生産施設の建設・増改築に関し敷地面積に対する上限割合が定められている(業種区分毎に10,15,20,30,40%)</p> <p>また、同法、同準則において、一定の緑地面積率、環境施設面積率の確保が義務付けられている。</p> <p>工場立地法第11条 1項において、新設 変更届の受理後90日を経ないと着工できない旨定められている。</p>
z1100046	(上記の続き) 工場立地法に係る規制の緩和	5021	5021082	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 工場立地法に係る規制緩和						経済産業省	
z1100047	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化	5077	5077002	任意団体	11	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化		<p>1つの製造プラントに係わる入出荷施設、事務管理施設(計器室等)用役施設(電気室等)を同一の製造施設地区に設置する場合、500m 2の制限を適用除外とする。</p> <p>また、7000m 2未満の小規模製造施設地区の特定通路(6m以上)は、周囲2辺のみとし、残りの2辺は、4m以上の通路であれば可とする。</p>	<p>石炭法のレイアウト規制は、事故が発生した場合の周辺住民等への影響を少なくすることにも、危険度の異なる施設を分類することにより、石油と高圧ガスを併せて大量に取り扱う事業所における安全の確保と消火活動を効率的に行うため、製造、貯蔵施設地区等の面積の基準、施設地区の配置の基準、特定通路の幅員等を規定している。</p>	<p>同一エリアで管理でき、且つ、投資を少なくすることが出来る。</p> <p>土地の有効利用ができる。</p> <p>【効果】</p> <p>同一エリアに関連施設が設置できることで保安管理が容易となり、かつ少ない投資で事業展開が行える。</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法(第5条及び第7条)</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令</p> <p>新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(通達、平成8年3月29日)</p>	総務省 経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100048	高機能性 (多品種 少量) 化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業等施設の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条	事業所の敷地は区域ごとに製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区又はその他施設地区に区分するものとする。	a		本件については全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項として、事業者から具体的な事業の提案が平成15年度上期までになされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。」こととされており、具体的な緩和方策について検討中である。		提案の状況、及び検討結果を踏まえ緩和方策を実施される時期について、具体的に示されたい。 併せ、引き続き新規事業の提案を受け、緩和方策の追加検討を実施することについて、見解を示されたい。	a	-	15年度上期においては、事業者からの具体的提案は無かったことから、緩和方策を実施する予定はない。 なお、今後においても事業者からの提案があれば、措置について検討する。	5077004	任意団体	11
z1100049	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	石油の備蓄の確保等に関する法律第6条	(1)我が国への石油供給が不足する等の事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するために、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油精製業者等に対して、全ての油種を対象に備蓄の義務を課している。(2)国際的には、IEAは石油の純輸入量の90日分につき、加盟国に対し備蓄義務を課している。(3)我が国は、原油5000万KLの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。	c		(1)石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する等の事態が生じた場合においても石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためのものである。 (2)自家消費用の石油について備蓄義務を軽減した場合、我が国の石油安定供給を確保するために必要な民間備蓄の水準が維持できなくなる恐れがあり、緊急時において国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に問題が生じることとなる。このため、自家消費用の石油についても備蓄義務を課しているところである。 (3)国際的にも、IEAにより、他人に譲り渡すか自己で消費するかを問わず純輸入量に対して90日分の備蓄義務が課せられているとともに、実際に主要国においても、民間企業の自家消費用の輸入にも備蓄義務が課せられている。 (4)なお、備蓄石油を保有することに伴う負担の軽減のために、備蓄義務者に対しては、従来より備蓄石油購入資金に対する低利融資を実施している。					5021244	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100050	核燃料加工事業の変更の許可申請に対する審査期間の短縮	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十三年六月十日法律第百六十六号) 第16条第1項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令) 第4条 核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和四十一年七月十九日総理府令第三十七号) 第3条	核燃料物質の加工の事業の変更を行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。許可に際しては、加工能力、技術的能力、経理的基礎及び災害の防止の観点から審査を行っている。 また、加工の事業の変更の許可に係る審査結果については、原子力安全委員会及び原子力委員会に意見を求めるため、両委員会に諮問を行うこととなっており、両委員会は、それぞれの所掌に応じダブルチェックを行い経済産業大臣に答申を行うこととされている。 さらに、許可にあたり、文部科学大臣の同意が必要とされている。	c		原子力施設の事業許可等の審査に関しては、災害の防止上の観点等から、厳格な審査が求められるものであり、あらかじめ審査期間を設定することは困難である。また、1999年に核燃料物質の加工の事業の許可を有していた茨城県東海村の胸ジューシー・オーが臨界事故を発生させたことも踏まえ、ウラン加工施設の審査に一層の慎重さが求められるようになった。 一方、審査の過程においては、申請者による適切かつ迅速な対応が、審査期間の短縮に貢献する面もあり、このような点も含めて審査の効率化に務めてまいりたい。なお、審査の人員に関しては、平成15年度に増員を措置したところである。					5021224	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100048	高機能性(多品種少量)化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化	5077	5077004	任意団体	11	高機能性(多品種少量)化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化		<p>2000年代になりエチレン 汎用合成樹脂の需要は減少に転じており、コンビナート化学企業の各社は生き残りをかけて1970年代に想定していなかった多品種少量生産である高機能性化学製品のプラントが既に設置され、または設置の検討が行われている。その代表例を次に示す。</p> <p>機能的特殊樹脂 複合樹脂(コンパウンド) 光学 電子材料 医薬品/農業中間体、バイオ 添加剤、安定剤</p> <p>【要望内容】 1. 多品種少量生産プラントについては施設地区の混在500m2の規制を除外する。 2. 設備の規模の基本として別紙に掲げる例を(石炭法の第2種事業所に相当しないレベル程度)提案する。ただし、設備規模の基準を越えるものであってもリスクアセスメントの結果、周辺施設等への影響が少ないと判断されるプラントも多品種少量生産プラントに含める。</p>	<p>石炭法・レイアウト規制は昭和50年の石炭法制定時点におけるコンビナートの代表的プラントであるエチレンや汎用合成樹脂製造設備において、災害発生時に高圧ガス、危険物を大量に扱うことからの被害を極小化することを想定して配置を定めたものである。</p> <p>プラントを設置・変更する際は施設を用途毎に製造、貯蔵、用役、入出荷、事務管理、その他、の6区分に分割され、施設地区の混在する場合は500m2以下とされている。施設間は特定通路をもって区分される。</p>	<p>1. 多品種少量生産プラントは一度に大量の危険物/高圧ガスを原料・製品等として取り扱っていない。即ち、従来の主要石化プラントに比べ大量の物質を扱っていない。 2. 石炭法の第2種事業所に相当しないレベルとすることで従来の石化プラントと比べ安全が担保される。 3. 施設配置を集約することで操作性および安全パトロールが容易になり安全性向上に繋がる。 4. 施設区分のないレイアウト規制地区外で造られた多品種少量プラントにおいて特に保安上の問題は生じていない。</p> <p>【効果】 製造施設、貯蔵施設、出荷施設などを分散配置することなく合理的な配置計画ができる。 石油コンビナート地区における多品種少量生産プラントがコンビナート地区外と同等条件で設置できる(コスト競争力の確保)。 これにより、石油化学から高機能性化学製品などへの事業転換の促進、雇用の確保など化学産業の活性化が図れる。</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法(第5条及び第7条) 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(通達、平成8年3月29日)</p>	<p>総務省 経済産業省</p>	<p>添付 - 2</p>
z1100049	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	5021	5021244	社団法人日本経済団体連合会	11	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減		<p>備蓄義務を軽減すべきである。</p>	<p>備蓄のコストが製造業の国際競争力の低下を招いている。なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う石油タンク情報センターが設置され、また、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用しても結局のところメーカーがそのコスト分を負担せざるを得ない。</p>	<p>石油の備蓄の確保等に関する法律</p>	<p>経済産業省</p>	<p>C重油を輸入するためには、需要家が、輸入重油1日当たり使用量の70日分を備蓄しなければならない。</p>	
z1100050	核燃料加工事業の変更の許可申請に対する審査期間の短縮	5021	5021224	社団法人日本経済団体連合会	11	核燃料加工事業の変更の許可申請に対する審査期間の短縮【新規】		<p>審査人員数の適正化、審査内容の効率化等により、審査期間を現状の半分程度に短縮すべきである。</p>	<p>核燃料加工の事業は、他産業と比べると比較的製品設計や加工方法の変更サイクルが長い事業ではあるが、電力自由化に伴う海外製核燃料との競争激化への対応や最新の技術に基づく設備導入対応等の観点から、加工設備や加工の方法の変更を適時、短期間で実施する必要性が生じてきている。</p> <p>加工事業変更許可に関して、事前ヒアリング～変更申請～変更許可に長期間を要することは、事業者として意志決定後、実際の事業展開までのタイムラグが大きく、顧客ニーズへの対応が遅れるばかりか、国際競争の中で事業を展開する上で非常に不利となり、事業者の国際競争力を弱体化する可能性がある。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第16条</p>	<p>経済産業省</p>	<p>核燃料加工の事業は許可制度となっており、また、事業の許可を受けた事業者が、加工設備及びその附属施設の設備や加工の方法について変更しようとするときには、変更申請を行い、変更許可を受ける必要があるが、事前ヒアリング～変更申請～変更許可に要する期間が、最近2回の例で、約18ヶ月並びに約14ヶ月と、長期間を要している。</p>	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100052	事業所外運搬時の原子力災害特別措置法第10条の通報対象の見直し	原子力災害対策特別措置法施行規則第9条及び第21条	漏えい又は漏えいの蓋然性が高い状態に係る通報については、I型輸送物、P-1型輸送物を除外している。 また、A型輸送物、P-2型輸送物、P-3型輸送物については、火災、爆発等により一定の放射線量を検出した場合には、原子力緊急事態となり得るため通報対象としている。 なお、事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上放射線量が原子力災害対策特別措置法施行規則で定めるところにより検出された場合には輸送容器の型によらず通報事象となる。	c		漏えい又は漏えいの蓋然性が高い状態に係る原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象は、原子力安全委員会において、『通常輸送時又は一般試験時の条件を超える事象』とされており、さらに、火災、爆発等により一定の放射線量を検出した場合には原子力緊急事態となる。たしかに、A型輸送物、P-2型、P-3型輸送物については炉規制法上漏えいしてはならないことを条件としているが、上記のような想定外の事態においては100%ありえないと言い切れない。したがって、除外することは困難である。 なお、I型輸送物あるいはP-1型輸送物は、明らかに危険性が極めて少ない核燃料物質であることなど、その収納物の性格にかんがみ、炉規制法上も放射性物質等の漏えい防止を明示的に条件としないことから除外しているところ。					5021227	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100053	原子力分野におけるクリアランスの法制化	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)等	原子力の開発利用に伴い発生する廃棄物の中には、含有する放射性物質の濃度が極めて薄く放射性物質として扱わない物も存在するが、その適切な扱いに関する制度は現在ない。	b		クリアランスレベル(放射性物質として扱う必要のない物を区分するレベル)を用い、放射性物質として扱う必要のない物の検認(測定等による確認)の具体的実施方法を含めクリアランスの制度化については、平成17年通常国会での原子炉等規制法改正を目指し、原子力安全委員会の提言を踏まえつつ、その具体化について検討していくこととしている。	クリアランス制度の必要性については原子力委員会、原子力安全委員会において指摘されている。また、クリアランスを制度化する際に必要となるクリアランスレベル、クリアランスの検認のあり方については原子力安全委員会において示されている。  検認方法、検認により放射性物質として扱う必要がないとされた物の取扱いなどクリアランスの制度化に当たっては、関係法令の改正の有無も含め関係府省との調整が必要となる。				5021228	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100054	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義の見直し	原子力災害対策特別措置法第7条及び第10条	原子力防災管理者は、原子力事業所の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が検出された場合等には、主務大臣、及び所在都道府県知事、所在市町村長、関係隣接都道府県知事に通報しなければならないこととされている。	d		原子力災害対策特別措置法に基づく通報や原子力事業者防災業務計画の協議については、必要最小限の関係機関について明記している。しかし、防災対策を講ずるにあたっては、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を尊重しており、地域防災計画等に則って通報するよう措置されているところ。 また、市町村合併に伴う通報等の必要性の有無については、地域防災計画等で地域の特性に応じ対応することが望ましいと考える。		回答では地域防災計画等に基づき通報されるとしているが、防災対策の観点から、法に基づいた通報を義務付けることについて、改めて検討されたい。		法律では、通報は防災業務計画の定めるところにより通報すべき義務が既に課せられているため(法第10条第1項)防災業務計画等において地域の特性に応じ柔軟に対応することが望ましいと考える。	5021229	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100055	保安法令の重複適用の排除	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法		c		保安四法については、法の目的、対象等が異なることから、それぞれの法規制を一本化することは困難である。 なお、保安四法については、従来から重複検査の排除などの合理化・整合化を進めており、さらに、平成12年11月の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の最終報告に基づき、重複・類似する各種申請・届出書類の様式の統一化等を行っているところ、更なる合理化・整合化のご要望があれば具体的にご教示願いたい。		回答では、保安四法の目的等が異なることから対応が困難とされているが、要望が、各法の適用範囲に係る指定基準の策定を求めていることも踏まえ、今後の検討推進の在り方について、改めて見解を示されたい。		保安四法は、各法の担当すべき目的が相互に異なるため、当然に各法が担保すべき範囲が異なり、場合によっては当該範囲が重複することも排除できない。ただし、高圧ガス保安法が担保すべき目的を他法令の基準によっても確保できることが確認された場合は当該法令との整合化や諸手続の簡素合理化を図っていくなど必要な措置を既に講じていると認識している。	5021131	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100052	事業所外運搬時の原子力災害特別措置法第10条の通報対象の見直し	5021	5021227	社団法人日本経済団体連合会	11	事業所外運搬時の原子力災害特別措置法第10条の通報対象見直し【新規】		原子力災害対策特別措置法施行規則第9条第1項第3号において、L型とP-1型輸送物は、同法第10条の通報対象から除外されている。 原子力緊急事態に該当する漏えいが理論的に発生しないA型輸送物と、同施行規則第21条第2号で原子力緊急事態から除外されている低比放射性物質(P-2型輸送物及びP-3型輸送物)の運搬についても同様に、同法第10条の通報対象から除外すべきである。	原子力災害対策特別措置法は原子力災害から国民の生命・身体及び財産を保護することを目的としており、事態が進捗しても原子力災害が発生しない物の輸送に対して通報を求めるのは、法の目的を逸脱している。 A型輸送物にはA2値(原子力緊急事態となる漏えい量)を超える放射性物質は含まれていないため、漏えいにより原子力災害が発生する可能性はない。またP型からの漏えいは、法令上原子力緊急事態に該当しない。 従って、これらの輸送物からの漏えいは、第10条通報から除外すべきである。	原子力災害対策特別措置法第10条 原子力災害対策特別措置法施行令 第4条第4項 原子力災害対策特別措置法施行規則 第9条第3号	文部科学省 経済産業省 国土交通省	原子力災害対策特別措置法の第15条で定義される原子力緊急事態に至るおそれのない、低レベル放射性廃棄物や中に使用済み燃料が入っていない使用済み燃料輸送容器を輸送する場合にも、第10条の通報が求められている。 また事業所外運搬の際には、周辺に影響のない極微量の放射性物質の漏えいでも、第10条の通報をしなければならぬ。	
z1100053	原子力分野におけるクリアランスの法制化	5021	5021228	社団法人日本経済団体連合会	11	原子力分野におけるクリアランスの法制化【新規】		もはや放射性として取り扱う必要のない値は既に算出されているので、管理区域から発生する廃棄物が、性状により適切に取り扱えるよう法令に明確に位置づけるべきである。 具体的には、放射性核種毎に、もはや放射性として扱う必要のない放射能レベルと、そのレベル以下であれば原子炉等規制法の規制体系から除外し、再利用・再使用又は一般廃棄物として適切な処分を行えるようにすべきである。	平成11年に原子力安全委員会において「もはや放射性として扱う必要のない放射能レベル」は算出、公表されている。 また、既に原子力開発長期計画等にも制度化する必要性が政策として謳われている。 原子力分野においても、社会全体と整合の取れた、資源リサイクルや環境負荷低減などの方向を模索しているが、放射性物質として扱う必要のない物に係る制度化が整備されていないためこの道が開ざれており、健全な産業活動発展の妨げとなっている。 (自然界の放射線レベルより十分小さく健康に対するリスクが無視できるレベル)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ほか	経済産業省	原子力発電所の放射線にかかる管理区域内で発生する廃材等は、原子炉等規制法の適用を受け続けるため、放射能レベルが十分低い場合であっても、一般産業におけるリサイクル又は廃棄処分を行うことができない。	
z1100054	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義の見直し	5021	5021229	社団法人日本経済団体連合会	11	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義の見直し【新規】		原子力災害対策特別措置法の第7条第2項の関係隣接都道府県に関する記載「当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の知事」を、防災指針で定められたEPZのような距離の概念を入れ、実際に対策が必要な都道府県が含まれるように「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の知事」のような記載に変更すべきである。 この場合、関係隣接都道府県から関係周辺都道府県と名称を変更する。なお、現在EPZ外の関係隣接都道府県知事については、関係周辺都道府県知事の要件を定める政令で、「当該原子力事業所の防災業務計画に協議対象として記載してあるなど、実質的に関係周辺都道府県知事と同等の扱いを受けている都道府県知事」と記載することにより、現在の関係を維持できるようとする。	原子力事業所の「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に含まれる市町村を有しているも、その市町村が所在市町村に隣接していないとの理由で第10条の通報を受ける権利がないのは、住民の安全対策上問題がある。 また、現在県境を有していない所在市町村が県境を有している周辺の市町村と合併することにより、隣接する都道府県が新たに関係隣接都道府県となるのは、現時点で不要なものが、市町村合併後には必要になるといふことであり、技術的に説明できない。	原子力災害対策特別措置法第7条第2項	文部科学省 経済産業省	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく定められており、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある。逆に、原子力事業所の近く(防災指針において定められた「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」の目安の距離内)でも関係隣接都道府県にならない可能性もある。 更に、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等に何ら変更がなくても、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。	
z1100055	保安法令の重複適用の排除	5021	5021131	社団法人日本経済団体連合会	11	保安法令の重複適用の排除		装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないように、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。	コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。 例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	総務省 厚生労働省 経済産業省	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けている。 例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制している。このため、装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、消防法と高圧ガス保安法あるいは労働安全衛生法と複数の法令によって重複して規制を受けることとなっている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定を推進する上で妨げとなっているほか、事業者には、基準の解釈と整合性の確保、申請手続、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 ( 対応策 )	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 ( 対応策 )	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100055	( 上記の続き ) 保安法令の重複適用の排除											5021131	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100055	保安法令の重複適用の排除	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法		c	保安四法については、法の目的、対象等が異なることから、それぞれの法規制を一本化することは困難である。 なお、保安四法については、従来から重複検査の排除などの合理化・整合化を進めており、さらに、平成 12 年 11 月の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の最終報告に基づき、重複・類似する各種申請・届出書類の様式の統一化等を行っているところ、更なる合理化・整合化のご要望があれば具体的に教示願いたい。		回答では、保安四法の目的等が異なることから対応が困難とされているが、要望が、関係各法の枠を超えた検討を行う「整合化委員会」を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化」を求めていることも踏まえ、今後の検討推進の在り方について、改めて見解を示されたい。		保安四法は、各法の担当すべき目的が相互に異なるため、当然に各法が担保すべき範囲が異なり、場合によっては当該範囲が重複することも排除できない。ただし、高圧ガス保安法が担保すべき目的を他法令の基準によっても確保できることが確認された場合は当該法令との整合化や諸手続の簡素合理化を図っていくなど必要な措置を既に講じていると認識している。	5077001	任意団体	11		
z1100056	炭酸ガス ( CO2 ) 冷媒に関する高圧ガス保安法適用除外の拡大	高圧ガス保安法第 3 条 高圧ガス保安法施行令第 2 条第 3 項第 3 号、第 3 号の 2	冷凍能力が 3 トン未満の冷凍設備内における高圧ガスは高圧ガス保安法の適用を除外されている。ただし、フルオロカーボン ( 不活性のものに限る。 ) については冷凍能力が 5 トン未満のものまでが適用除外となる。	c	CO2 冷媒を用いた冷凍設備はフルオロカーボンの場合よりも高い圧力で作動し、その信頼性及び安全性についても実績が少ないため、フルオロカーボンと同等に扱うことはできない。		回答では信頼性及び安全性についての実績がないことを根拠として対応困難としているが、無害である炭酸ガスの利用促進・環境配慮の観点から、安全性を確保できる炭酸ガス冷媒の冷凍能力上限について、データ収集・分析などにより、更に検討されたい。	c	CO2 を冷媒とする冷凍設備については、安全性に係るデータが十分に得られていないため、安全性を確保できる冷凍能力上限について評価することはできない。	5021142	社団法人日本経済団体連合会	11		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100055	(上記の続き) 保安法令の重複適用の排除	5021	5021131	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 保安法令の重複適用の排除				(上記の続き) 石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。 一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続きが簡素化され、負担が軽減される。		総務省 厚生労働省 経済産業省	
z1100055	保安法令の重複適用の排除	5077	5077001	任意団体	11	保安規制の一元化		石油コンビナート事業所の保安確保のあり方について、つぎの観点から関係各法の枠を超えた検討を行う整合化委員会を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。 国際整合性のとれた保安規制とする。性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。 一層の自主保安を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法規ごとに各省庁に分割所管されているため、技術基準、申請・立会要件等が異なり、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、官庁検査への対応などに多大の労力が必要。 現行法規の枠内での保安四法の合理化、整合化については保安四法整合化実務者検討委員会の報告に基き、改善がなされた(危険物タンク定期保安検査と内部点検の周期、危険物施設の検査主体等)が、法改正などを伴う抜本的な合理化・整合化の検討はなされていない。 これに対し英米では、約30年前に法規及び行政機関の整理・統合が行われ、これによって効率的かつ合理的に規制が行われている。	コンビナート事業所の各機器は全体でひとつのシステムとして機能する。現在の保安諸法はこれを高圧ガス、危険物、圧力容器、レイアウト等に分けて規制しており、プラント全体の総合的保安確保の目的にはそぐわない。これを事業者が自主的に法規の隙間を埋めながら管理している。 また、事業の国際化が進んでおり、事業者は柔軟な技術基準の採用が必要になっているが、規制対象が技術基準に及んでおりその制定・維持管理に官民とも多大な労力と費用を要している。 保安諸法は、それぞれ異なった目的と対象を有しているものの、コンビナート事業所に関する限り、所内の人と設備の安全及び地域の安寧の確保という目的は共通であり、石油化学産業を始めとするコンビナート事業所の保安確保の実態を踏まえて、それぞれの法規の枠を超えた一体的な規制が可能ならずである。 【即ち】 法規毎に詳細な技術基準を定める代わりに、性能規定のもと民間規格の活用を図る。 基準適合を審査し許認可を与える代わりに、規定遵守状況を適宜確認する自主保安尊重型の保安規制に移行する。 国際整合性のもとに公平な国際競争を可能とする。なお、コンビナート事業所に対する日本の規制の現状は、添付のとおり英米における1970年以前の状況に類似しており、日本においても現在の社会と産業の実態に即したものはなっていない。 【効果】 効果的な保安規制とすることができ、事業者の国際競争力の強化に寄与する。	高圧ガス保安法 労働安全衛生法 消防法 石油コンビナート等災害防止法 (電気事業法)	経済産業省 総務省 厚生労働省	添付 - 1
z1100056	炭酸ガス(CO2)冷媒に関する高圧ガス保安法適用除外の拡大	5021	5021142	社団法人日本経済団体連合会	11	炭酸ガス(CO2)冷媒に関する高圧ガス保安法適用除外の拡大【断規】		炭酸ガス(CO2)冷媒に関して、適用除外となる上限容量を、不活性のフロン冷媒と同等の法定冷凍能力5トンに引き上げるべきである。	1997年のCOP3において、冷凍空調機器に冷媒として使用される代替フロン(HFC)が温室効果ガスに指定され、長期的には全廃も視野に入れた対応が必要となっている。温暖化対策への要請が強まる中、フロン系冷媒から自然系冷媒への移行が加速しており、代表的な自然系冷媒である炭酸ガス(CO2)を用いた空調・冷凍機器が注目されている。 CO2冷媒は、毒性や可燃性がなく無害であり、これを用いたヒートポンプ式給湯器は世界に先駆けて我が国で製品化されたほか、CO2を使ったカーエアコンシステムも研究されており、各メーカーが製品化を急いでいる。一般的な空調用途においても、CO2冷媒の使用が期待されるが、適用除外となる上限容量内では、空調機能力が約6馬力と小容量となり、例えば20馬力以上の機器容量の市場が拡大している空冷式ヒートポンプチラーなど、現状への対応が難しくなっている。	高圧ガス保安法 第3条、第5条第2項第2号 高圧ガス保安法施行令第2条(適用除外) 冷凍保安規則第5条第4項 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(平成12年9月20日立局第2号)	経済産業省	空調・冷凍機器は、高圧ガス保安法ならびに冷凍保安規則の適用を受け、許認可や届出等が義務付けられる「一日の冷凍能力」が決められている。 「一日の冷凍能力」は、冷凍保安規則により、基準冷凍サイクルにおける圧縮機の冷凍能力を一日の冷凍トンの数値と定めている。同規則において適用除外となる上限容量は、炭酸ガス(CO2)冷媒については、「その他のガス」とされ、可燃性を有するフロン冷媒やアンモニアと同様の法定冷凍能力3トンとされている。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100057	アンモニア冷媒に関する除害方法の明確化	高圧ガス保安法第8条 冷凍保安規則第7条第1項第16号	毒性ガスの製造施設には、当該ガスが漏れ出したときに安全に、かつ、速やかに除害するための装置を講ずることとなっている。除害剤の保有量については、例示基準においてアンモニアにおいては大量の水としている。	b		具体的な漏れ量やどのような除害方法を選択するかによって除害剤としての保有量が決まるため、原則として統一した基準を定めることはできない。 ただし、冷凍規則第36条第2項第1号に規定する冷凍設備(ユニット型冷凍設備)については、冷媒充てん量や除害方法が限定されることから、除害剤の保有量についての実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証できれば、例示基準において統一した基準を示すことを検討する。		回答では安全性が検証されないため困難としているが、安全性を確認するためのデータ収集・分析を行い、検討を行うことにつき、見解を示されたい。	b		ユニット型冷凍設備におけるアンモニアの除害剤保有量について、提案者から提示された安全性を確認するためのデータに基づき分析を行い要望内容を検討する。	5021143	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100058	高圧ガスの受け入れ立会検査の見直し	一般高圧ガス保安規則第76条、液化石油ガス保安規則第74条	保安係員の職務として、製造施設及び製造の方法についての巡視及び点検を行うことが挙げられている。	d		製造施設の巡視及び点検については、事業者が十分に保安を確保できると証明すればその方法で行うことは現行制度でも可能である。	基本通達(平成9年4月1日付け平成09-03-31立局第18号)の記載は以下のとおり。 一般則第8条(破石則第9条)関係(3) 1. 輸送者 充てんに際し、保安係員が立ち会い監督できるようにすることが望ましいが、輸送者側の保安係員がその事業所において受入者の事業所での充てん作業を監督できる体制(例えば、あらかじめ保安係員が指名した一定の知識、経験を有する者による充てん)となっている場合にはこの限りでない。/受入者 保安責任者を選任する。ただし、受入者が第一種製造者である場合は、その事業所で選任されている保安係員でよい。	回答では基本通達(平成9年4月1日付平成09-03-31立局第18号)を根拠に現行制度下で可能とされているが、解釈の徹底の観点から、一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえ、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。			保安係員の職務を監督している都道府県に対しては基本通達を発出しており、また、事業者に対しても当該基本通達の掲載された例規集が出版されており、十分周知・徹底が図られているものと考えます。	5111016	社団法人日本自動車工業会	11
z1100059	CO2冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和	高圧ガス保安法第3条、第5条、第20条の4 高圧ガス保安法施行令第2条第3項第6号、第8号	CO2を冷媒とする冷凍設備にガスを充てんする場合、事業所ごとに都道府県知事へ高圧ガスの製造の許可申請又は届出、並びに高圧ガスの販売の届出を行い、技術上の基準に適合させることが必要である。 (フルオロカーボン(不活性のものに限る。))を冷媒とする冷凍設備へのガス充てんは、告示で定める基準に適合する回収装置又はサービス缶を用いる場合は、高圧ガス保安法第3条により、本法の適用が除外されている。	b		CO2冷媒を用いた冷凍設備はフルオロカーボンの場合よりも高い圧力で作動し、CO2冷媒サービス缶及び充填装置の信頼性及び安全性についても実績が少ないため、高圧ガス保安法の適用を除外することはできない。 ただし、CO2冷媒充填装置を高圧ガス保安法の適用を除外する代替措置と実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証できれば、要望内容に対応する。		回答では安全性が検証されないため困難としているが、要望内容はCO2冷媒の重点にかかる規制緩和を求めているものであるから、安全性を確認するためのデータ収集・分析を行い、検討を行うことにつき、見解を示されたい。	b		CO2冷媒充填装置を高圧ガス保安法の適用除外とする代替措置について、提案者から提示された安全性を確認するためのデータに基づき分析を行い要望内容を検討する。	5111033	社団法人日本自動車工業会	11
z1100060	ガス事業におけるメンブレンガスホルダの認定の容認	ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第14,15,32条 ガス工作物技術基準の解釈例 第12,13,18,19,37条	ガス工作物を設置しようとする事業者は事業者責任においてその工作物の仕様を決定することが出来る。これら工作物の技術基準が満足するか否かを国が判断するに当たって、既に解釈例に規定された仕様は技術基準を満足したものと解するが、それ以外のものについては事業者自らが国に対し、その適合性を示さなければならない。国が適合するか否かの判断が困難な場合、学識経験者からなる適合性評価委員会での適合性を判断する。	b		海外で使用されているホルダーがどのような材料、構造で製作されているかが分かっていないため、一律に解釈例に規定することは困難。よって条件を付し、解釈例で規定する方法について平成16年度から検討を開始し、平成17年度に結論を出す予定。		回答では平成17年度に結論を出すことだが、検討を前倒しされると共に、平成16年度中に実施されることについて、改めて検討され、見解を示されたい。	b		海外で使用されているホルダーがどのような材料、構造で製作されているかが分かっていないため、一律に解釈例に規定することは困難。よって条件を付し、解釈例で規定する方法について平成16年度から検討を開始し、平成17年度に結論を出す予定。(海外で使用されているホルダーがどのような材料、構造で製作されているかが分かっていないため、使用材料、構造等について委託事業等において調査が必要であり、平成16年度中に結論を出すことは困難。)	5021223	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100061	国際基準との整合性の推進	工業標準化法等	工業標準化法においては、JISマーク表示の認定については、国が行うだけでなく株式会社を含む国内外の第三者認証機関においても行うことが可能となっている。また、JISマーク表示認定工場に対する検査を行う機関についても、株式会社を含む国内外の機関において行うことが可能となっている。なお、両制度は、ISO/IEC Guide65に適合する形で行われている。	d		基準「規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という)については、規制改革推進3か年計画に基づき、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行(必要に応じて公正・中立な第三者による検査等を義務づける仕組み(第三者認証)を導入)について検討を進める。仕様規定となっている基準については原則としてこれを全て性能規定化するよう検討を進める。国際規格との整合性を図るほか、外国データの受入れや国際的な相互承認を推進するなどして取り組んでいる。					5072055	欧州委員会(EU)	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100057	アンモニア冷媒に関する除害方法の明確化	5021	5021143	社団法人日本経済団体連合会	11	アンモニア冷媒に関する除害方法の明確化【新規】		製造の許可を与える都道府県知事が同一の基準に基づいて判断ができるよう、除害設備の基準について明示するとともに、統一の基準に則して判断すべきである。		地球温暖化対策が進む中で、冷凍機の冷媒はCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)からHFC(ハイドロフルオロカーボン)へと転換が進んでいる。しかしHFCは温暖化係数が高く、冷凍空調機器装置からの漏洩防止、廃棄時の回収破壊の徹底が求められており、新たな代替冷媒として、アンモニア冷媒が期待されている。 また、除害方法については、(財)日本冷凍空調工業会において検討された結果、散布式除害装置、スクラバー式除害装置等が実用水準となっており、成果を活用することができる。	高圧ガス保安法 第8条(許可の基準) 冷凍保安規則 第7条第1項第16号(設置式製造設備に係る技術上の基準) 冷凍保安規則 第36条第2項第1号の二 冷凍保安規則関係基準 14. 除害装置	経済産業省	アンモニア冷凍設備は、アンモニアの毒性から、漏洩時対策のため対策設備(除害設備)を設けなければならない。しかし冷凍保安規則関係基準には、「大量の水を使用する」とされているだけで、必要とされる基準が不明確であり、基準の適合性を判断する都道府県によって、明示的な基準の有無など、対応が異なることとなっている。
z1100058	高圧ガスの受け入れ立会検査の見直し	5111	5111016	社団法人日本自動車工業会	11	高圧ガスの受け入れ立会検査の見直し		モニター等による遠隔からの監視立会いでも可能となるよう認めていただきたい。 (高圧ガス以外の原動力工程(変電所、圧縮エア、ボイラー設備、排出処理等)は、モニター等による遠隔監視が認可されており、高圧ガスでも遠隔監視が認可されれば、モニター室での複数設備の管理が可能となる。)	タンクローリーが納品に来るたびに、高圧ガス製造保安責任者の資格を有する人が現地まで行き、監視と設備の点検を行っている。 (タンクローリー運転手も高圧ガス製造保安責任者の資格を有しており、納入時の安全のポイントは熟知している。)	高圧ガスをタンクローリーから移すのに、1回あたり30～40分の時間を要し、日に5～6回の納品がある。また、事業所によっては該当箇所が複数あるところもあり、全体として相当の時間を要している。	高圧ガス保安法74条(保安係員の職務)	経済産業省	重点要望項目
z1100059	CO2冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和	5111	5111033	社団法人日本自動車工業会	11	CO2冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和		次の1又は2のいずれかにより、CO2冷媒の充填に係る規制を緩和して頂きたい。 1.CO2冷媒サービス缶の規格を定め、その規格に適合するサービス缶を用いる場合は、高圧ガス保安法の適用を除外する。 2.CO2冷媒充填装置の規格を定め、その規格に適合する充填装置を用いる場合は、高圧ガス保安法の適用を除外する。	CO2を冷媒とする冷凍機にガスを充填する場合、事業所ごとに都道府県知事へ「高圧ガス製造」の許可申請又は届出、並びに「高圧ガス販売」の届出を行い、設備上や作業上の基準に適合させることが必要である。 HFC134aやCFC12を冷媒とする冷凍機へのガス充填は、所定の規格に適合するサービス缶若しくは回収装置を用いる場合は、高圧ガス保安法第3条により、本法の適用が除外されている。	環境保全の観点から自然冷媒であるCO2を冷媒とする冷凍機の開発、普及に取り組んでいるが、自動車整備工場やガソリンスタンド等、数多くの事業所で「高圧ガス製造」「高圧ガス販売」の届出を行い、設備上、作業上の基準に適合させることは極めて困難である。	高圧ガス保安法第5条(製造の許可等)及び第20条の4(販売事業の届出)	経済産業省	重点要望項目
z1100060	ガス事業におけるメンブレンガスホルダの認定の容認	5021	5021223	社団法人日本経済団体連合会	11	ガス事業におけるメンブレンガスホルダの認定【新規】		「ガス工作物技術基準の解釈例」においてメンブレンガスホルダに関する基準を追加するなどによって、本審査の省略・簡略化すべきである。		特に中小規模のガスホルダの選択肢を広げ、バイオガスプラントの建設コストを下げることで、バイオマス利用の一層の促進が期待できる。	ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第32条 ガス工作物技術基準の解釈例 第37条	経済産業省	ガス工作物としてのガスホルダの構造は「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」によって規定され、その具体的技術要件を示す「ガス工作物技術基準の解釈例」では鋼板製のガスホルダを前提に定められている。 欧州等で多くの実績のあるメンブレンガスホルダを使用する際、当該省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを確認するため、都度、技術基準適合性評価委員会に諮って評価を受ける、あるいは過去の同一物設置実績を調査することとなるが、いずれも設置者は膨大な技術的検討・試算資料の提出が要求される他、審査終了までに長期間を有する。
z1100061	国際基準との整合化の推進	5072	5072055	欧州委員会(EU)	11	国際基準との整合化の推進		日本の関係省庁が規制手続きを簡素化し、より多くの国際基準および性能規格を参照し、適合評価機関承認の基準について、(外国の試験・検査機関の無差別化を含み)ISO/IEC基準と慣行との調和を図ることを要望する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.1.国際基準の促進/外国試験・検査機関の承認 による。	総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100062	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示	工業標準化法 電気用品安全法 等	(1)本年3月に発表された「対日投資促進プログラム」において、基準、規格の国際標準化を推進し、関係各国の実状等を踏まえ、必要に応じて相互承認を進める」ことがつたわれている。 (2)このような方針を踏まえて、適合性評価機関の指定・認定については、適切な場合には、民間企業の参入を認めることとしている。	d	-	外国の適合性評価機関を承認している法令のデータベースは存在しないが、EU側の関心事項の多くは以下のような例でカバーされると考えられる。 電気用品安全法 2001年の改正により、政府認証から第三者検査機関による認証に移行し、国内のみならず外国の適合性評価機関も認定/承認している。また、2004年3月より、この認定/承認制度を登録制度に移行し、登録の基準にISO/IECが定めた製品認証機関に関する基準を引用することとした。URL: http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0001467/index.html 工業標準化法 (JIS法) JISマーク表示の認定については、国が行うだけでなく株式会社を含む国内外の第三者認証機関においても行うことが可能となっている。また、JISマーク表示認定工場に対する検査を行う機関についても、株式会社を含む国内外の機関において行うことが可能となっている。なお、両制度は、ISO/IEC Guide65に適合する形で行われている。URL: http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0001467/index.html					5072056	欧州委員会 (EU)	11	
z1100063	JASおよびJISにおける登録外国認定機関となるために必要な手続の簡素化、迅速化	工業標準化法	ISO/IEC Guide 61に基づき、工業標準化法における認定機関の承認の手続きは、国内外無差別の取扱いとなっている。したがって、EU域内の機関も、工業標準化法における承認認定機関となり、当該分野に係るJIS工場の認証を希望する事業者に対して審査を行った上で、JISマークの付与を行うことが可能となっている。	d	-	現時点では、EU域内の機関で承認認定機関となっているものは存在しないものの、承認認定機関となることを希望する機関があるのであれば、まずは経済産業大臣に対し所定の申請をしていただくことが必要と考える。					5072059	欧州委員会 (EU)	11	
z1100064	電子体温計、電子血圧計の規制の一元化	計量法第16条第1項、第76条	計量法では、計量器としての耐久性及び正確性の確保の観点から必要な規制を設けており、薬事法では、医療機器としての安全性の確保 (人体への悪影響の防止等) の観点から必要な規制が設けられているところ。	c		計量法は薬事法とはその目的を異にすることから、引き続き計量法で電子体温計及び電子血圧計の正確性を確保するための規制を行う必要がある。 なお、薬事法との関係では電子体温計及び電子血圧計の技術基準について可能な限り、規格の統一を図っている。		回答では、計量法に基づく計量の証明を受けたものについて結果を受け入れていることで、現行制度で対応可能としている点については、厚生労働省の回答と認識しているが、本件については、前回の対応策で記したとおり、計量法による規制と薬事法による規制はその目的を異にしており、検査に当たって申請が必要になる書類・項目などにも相当程度差異があることから、引き続き正確性を確保するための規制を行っていく必要がある。	c		5021066	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100065	電子式複合計器の最大需要電力計の検定試験方法の見直し	計量法第16条、第71条 特定計量器検定検査規則 第679条、第682条	特定計量器の検定においては、計量法第71条に定める合格条件に適合した場合に合格となる。	b		省令で定められた技術基準である特定計量器検定検査規則は、機械式をベースに、電子式に適用する基準を追加した構成となっている。また、電気計器の製品規格であるJIS規格については、機械式に限定した構成となっている。 これは、これらの省令及び規格が制定された当時、電子式計器が現在ほど普及していなかったためと考えられる。 しかしながら、近年の新型の電子式計器の急速な普及や、技術基準を国際整合化させるべきといった動き等を背景に、現在、社団法人日本計量機器工業連合会に設置された計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WGにおいて、電気計器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業が進められているところ。 本作業は、平成17年度中を目途に結論を得る予定であるため、本要望事項についても、見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検討することが適当であると考えている。		回答では、電気計器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業の結果を踏まえ検討することが適当とされているが、電子式計器が急速に普及してきていることから、平成17年度中結論を待たず、早急に措置することを改めて検討されたい。	b		電子式複合計器の最大需要電力計の検定試験方法の見直しについては、現在検討されている計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WGの議論と整合性をもって検討されるべきと考えているところ。 現在、WGにおいては、特定計量器検定検査規則のJIS化について具体的方策の検討がなされている段階であり、今回の要望については、新たなJISの骨格が固まった段階で検討するべきものと考えている。	5021285	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100062	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示	5072	5072056	欧州委員会 (EU)	11	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示		外国の適合評価機関の指定を認めているすべての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、承認 指定に関する日本の基準と該当するISO/IEC基準を対応する形でリストにまとめ、ISO/IEC基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにしたい。そのような重要な情報が確実に公表されるひとつの方法は、日本政府が、(i) 所轄大臣が外国の適合評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、(ii) 適合評価機関の承認に適用される基準、(iii) 当該基準のISO/IEC基準 / ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースを作成することである。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.1.国際基準の促進 / 外国試験 検査機関の承認 による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	
z1100063	JASおよびJISにおける登録外国認定機関となるために必要な手続の簡素化、迅速化	5072	5072059	欧州委員会 (EU)	11	JASおよびJISにおける登録外国認定機関となるために必要な手続の簡素化、迅速化		JAS およびJIS規則のもとで登録外国認定機関 (RFCO) となるために必要な手続を簡素化 加速化すること。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.2.国際基準の促進 / 建築基準 建築材料のホルムアルデヒド発散基準 による。		農林水産省 経済産業省	
z1100064	電子体温計、電子血圧計の規制の一元化	5021	5021066	社団法人日本経済団体連合会	11	電子体温計、電子血圧計の規制の一元化【新規】		電子体温計、電子血圧計を規制する法律体系を一元化すべきである。		新製品開発時、並びに承認品目の設計変更時に、申請者は所管する両省が指定する書式に沿った申請書を作成し、審査を経た後に認可を得ているが、審査基準となる規格は、両省とも国際的に統一されている同一規格を使用しているため、試験内容には重複する部分が多くなる。すでに、米国においては連邦食品 医薬品 化粧品法 (監督官庁 FDA) が唯一の法律として、また欧州のCEマーキング加盟各国では「医療機器指令」が唯一の規制法として統一されている。法体系を一元化することにより、申請者の申請書作成負担、申請費用の削減のみならず、行政機構の簡素化にもつながる。	計量法、薬事法	経済産業省 厚生労働省	電子体温計および電子血圧計は、計量法と薬事法の二つの法体系下であり、計量法下では特定計量器として独立行政法人産業技術総合研究所にて型式承認申請を必要とし、また、薬事法下では医療用具として医療用具製造 (輸入) 承認申請を必要としている。これらの申請の基準となる規格には重複する部分が多い。また、この二法に係る規制は、両機器の承認時ばかりでなく、製造、販売、修理に及んでいる。
z1100065	電子式複合計器の最大需要電力計の検定試験方法の見直し	5021	5021285	社団法人日本経済団体連合会	11	電子式複合計器の最大需要電力計の検定試験方法の見直し		現在、電子式複合計器の最大需要電力計の検定については、機械式計器の分離型の試験方法を準用して実施しているが、電子式複合計器の構造、動作原理に応じた試験方法を採用すべきである。		複合一体型電子式計器にあつては、最大需要電力計は分離型ではなくしかも電子回路とソフトウェアで機能しているため、本来表示誤差も機構誤差もないのが特徴である。したがって、複合一体型電子式計器に限っては、従来の試験方法ではなく電力量計部との表示整合確認のみ実施することによって、最大需要電力計部の確からしさを確認することが可能である。 検定内容を簡素化することにより、検定手数料の低減が期待できる。	計量法第16条、第71条 特定計量器検定検査規則第679条、第682条	経済産業省	現行の規制では、最大需要電力計が計器本体と分離型の最大需要電力表示装置で構成されていることを前提に、この間でパルスを受け渡すための表示誤差と機構誤差を試験するように規定している。この結果、最大需要電力量の現行の検定試験では、表示誤差と機構誤差を確認するため、30分毎の計量データの平均値をとる必要があり、検定試験作業に時間を要するのが現状である。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100066	定格電流60Aの電子式単独計器の検定有効期間の見直し	計量法第16条、第72条 計量法施行令第18条	計量法施行令第18条において、定格電流が60Aの電気計器は、20Aの計器とともに、検定有効期間が7年と定められている。	b	省令で定められた技術基準である特定計器検定検査規則は、機械式をベースに、電子式に適用する基準を追加した構成となっている。また、電気計器の製品規格であるJIS規格については、機械式に限定した構成となっている。 これは、これらの省令及び規格が制定された当時、電子式計器が現在ほど普及していなかったためと考えられる。 しかしながら、近年の新型の電子式計器の急速な普及や、技術基準を国際整合化させるべきといった動き等を背景に、現在、社団法人日本計量機器工業連合会に設置された計量法に規定する特定計器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WGにおいて、電気計器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業が進められているところ。 本作業は、平成17年度中を目途に結論を得る予定であるため、本要望事項についても、見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検討することが適当であると考えている。			回答では、電気計器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業の結果を踏まえ検討することが適当とされているが、60A電子式単独計器は、現行の30A及び120Aの電子式単独計器(検定有効期間10年)と同じ構造であり、その信頼性も同等であることから、技術基準のJIS化の結論を待たなくとも、JIS化作業と並行しつつ、検定有効期間の見直しの検討は可能である。オール電化等、一般家庭の消費電力も大きくなる傾向にある昨今、計量コスト削減に資する60A電子式単独計器導入のニーズが高まってきている実態を踏まえて、早急に措置することを改めて検討されたい。	b		定格電流60Aの電子式単独計器のニーズについては理解しているところ。当該計器の検定有効期間の延伸については、現在検討されている計量法に規定する特定計器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WGの議論と整合性をもって検討されるべきと考えているところ。 現在、WGにおいては、特定計器検定検査規則のJIS化について具体的方策の検討がなされている段階であり、今回の要望については、新たなJISの骨格が固まった段階で検討するべきものと考えている。	5021286	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100067	計器用変成器の有効期間の延伸	計量法第16条、第73条、第74条 特定計器検定検査規則第4条	計量法第73条第2項において、変成器付電気計器検査の申請を行う場合には、変成器を添えなければならないとされているが、同項ただし書きにより、変成器に付された合番号が表示された日から起算して10年以内であれば、書面データの提出により、変成器の提出に代えることができる。	b	平成14年に、電子式の変成器付電気計器の検定有効期間が5年から7年に延長されたところ。これは、電子式の変成器付電気計器が機械式の計器に比べ、品質や耐久性の面で優れている等の理由から、関係者間で検討を重ねた結果、実施が妥当とされ、延長されたものである。 一方、変成器の有効期間については、現在、初回の検査から10年を経過するまでの間は書面による検査が認められているところであるが、変成器自体の品質、耐久性や、実際の検定・検査受検に係る運用・手続きの円滑化の観点から、有効期間の見直しについて検討する余地はあると考えている。 今後、変成器の品質、耐久性等に係るデータを十分に検証した上で、期間延長の是非について検討することは可能。			回答では、今後、変成器の品質、耐久性等に係るデータを十分に検証した上で、期間延長の是非については検討することは可能とされているが、変成器は、可動部がなく原理的に精度の経年変化が小さく考えられ、既に実施したサンプル調査結果等においても、精度の経年変化がほとんどないことが確認できていることから、早急に措置することを改めて検討されたい。	b		変成器の検査有効期間については、変成器の品質や耐久性の検証に加え、計器も含めた実際の検定・検査受検に係る運用・手続きの円滑化の観点からの十分な検討が必要であるため、これらを踏まえた上で、できるだけ早期に結論を得るべく検討を開始することとしたい。	5021287	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100068	時間帯別計量の検定の見直し	計量法第16条 特定計器検定検査規則第13条、第14条 計量法関係手数料令別表第2備考第4号	特定計器検定検査規則第13条第1項において、2以上の表示機構を有する特定計器は、いずれの表示機構も検定に不合格となったものであってはならないとされている。 また、特定計器検定検査規則第14条第1項においては、特定計器は、当該特定計器と構造上一体となっている計器(当該特定計器の計ることができる範囲を切替装置によって変更した後のものを含む。)が検定に合格しない特定計器又は有効期間の経過した検定封印若しくは検定封印等の付された特定計器であってはならないとされている。	b	複数の時間帯で電力量を計量する時間帯別電力量計については、それぞれの時間帯における、異なった電力供給サービス(契約)に対応する計器であると考えられるため、その時間帯の数に応じた特定計器(電力量計)が必要である。 このため、時間帯毎の検定を廃止することは困難であるが、時間帯別計器における2つ目以降の表示機構の検定については、検定台数の増加に伴い作業の効率化等が図られ、現在の工数が低減されることがあれば、実費を勘案し、計量法関係手数料令別表第2備考第4号に定められている現在の割引率(2割引)を見直すことは可能である。 また、上記割引率の改定により、手数料が低減された場合、家庭用の時間帯別電力量計のコストダウンにつながり、遠隔検針の普及を図るとしているE-Japan重点計画・2003の趣旨に沿うものとなる。			回答では、作業の効率化等が図られ、現在の工数が低減されることがあれば、実費を勘案し、計量法関係手数料令別表第2備考第4号に定められている現在の割引率(2割引)を見直すことは可能であるが、 現在、電力各社は、需要家ニーズに応えるため時間帯別電気料金メニューの多様化に取り組んでおり、現行の検定制度の下でより細やかな料金メニューを提案すると、却って検定コストの増大に繋がる。さらに、料金メニュー変更の都度、計器取替えが必要となるため、計量コストがかさむとともに需要家ニーズへの迅速な対応ができないといった問題もある。これら実態を踏まえ、時間帯別計量の検定の在り方についての抜本的な見直しを平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		先にお示しした理由のとおり、時間帯毎の検定の廃止は困難であるが、検定の実態に即した範囲で、出来る限りの検定手数料値下げをこれまで実施してきており、今後も引き続き検討する予定である。	5021288	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100068	(上記の続き) 時間帯別計量の検定の見直し											5021288	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100066	定格電流60 Aの電子式単独計器の検定有効期間の見直し	5021	5021286	社団法人日本経済団体連合会	11	定格電流60 Aの電子式単独計器の検定有効期間の設定		現行の規定によれば、定格電流60 Aの電子式単独計器の有効期間は7年となるが、定格電流30 Aおよび120 A計器と同様に有効期間を10年とすべきである。		電気計器の有効期間は、過去の開発経緯から、機械式計器は定格電流毎に構造が異なることから、定格電流で有効期間を設定している。 近年の一般家庭の電気使用量増加に対応するため、定格電流60 Aの電子式単独計器の必要性が高まっており、現在、同計器の開発を進め、至近に製品化できる見込みである。 定格電流60 Aの電子式単独計器は、定格電流30 Aおよび120 Aの電子式単独計器と同様の構造であり、有効期間を10年とすることが可能であると考えられる。 需要家メニューへの柔軟な対応と最適容量の計器設置による計量コストダウンが図れる。	計量法第16条 計量法第72条 計量法施行令第18条	経済産業省	電気計器の検定有効期間に関しては、定格電圧が300V以下の単独計器(変成器とともに使用しないもの)については原則10年とされているが、定格電流が20 Aおよび60 Aの計器にあっては、有効期間が7年と規定されている。(電子式単独計器で一般的に使用している定格電流30 Aおよび120 Aの計器の有効期間は10年である。)
z1100067	計器用変成器の有効期間の延伸	5021	5021287	社団法人日本経済団体連合会	11	計器用変成器の有効期間の延伸		特定計量器検定検査規則第4条で定める変成器のデータを書面で添付することにより検査を受けることが認められている期間である10年を延伸すべきである。		変成器は、可動部がなく(原理的に精度の経年変化が小さい)と考えられ、電力で実施したサンプル調査結果等においても、精度の経年変化がほとんどないことが確認できていることから、変成器のデータを書面で添付することで検査を受けられる期間の延伸が可能である。 本要望の実現により、変成器取替え頻度の低減による計量コストの低減、変成器の取替えに伴う停電の回避が期待できる。	計量法 第16条、第73条、第74条 特定計量器検定検査規則第4条	経済産業省	変成器付電気計器の検査において、変成器に付された合番号が表示された日から起算して10年以内であれば、変成器のデータを書面で添付することによって検査を受けることが認められている。 結果として、変成器の取替え等を行うことなく継続して使用できる期間は、実質的に10年に計器の検定有効期間を加算した期間である。
z1100068	時間帯別計量の検定の見直し	5021	5021288	社団法人日本経済団体連合会	11	時間帯別計量の検定の見直し		1つの検出部で計量した値を時間帯毎に区分するよう機能を持つ(検出部と一体となった表示機構を有する)電子式計器については、全日計量値を除き、時間帯別計量値の検定を廃止すべきである。		電子式時間帯別計器の時間帯別計量値は、1つの検出部が計量した値を時間帯毎に区分した値であるため、1つの検出部の計量機能の確からしさが担保されれば、機構上、時間帯別計量値に誤差は発生しない。また、このような機構上の特質の確認は、計器の型式試験において確認が可能である。 よって、電子式時間帯別計器については、型式試験により機構を確認すること、検定において共通する検出部の計量機能の確からしさを確認することにより、時間帯別計量値の確からしさを担保できることから、個々の時間帯計量値の検定を廃止することが可能である。	計量法第16条 特定計量器検定検査規則第13条	経済産業省	一つの計器で複数の時間帯の電力量等を表示する場合、時間帯計量毎に検定を受ける必要がある。
z1100068	(上記の続き) 時間帯別計量の検定の見直し	5021	5021288	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 時間帯別計量の検定の見直し		(上記の続き)		(上記の続き) 時間帯別計量を検定対象外とすることにより、計器を取り替えることなく電気料金メニュー契約を変更できることとなり、消費者ニーズへの迅速な対応と計量コスト軽減が可能となる。 従来の表示端末(分離する事ができる表示機構)に比べて、大幅なコストダウンおよびコンパクト化が可能となる。		経済産業省	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100069	電気計器の表示に係る規制の緩和	特定計量器検定検査規則第2条、第11条、第712条他 特定計量器検定検査規則の規定に基づき通商産業大臣が別に定める特定計量器について 計量法、計量法施行令及び計量法施行規則等の解釈及び運用について(1.取引又は証明における計量の定義)	特定計量器検定検査規則第11条において、電力量計は、検出部と構造上一体となった表示機構を有するものでなければならないとされている。	c		計量法は、消費者と事業者との間の取引に係る計量について、適正な計量の実施を確保することによって、消費者保護を図ることを目的としている。 特定計量器検定検査規則第11条は、本目的を踏まえ、特定計量器について、消費者が取引に使用するための計量値の識別を容易に行えるような措置を講じることを規定したものの、計量器本体に計量値の表示がない計量器(時間帯別料金制度等のメニューを選択しているにもかかわらず、基本計量値(全日使用量)のみの表示を行う計量器を含む)を使用した場合、消費者は、容易に(電話やインターネット等の手段にもよらず)計量値の識別を行うことができないため、法の最大の目的である消費者保護の観点から、このような形で計量器の使用は認められない。		回答では、消費者保護の観点から、計量器本体に計量値の表示がない計量器の使用を認めないこととされているが、「計量値の識別の容易性」については、昨今のインターネット普及は目覚しく、平成15年7月時点で世帯普及率は既に50%を超えており、消費者の理解が得られる場合に、例えばインターネットを活用した計量値・電気料金提示システムを提案することにより、部屋にいながらにして計量値・電気料金を識別でき、識別の容易性のみでなく生活の利便性も向上する。このようなシステムの下では、計器本体をシンプルにしコストダウンを図り、また料金メニューの変更を容易にすることが可能となるため、消費者、電力会社ともにメリットを享受することが可能となる。消費者保護のコンセンサスを形成し、また、ITを活用した消費者の利便性向上に向けた電力会社の取組み状況の評価のうえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	計量器が表示機構を有することについては、電気計器に限らず、特定計量器すべてに共通した、消費者保護を目的とした考え方である。 消費者は、計量器の表示値のみにより、正確さが担保された取引量を知りうるため、計量器から表示機構を切り離した場合、契約の一方である電力会社側のみが取引量を知ることとなる。この場合、消費者は希望しない限り表示値の確認ができず、更にその表示値の正確性は検定により正確性を担保されたものではない。 このため、表示機構を切り離すことについては、消費者の理解を得ることはできないと考えているが、たとえ理解が得られたとしても、このような取引の形態は、適正で公平な取引を阻害するおそれがあるため、認められない。 電気計器の場合、計量器の表示値は、消費者と電力会社の取引に直接使われる値であるため、生活の利便性という理由をもって表示機構を切り離し、計量器の表示値以外の値により取引量を確認するような方法は、上記考え方から認められない。	5021289	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100069	(上記の続き) 電気計器の表示に係る規制の緩和											5021289	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100070	工業用水メーターへの計量法適用の見直し	計量法第16条第1項	計量法で指定された計量器(特定計量器)を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用又は使用に供するために所持する場合には、検定に合格したことを証する検定証印が付されていなければならない。当該証印の有効期間が特定計量器毎に定められている。本制度は取引又は証明における計量の正確性を確保することにより、取引の円滑化を図り、もって経済の発展等に寄与するものである。	d		単なる監視用(自己確認用)としてのみ使用するなど、特定計量器による計量値に基づいた取引を行わず、また、当該計量値が真実であることを公に又は業務上他人に表明しない場合には、当該特定計量器については検定を受けることを要しない。		回答では、現行制度下で可能とされているが、解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により早期に周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	計量法第2条第2項で「証明」とは、…(略)…業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう」と規定されているとともに、同法第16条第1項では、取引又は証明に特定計量器を使用する等の場合には当該特定計量器には有効期間を経過していない検定証印等が付されていなければならないことが規定されており、これらにより解釈は明確になっている。	5079007	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	
z1100071	工業用水の責任水量に係る減量の容認	工業用水道事業者が定める供給規程(給水条例)による	工業用水道事業は先行投資事業であり、工業用水道施設は、立地予定企業(受水者)からの将来需要に基づき(要請等をもとに)建設される。工業用水道事業者は、その施設の建設に投下した費用及びその他運営に伴う費用(総括原価)を、受水者からの料金収入により回収するため、事業者の多くは工業用水の使用実績にかかわらず、受水者に対して契約水量に応じた料金を徴収する責任水量制を採用しており、その旨を供給規程に定めている。 責任水量の減量については、工業用水道事業者の多くは、企業の倒産や撤退等やむを得ない場合のみ認めている。 なお、工業用水道事業法においては、工業用水道事業者から、料金等の供給条件を定めた供給規程の当省への届出等が義務付けられており、その際、料金が適正な原価に照らし公正妥当なものであること等が求められるが、責任水量制等料金設定の考え方については、当省として関与していない。	e		責任水量制は、国で関与しているものではなく、基本的には事業者と受水者の間で解決すべき問題である。 一方、近年における水需給の動向から責任水量制の見直し等の要望がなされていることを踏まえ、当省としても事業者及び受水者に対して減量問題への対応事例の紹介や解決に向けた適切な助言を行ってまいりたい。						5079005	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100069	電気計器の表示に係る規制の緩和	5021	5021289	社団法人日本経済団体連合会	11	電気計器の表示規制の緩和【断規】		消費者宅に施設された計器(検出部)から遠隔検針で収集した計量データをもとに、営業所システムで時間別別に振り分け、その結果については消費者が宅内表示端末やインターネット、電話等を通じて容易に確認できる計量システムが実現可能となるよう電気計器の表示に関する規制を緩和すべきである。 具体的には、 - 計量値」の定義を、現行の計器の表示値に加え、デジタルデータの出力値でもよいこととすべきである。(検則第2条緩和) - 計器本体以外で消費者が計量値を確認する手段がある場合は、電気計器に必ずしも表示機構を設置しなくてもよいこととすべきである。(検則第11条) - 電気計器の検定試験方法における器差試験等については、表示値の検査ではなく検出部の出力値によってもよいこととすべきである。(検則712条他)		消費者ニーズに応えるため、料金メニューの多様化に伴い今後ますます時間帯別契約が増加していく中、時間帯別計量表示を計器で行う現行の計量システムでは、計量コストや工事要員確保の面で大きな問題となっている。 これらの問題解決のためのひとつの手法として、遠隔検針により収集した計量値データを基に、営業所システムで時間別別に振り分ける計量システムが挙げられ、これにより料金メニュー変更に伴う計器取替えや計量カレンダーの現地書き換えが不要となる。 電力会社による自由な料金メニューの創設が可能となり、消費者は料金の低減化や負荷平準化によるCO2の削減を図ることができる。	特定計量器検定検査規則 第2条、第11条、第712条他 特定計量器検定検査規則の規定に基づき通商産業大臣が別に定める特定計量器について(平成6年通商産業省告示第473号 平成6年8月9日告示) 計量法、計量法施行令及び計量法施行規則等の解釈及び運用について(平成6年7月1日 六機局第290号)1. 取引又は証明における計量の定義	経済産業省	計量値」は、計量器の表示する物象の状態の値」すなわち計器の表示機構で表示する値であり、電気計器の表示機構は、検出部と構造上一体となったものであるが、検出部と直接して設置しなければならないこととされている。 時間帯別料金メニュー契約には、計量カレンダーを持ち時間帯別に計量表示する時間帯別電子式計器を設置しているが、料金メニュー変更やハッピーマンデーの導入等の都度、計器取替えや現地での計量カレンダーの設定変更が必要となる。
z1100069	(上記の続き) 電気計器の表示に係る規制の緩和	5021	5021289	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 電気計器の表示規制の緩和【断規】		(上記の続き)		(上記の続き) 上記の新たな計量システムの通信機能を活用することにより、ガス・水道等との共同検針や遠隔家電制御(HEMS)、省エネルギーサービス(ESCO)など新規ビジネスの創出が可能となる。 計器本体については、時間帯別機能を有する計器の多品種少量化が進んできたが、上記の新たなシステムにより、表示機構を有さない単機能メーターとすることが可能となり、大幅なコストダウン(一般汎用メーター並)が期待できる。		経済産業省	
z1100070	工業用水メーターへの計量法適用の見直し	5079	5079007	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	工業用水メーターへの計量法適応緩和		従量契約のない工業用水契約に対して、計量法が適用され、8年ごとの検定が義務化されている。		平成5年に計量法が改正され、平成15年11月1日より既設のメーターにも型式認定されたメーター取り付けが義務付けられた。工業用水の利用契約は、県企業局と交わされているが、取引は契約水量に対して対価を支払っている。契約水量を監視する目的でメーターが取り付けられているが、工業用水利用量が契約水量に比べて大幅に少ない場合は正確なメーターによる管理は不要である。	計量法第72条2項、同施行令第2条の5、同第12条の8、同附則表3	経済産業省	
z1100071	工業用水の責任水量に係る減量の容認	5079	5079005	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	工業用水の責任水量変更の件		責任水量の減量を認めてほしい。		工業用水に対する需要がいかに変動した場合でも、受水契約を締結した時点の判断に永久に縛られて、責任水量の変更が一切できないというのは酷である。	工業用水道条例	経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100072	機器と一体的に使用されるACアダプター及び電源コードセットの電気用品安全法上の取扱いの一部見直し	電気用品安全法第2条、第10条第1項 電気用品安全法施行令第1条の2 電気用品安全法施行規則第17条第1項	ACアダプターは電気用品安全法上の「直流電源装置」として単独の電気用品として指定しており、電源コードセットは「コード差込みプラグ、並びに器具用差込みプラグ又はコードコネクタボディ」としてそれぞれ指定しているものを一体として総称したものである。 ACアダプターについては、電圧等を制御するための特定の信号線を有するなど、他の電気用品と一体不可分のものとして特定の用途に使用される構造のものにあっては、直流電源装置としてではなく当該電気用品の一部として取り扱われている。このような取扱いと同様に、電気用品安全法の規制対象外の機器のためのみに使用される構造のものにあっては、同法の対象外として取り扱われている。 また、電気用品安全法の対象外である電気製品と同梱するために、当該電気製品の製造・輸入事業者が、単独で輸入する著しい汎用性のない電源コードセットについては、当該電気製品と一体のものとなし、当該電源コードセット単体で電安法の義務は課していない。	d		要望者のいう電気用品安全法の対象外であるパソコンなどのみのために使用される汎用性のないACアダプターや、パソコンなどに同梱するために輸入される汎用性のない電源コードセットであれば同法の対象外として扱っており、既に要望に応じている。		既に要望に応じているとの回答であるが、貴省の想定される「汎用性のないACアダプター」は殆ど利用されていない。 電気用品以外の製品(例えばPC)と同梱する直流電源装置は、その本体(例えばPC本体)だけを対象に使うことを前提とし、直流電源装置に性能(出力電圧や容量など)を定め、製造している。こうして製造された直流電源装置は本体と一体的に使われるにもかかわらず、装置/直流電源装置共に、専用金型を用いたものではないため、貴省が想定される「汎用性のないACアダプター」には含まれない。 本要望の趣旨は、装置・直流電源共に専用金型を用いない場合であっても、本体の特性に応じた性能設計がなされ、消費者に対し販売する際にはその本体と同梱する場合には「一体不可分の構造である」として認め、法の適用除外としていただきたいというものである。再度検討し、見解を示していきたい。 【参考】 電安法施行令附則別表1十一項に直流電源装置の定義があり、この中で、直流電源装置の除外事項として「無線通信機の試験用の物は除く及びその他の特殊構造のものを除く」の2つが掲載されている。後者に係わるこれまでの経済産業省の解釈は、「直流電源装置は負荷(本体)と一体不可分の構造であること」=装置/直流電源装置共に、専用金型の構造であり、「直流電源装置から充電が専用の電気的な制御によって行われること」=装置のCPUが直流電源装置有無の検出を行って給電する/しないの制御を行っている。と実質上、あまりあり得ない物になっている。	c		販売に際し、電気用品以外の製品(例えばPC)と同梱されるだけでは、本体と一体不可分の構造であるとはいえず、単体として他の機械器具に使用される場合もあり得ることから、このようなACアダプターについては、電気用品安全法上の直流電源装置として安全を確保することが必要である。 なお、販売形態のみによって電気用品安全法上の対象が否かを区別することは、電気用品そのものの安全を確保するとは、同法の趣旨目的に照らし、適当でないと思われる。	5021293	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100073	電気用品の事故に係る報告義務の緩和(製品寿命に達した電気用品に関する事故要因調査の義務緩和)	電気用品の事故等に係る報告要領(平成14-01-21商局第3号)	電気用品が原因の事故等が発生した場合、その事故等の概要、原因及び事業者の対応を事業者自らが国に報告する制度。	C		長期間使用された電気用品の事故原因がすべて製品寿命によるものであるとは限らず、必要に応じて技術基準の見直し等の措置が必要になる場合もあり得ることから、製品寿命の設定により事故等に係る報告を簡略化することは適当でない。		回答では、報告の簡素化は対応不可とされているが、製造者が想定した安全に使用できることを保証できる期間(以下、「寿命」と呼ぶ。)を越えた製品がなんらかの不具合で事故を起こした場合、不具合を起こすまでの長期間、その技術基準は安全性を確保したのであるから、この事故の原因を調査することで技術基準に問題が見つかるとは考えにくい。そもそも、「電気用品の事故等に係る報告要領」(経済産業省関東経済産業局)において、報告対象となる事故及び事象の対象範囲として4例があげられ、そのうち3つは、「通常の使用状況(正しい使用状況及び一般消費者が誤りやすい使用状況を言う。)のもとで発生し得るものを対象とする。」とある。 「通常の使用状況」を図る目安として製品の寿命を明示すれば「一般消費者が誤りやすい使用状況」のひとつである「寿命を越えた製品の継続使用」を防ぐことができ、ひいては電気用品の安全性向上に資することになる。 安価だが寿命の短い粗悪な製品が販売される懸念も当然残るが、最低限の調査義務期間(例えば3~5年)を定めることで回避でき、長寿命を公告した質の高い製品と並べることでユーザーの選択肢が広がる。 また、電気用品安全法第一条には「電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより」とあるが、より長い製品寿命の公告がその製品の魅力増加になることを考えれば、民間事業者の努力により製品寿命の長い製品の開発に繋がることは自明である。 なお、この改革要望は事故の報告・調査に係る措置だけでなく、事故による身体・財産の損害に関する責任は、従来どおりPL法等による規定に従う。 以上の見解を踏まえて、改めて検討されたい。	C		長期間使用された電気用品の事故原因がすべて製品寿命によるものであるとは限らないことから、そのような電気用品であっても事故原因を究明し、必要に応じて再発防止策等を講じることが必要である。 他方、仮に事故原因が長期間の使用によるものである場合であっても、例えば、技術基準中の耐久性に関する規定の見直しが必要となることもあり得ると考えられる。 また、製造事業者が一方向的に設定した「寿命」を超えた製品を一般消費者が使用する場合、これを「一般消費者が誤りやすい使用状況」であるとするのは、一般消費者保護の観点から、適当ではないと思われる。 なお、より長い製品寿命の公告が民間事業者による製品寿命の長い製品の開発につながるのと御指摘に関しては、本制度の見直しには直接関係のない事項であり、製造事業者が望むのであれば、自主的に製品寿命を公告すれば足りると考える。	5021294	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100074	模型ロケットエンジンの消費許可の緩和	火薬類取締法第25条第1項	火薬の量が20gを超える模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を消費する場合には、都道府県知事の消費許可が必要である。	C		火薬類の消費に当たっては、消費の方法が不適切な場合にはそれにより引き起こされた爆発事故等が無関係な者にも甚大な被害をもたらす恐れがあり、それを防ぐという公共の安全の維持という観点から都道府県知事の許可制とし、災害の発生を防止している。 模型ロケットに用いられる噴射推進器はそれ自体が飛翔するとい性質上、危険性が高く、悪用される恐れもあるため、現行の許可制を維持する必要があり、安全に消費を行うことができるか審査を行う必要があるため、届出制とすることは出来ない。		回答では公共の安全の維持の観点から届出制度への移行は対応困難としているが、海外では許可制度が採用されている実態にも鑑み、危険度の判断基準整備の観点から、20g以上の火薬量でも許可が必要のない上限について、データの収集・分析を行うなど、改めて検討されたい。			20gを超える模型ロケットに用いられる噴射推進器については、平成16年度から全国火薬類保安協会において玩具煙火に該当するかどうかの安全性評価制度が整備される予定となっていることから、当該制度を活用し、取り扱うことは可能である。	5017001	日本模型ロケット振興会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100072	機器と一体的に使用されるACアダプター及び電源コードセットの電気用品安全法上の取扱いの一部見直し	5021	5021293	社団法人日本経済団体連合会	11	機器と一体的に使用されるACアダプター及び電源コードセットの一部見直し		電気用品安全法の対象外であるパソコンなどと一体的に使用される汎用性の無いACアダプターや電源コードセットについては、同法の対象外とすべきである。 仮にそのような措置が困難な場合については、製品そのものでなく包装や一体的に使用する製品本体に表示義務となる内容を付すことを認めるべきである。		専ら機器と一体的に使用されるよう設計された直流電源装置等は製品の重要な機能部分であり、通常、単独では使用できない。従って、他の電気製品とともに使用される可能性は無く、また国際的にも、機器本体と直流電源供給装置には、同一の技術基準が適用されていることから、機器本体と分離して特定電気用品に指定する必要はない。 また、各府省庁等における規制改革に関する内外からの意見、要望等に係る対応状況(平成15年5月)では、電気機械器具に同梱して輸入する電源コードセットについては当該機械器具と一体として取り扱う旨の回答がなされていることから、少なくとも電気用品安全法の対象外であるPC等に同梱することを前提に単独で輸入する電源コードセットについては、表示義務の簡素化を進めるべきである。	電気用品安全法第2条、第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第11条、第12条	経済産業省	電気用品安全法により、電気用品は特定電気用品とそれ以外の電気用品に区分されている。特定電気用品の中には、機器と一体的に使用される専用の直流電源供給装置(ACアダプター)が含まれている。 電気用品安全法第10条において、届出事業者は、技術基準適合義務などを履行した場合、経済産業省令で定める方式による表示を付すことができ、同法第27条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業者は、第10条第1項の表示が付されている物でなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」に違反せず販売することができる。 電気用品安全法施行規則第7条において記載すべき事項のひとつとして、届出事業者の氏名または名称が定められており、輸入品に関しては届出事業者として輸入事業者の氏名又は名称を表示することが求められている。
z1100073	電気用品の事故に係る報告義務の緩和(製品寿命に達した電気用品に関する事故要因調査の義務緩和)	5021	5021294	社団法人日本経済団体連合会	11	電気用品の事故に係る報告義務の緩和(製品寿命に達した電気用品に関する事故要因調査の義務緩和)【新規】		電気用品を製造した企業がその安全性を保障できる期間として寿命を公告し、その寿命を超えて使用された製品が事故を起こした場合については、その事故の原因特定、および報告を簡略化し、製品寿命による現象」として処理できるようにすべきである。		電気用品が故障などを起こした場合、使用状況や部品ごとに状況変化などの想定される数多くのパターンに対して実験を行っている。製品寿命を超えているような製品に関しては再現を行うべき商品が生産終了していることも多いほか、多大なコストをかけて寿命により劣化したことが要因で故障したことを証明しているのが現状である。 電気用品を製造した企業がその安全性を保障できる期間として寿命を公告し、製品寿命を終えた製品の事故に関しては手続を簡略化する。一方、寿命に達する以前に起きた不具合については「電気用品の欠陥」として徹底的な対応を求めるなど、資源の集中をはかることで製品の安全性を高めるべきである。	電気用品安全法 経済産業省関東経済産業局 電気用品の事故等に係る報告要領」	経済産業省	電気用品が原因と想定される危害又は損害が発生した場合には、1週間以内に報告書を提出する。やむをえない場合には連絡書にて対応する。
z1100074	模型ロケットエンジンの消費許可の緩和	5017	5017001	日本模型ロケット振興会	11	模型ロケットエンジンの消費許可の緩和		宇宙科学教育・スポーツ競技会 興行 催しの用に供するために火薬20グラムを超える模型ロケットエンジンを消費する場合は、同一の消費地において一日につき、硝酸塩あるいは過塩素酸塩を使用した火薬30グラム以下の模型ロケット50機、同火薬60グラム以下の模型ロケット5機、および同火薬100グラム以下の模型ロケット5機までと、エンジンの点火に使用する硝酸塩あるいは過塩素酸塩を主成分とする火薬0.2グラム以下の点火具(イグナイター)の無制限での消費(使用)については、都道府県知事の許可を受ける制度から、市町村長へ事前に消費の届出をする制度へと見直ししてほしい。		一般論として、火薬類の安全度、危険度を評価・判断する基準、制度がなく、その過程が不明朗にされたまま、単に火薬を使用しているのが危険であろうという行政機関の推測のみで許可制度とされている。模型ロケットエンジンについて、外国で市民が通常使用している商品が、日本では商品現物の調査、試験、検査が何ら受けられないまま危険商品と判断され、許可制度がとられている。危害予防の対策が十分検討されないまま、行政機関により一方的に毎回個別に許可を取るよう制度化されている。	火薬類取締法第25条第1項	経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100075	模型ロケットエンジンの譲受許可の緩和	火薬類取締法第17条	火薬の量が20gを超える模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を譲り受ける場合には、都道府県知事の譲受許可が必要である。	c		火薬類はそれ自体が危険物であることはもちろん、それが悪用された場合、一般国民に対して不測の災害を発生させるものであるから、譲渡、譲受の際に厳重にこれを規制し、不正使用を防止し、流通における保安の確保を行う必要があるため、都道府県知事の許可制とし、その悪用や災害の発生を防止している。 模型ロケットに用いられる噴射推進器はそれ自体が飛翔するという性質上、危険性が高く悪用される恐れもあるため、現行の許可制を維持する必要があり、譲渡、譲受の目的が明らかでないなど公共の安全の維持に支障を及ぼす恐れがないか審査する必要があるため届出制とすることは出来ない。		回答では公共安全の維持の観点から届出制度への移行は対応困難としているが、海外では許可制度が採用されている実態にも鑑み、危険度の判断基準整備の観点から、20g以上の火薬量でも許可が必要のない上限について、データの収集・分析を行うなど、改めて検討されたい。		20gを超える模型ロケットに用いられる噴射推進器については、平成16年度から全国火薬類保安協会において玩具煙火に該当するかどうかの安全性評価制度が整備される予定となっていることから、当該制度を活用し、取り扱うことは可能である。	5017002	日本模型ロケット振興会	11	
z1100076	模型ロケットエンジン中の延時薬を火薬とすることの指定除外	火薬類取締法第2条 火薬類取締法施行規則第1条の2 45化局第31号通商産業省化学工業局長通達 7立局第500号通商産業省環境立地局長通達	模型ロケットに用いられる噴射推進器は黒色火薬で出来ているため、火薬類取締法第2条第1項第1号に定める火薬に該当し、火薬類取締法の適用を受ける。	c		火薬類取締法では、延時薬かどうかではなく、火薬としての性質を持っているかどうかで火薬に該当しているかどうか判断される。一般的に模型ロケットに用いられる噴射推進器の延時薬の組成は火薬に該当するため、適用を除外することは出来ない。		回答では火薬としての性質の有無を根拠として対応困難としているが、要望では火薬と非火薬を区別する判断基準の設置を求めているものであるから、この点について具体的な対応策を改めて示されたい。	c	規制の対象となる火薬については火薬類取締法第2条第1項第1号により具体的に特定されている。この定義に該当すれば火薬であり、該当しなければ火薬類取締法の適用を受けない。	5017003	日本模型ロケット振興会	11	
z1100077	製造業者に係る軽微な変更の工事等の対象の拡大	火薬類取締法第10条第1項(製造施設等の変更) 火薬類取締法施行規則第8条(製造業者に係る軽微な変更の工事等)	工室等内の暖房装置、照明設備又は排気装置の取替えの工事。土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事。工室外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事については、軽微な変更として許可でなく届出とすることが認められている。	b		軽微な変更工事の対象とすることが望まれる変更工事について、軽微な変更工事とした場合、火薬類の保安上支障がないか精査した上で対象の拡大を検討する。		回答では対象の拡大について検討とされているが、要望では火薬類を直接取り扱わない施設等の変更工事への拡大を求めていることから、この点について具体的な対応策を更に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	前回回答のとおり、火薬類を直接取り扱わない設備についても、軽微な変更工事とした場合、保安上支障がないかどうかの検討を行う。 16年度に要望者において検討会を設置し、対象の拡大について検討を行い、17年度に結論を得る予定。	5021137	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100078	新規おもちゃ花火の認定制度の創設	火薬類取締法第2条第2項、 火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはが玩具煙火として扱われる。	b		新たに玩具煙火に指定するための基準が現在検討されており、今年度中に完成する予定。		回答では今年度中に新たな玩具煙火に指定するための基準を確定するとしているが、要望内容は海外でのおもちゃ花火を日本でも玩具煙火として認められるよう求めているものであり、この点につき、具体的な対応策を更に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。		主として子供が消費する玩具煙火については、その安全を確保する観点から危険性の少ないものに限って指定をしている。海外の基準を満たしているものが、日本の基準を満たしているとは限らないので、海外のおもちゃ花火を日本の玩具煙火として認めることはできない。このため、輸入品であっても国産品と同様に安全性の確認が必要である。 玩具煙火に指定するための基準は本年度末までに策定する予定となっており、実施時期は平成16年度から適用は可能と考えている。	5068001	佐藤貿易	11	
z1100079	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法第7条、第12条、第13条、第15条、第59条、第62条、第97条の2第1項 地方税法第699条の11 地方税法第151条、第151条の2、第152条 自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条 自動車損害賠償保障法第9条 道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。そのため、道路運送車両法等の関係法律について、自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用して行うための所要の見直しについて検討し、次期通常国会に法案を提出する。		各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示されたい。	b	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムは、基幹システム(インターフェイスシステム)を中心に、行政機関や民間団体等の多岐に亘るシステムが接続することによって、自動車の保有関係手続を電子的に行う事ができることとなるシステムである。そのため、多くの行政機関や民間団体等が既存システムの改修や新たにシステムを構築する必要があるとともに、これらシステムの安定性を損なうことなく稼働するためには十分な試験期間が必要となるため、16年度中の実施は不可能であり、e- Japar重点計画において予定されているとおり、17年のシステム稼働を目指して準備しているところである。	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100075	模型ロケットエンジンの譲受許可の緩和	5017	5017002	日本模型ロケット振興会	11	模型ロケットエンジンの譲受許可の緩和		宇宙科学教育・スポーツ・競技会・興行・催しの用に供するために火薬20グラムを超える模型ロケットエンジンを譲り受ける場合は、一日につき、硝酸塩あるいは過塩素酸塩を使用した火薬30グラム以下の模型ロケットエンジン50本、同火薬60グラム以下の模型ロケットエンジン5本、および同火薬100グラム以下の模型ロケット5本までと、エンジンの点火に使用する硝酸塩あるいは過塩素酸塩を使用した火薬0.2グラム以下の点火具の無制限での譲受については、都道府県知事の許可を受ける制度から、市町村長へ事前に譲受の届出する制度へと見直してほしい。		行政機関が単に火薬＝危険であるとした独自の判断のみで許可制度となっている。譲受人が所有・保管することに危険性があるのか、商品自体を保存することに危険性があるのかその根拠・基準が不明瞭であり、商品の評価試験がなく危険を防止するための改善・改良の対策の実施方法も検討できないままとなっている。火薬20グラムまでの商品は、がん具煙火として誰でも(子供でも)が無許可で譲受けて使用できるとされているものが、20グラムを超えたたん、全ての人(成人でも)に譲受と使用の際に許可を取るよう強制されていることは不自然であり、その中間の届出の段階があっても良い。	火薬類取締法第17条	経済産業省	
z1100076	模型ロケットエンジン中の延時薬を火薬とすることの指定除外	5017	5017003	日本模型ロケット振興会	11	模型ロケットエンジン中の延時薬を火薬とすることの指定除外		模型ロケットエンジン中に含まれる延時薬は火薬と指定されているが、非火薬として扱うよう通達を出して、火薬としての指定から除外してほしい。火薬と非火薬が区別できるように判断基準を設けてほしい。		他の商品では通達により「延時薬は社会通念上いわゆる火薬ではない」と指定され、火薬の指定からはずされているが、模型ロケットエンジン中に含まれる延時薬は、通達により「火薬」と指定され、他の商品と異なる扱いとなっている。このため、許可を受ける際、火薬量の計算方法に差別が生じている。	火薬類取締法施行規則第1条2	経済産業省	延時薬は火薬ではないとした通達「昭和45年1月28日付け45化局第31号通商産業省」、延時薬は火薬として取り扱った通達「平成7年11月15日付け7立局第500号」
z1100077	製造業者に係る軽微な変更の工事等の対象の拡大	5021	5021137	社団法人日本経済団体連合会	11	製造業者に係る軽微な変更の工事等の対象拡大【新規】		火薬類を直接に取扱わない施設・設備等の変更工事(改造、増設等)等、経済産業大臣の許可を必要としない軽微な変更工事等の対象を拡大すべきである。(例えば、温湿度調整設備、換気設備、照明設備、配電盤、操作パネル、配管、監視カメラ、避雷設備、工室外に設置する付属設備等)		経済産業大臣の許可を必要とする変更工事等の場合、変更の申請から承認、完成検査までに長時間を要し、作業が中断するなど効率的な実施が困難となる場合がある。製造保安責任者の責任の下、軽微な変更工事の対象を拡大し、保安の向上につながる工事の迅速な実施が可能となることが望まれる。	火薬類取締法第10条第1項(製造施設等の変更) 火薬類取締法施行規則第8条(製造業者に係る軽微な変更の工事等)	経済産業省	製造施設の位置、構造または設備の変更工事のうち、以下の工事以外は経済産業大臣の許可が必要であり、軽微な変更工事であるにも関わらず、速やかな実施が困難となっている。 ・工室内の暖房装置、照明設備または排気装置の取り替え ・土堤の堤面または簡易土堤の頂部の取り替え ・工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置または手押し車の変更
z1100078	新規おもちゃ花火の認定制度の創設	5068	5068001	佐藤貿易	11	新規おもちゃ花火の認定制度		既存商品以外に、新規の商品に対してもおもちゃ花火(がん具煙火)に該当するか判断・試験する制度・基準を設けてほしい。	ブラスターボール(Blaster Ball:一般商品名等、外国でもおもちゃ花火として販売されている商品を日本でもがん具煙火として輸入販売したい。	法令で指定された既存製品のみがおもちゃ花火(がん具煙火)として認められ、新規の商品をおもちゃ花火として認定する制度がなく、発展性がない。	火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	経済産業省	
z1100079	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		1.自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政諸手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年度中目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化すべきである。 (1)検査・登録等諸手続 自動車の検査・登録手続等の電子化 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化 (2)自動車取得税の納付手続 納付手続の電子化 (3)自動車税 軽自動車税納付及び還付手続 納付及び還付手続の電子化 電子化に向けた納付及び還付手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換		手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)が多大な事務負担を強いられている。これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があるが、電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることにより、電子化による混乱等が生じないように配慮することが重要である。	道路運送車両法、自動車登録令、関係省令 自動車の保管場所の確保等に関する法律、関係省令 自動車重量税法、関係省令 自動車損害賠償保障法、関係省令 地方税法、関係省令 地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政諸手続は、それぞれ所管官庁が異なり、手続申請窓口が陸運支局、警察署、都道府県税事務所、その他に分かれている。このため、申請内容は多くの項目で重複し、申請に必要な添付書類も多く、その発行機関が国・地方に跨っている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100079	(上記の続き) 自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等											5021207	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100079	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法第7条、第12条、第13条、第15条、第59条、第62条、第97条の2第1項 地方税法第699条の11 地方税法第151条、第151条の2、第152条 自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条 自動車損害賠償保障法第9条 道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達 登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査 登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。そのため、道路運送車両法等の関係法律について、自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用して行うための所要の見直しについて検討し、次期通常国会に法案を提出する。		各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示された。	b	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムは、基幹システム(インターフェイスシステム)を中心に、行政機関や民間団体等の多岐に亘るシステムが接続することによって、自動車の保有関係手続を電子的に行う事ができることとなるシステムである。そのため、多くの行政機関や民間団体等が既存システムの改修や新たにシステムを構築する必要があるとともに、これらシステムの安定性を損なうことなく稼働するためには十分な試験期間が必要となるため、16年度中の実施は不可能であり、e- Japar重点計画において予定されているとおり、17年のシステム稼働を目指して準備しているところである。	5085017	オリックス株式会社	11	
z1100079	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法第7条、第12条、第13条、第15条、第59条、第62条、第97条の2第1項 地方税法第699条の11 地方税法第151条、第151条の2、第152条 自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条 自動車損害賠償保障法第9条 道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達 登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査 登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。そのため、道路運送車両法等の関係法律について、自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用して行うための所要の見直しについて検討し、次期通常国会に法案を提出する。		各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示された。	b	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムは、基幹システム(インターフェイスシステム)を中心に、行政機関や民間団体等の多岐に亘るシステムが接続することによって、自動車の保有関係手続を電子的に行う事ができることとなるシステムである。そのため、多くの行政機関や民間団体等が既存システムの改修や新たにシステムを構築する必要があるとともに、これらシステムの安定性を損なうことなく稼働するためには十分な試験期間が必要となるため、16年度中の実施は不可能であり、e- Japar重点計画において予定されているとおり、17年のシステム稼働を目指して準備しているところである。	5086017	社団法人リース事業協会	11	
z1100080	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	輸出入貿易管理規則第1条、輸出入貿易管理規則第2条等	外為法令において定める特定貨物の輸出入の許可 承認を受けようとする者は、輸出入許可 承認申請書等を提出しなければならない。	b		ワンストップサービスの一層の推進を図るべく、現在関係省庁において、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図っているところ。今後は、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの構築について検討し、既存業務及びシステムに係る最適化計画を策定していく。(平成17年度末までのできる限り早期に措置予定)					5021208	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100079	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		(上記の続き) ④)重量税納付手続等 納付手続等の電子化 ⑤)保管場所証明申請手続 申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化 電子化に向けた添付書類の簡素化等 ⑥)自賠責保険付保 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 ⑦)所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示  2.なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うべきである。				国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	
z1100079	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5085	5085017	オリックス株式会社	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国・邦の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途)一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項
z1100079	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5086	5086017	社団法人リース事業協会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国・邦の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途)一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項
z1100080	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	5021	5021208	社団法人日本経済団体連合会	11	輸出入 港湾諸手続の簡素化促進		2003年7月に、輸出入 港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたことは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入 港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については甚だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、①民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、②申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、③省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官庁のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。	例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通りの紙ベースでの手続が多数残されているのが現状である。 シングルウィンドウシステムの運用が開始されても、このままでは、真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入 港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力の強化につながらないことが懸念される。	関税法 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律等	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	港湾 輸出入手続に係る各省庁の協力のもと、2003年7月から港湾 輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものとはなっていない。	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100080	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	輸出入貿易管理規則第1条、輸出入貿易管理規則第2条等	外為法令において定める特定貨物の輸出入の許可・承認を受けようとする者は、輸出入許可・承認申請書を提出しなければならない。	b		ワンストップサービスの一層の推進を図るべく、現在関係省庁において、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図っているところ。今後は、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの構築について検討し、既存業務及びシステムに係る最適化計画を策定していく(平成17年度末までのできる限り早期に措置予定)						5035003	社団法人日本船主協会	11
z1100081	ハイサルファーC重油の関税の見直し	関税暫定措置法第2条第1項	高硫黄C重油の関税率は、3,202円/KLである。	b		石油関税は平成17年度末まで財政関税として位置づけられているため、現時点では関税率を見直すことは困難であるが、平成18年度以降の高濃度C重油関税の在り方については、平成17年度末までに見直しを行う。		平成17年度末までに行うと回答されている見直しの内容について、平成18年度以降には本件関税額を基本税額に戻すことの可否についてご解答されたい。	b	l	本件関税額を基本税額に戻すことの可否も含めた具体的な関税額については、平成17年度末までに実施する「石油関税の見直し」の中で総合的に検討を行う。	5021243	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100082	履物に関する関税割当配分、割当枠総量の見直し	関税定率法(明43・4・15法54) 第9条の2 関税暫定措置法(昭35・3・31法36) 第8条の6第2項 関税割当制度に関する政令(昭36・5政153) 重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令(昭36・5通令35)	現在、対象品目について一次税率が適用される関税割当枠については、毎年、総量の98%を年度枠として年度当初に割当て、残りの2%を年5回に分け保留枠として新規者等を対象に割当てを行っている。また、一旦割り当てられたものの、不要となり年度途中で返納されたものについては、再割当枠として再配分を行うことにより、関税割当枠の確実な消化と有効利用を図っている。	c		関税割当枠は、一定の方式に従い輸入予定者にその全量を割り当てており、割当ベースでは残量は生じていない。年度末に残る未使用分については、一旦割り当てられたものの、割当後の事情等により実際には輸入が行われず割当枠の保有者のもとで死蔵され結果として未消化となったものである。従って、これらも当初は各申請者に割当が行われているものであり、本件要望のように、この未使用分を当初から見込んであらかじめ留保し、新規又は小規模の業者に割り当てるとことは制度上不可能である。なお、関税割当枠の確実な消化を図るために、以下のような措置を講じ、未使用分の減少に努めてきているところである。関税割当枠の保有者に対して、注意喚起を行うことにより、不要分の早期の返納を促進する。未消化分の返納を行わなかった者に対してペナルティー(翌年度以降の割当枠に影響)を課す。年度の途中で返納された枠を再割当枠として再配分を行う。						5073018	オーストラリア	11
z1100083	輸出規制品目の項番の国際標準化	輸出入貿易管理令別表第1 外国為替令別表	安全保障上の観点から輸出許可を要する貨物及び技術については、輸出入貿易管理令別表第1及び外国為替令別表において、国際輸出管理委員会における合意を正確に反映しつつ、かつ、可能な限り分かりやすく規定している。	c		どのような品目を輸出規制するかについては、国際的な平和及び安全の維持の観点から、各輸出管理レジームにおいて、国際的な合意を得て決定されているものの、それらを実施する段階にあたっては、各国において各国の現行法体系に基づいた規制手法をとっているところ、既に各国独自の手法・法体系での規制を行っていることもあり、それらの各国の現行法体系を大幅に超えて統一することに係るコストとそれによって得られる効果を比較衡量すれば、対応することは困難である。また、国内の現状に鑑みても、輸出管理を行っている各企業の中には、現行の体系を前提とした輸出管理に関する社内文書等を独自に定め、現行法令の遵守に向けた努力を行っている企業も数多く存在するところ、項番等の現行の体系を大幅に変更することによる各企業の社内文書や輸出管理体制の変更によりコストがかかること、また、もし仮に統一化を行ったとしてもその後の規制品目の現行の体系と新体系との対照に混乱が生じ、規制品目の不許可輸出が発生するおそれがあること、などの理由から対応することは困難である。		回答では、輸出規制品目の項番の統一化に係るコストとそれによって得られる効果のバランスを根拠に対応不可とされているが、統一化に係るコストとそれによって得られる効果の比較考量を数値で示して頂きたい。	c		輸出管理の体系の変更によって生じる企業のコストを直ちに数値で示すことは不可能。しかし、輸出管理を行っている各企業の中には、現行の体系を前提とした輸出管理に関する社内文書等を独自に定め、現行法令の遵守に向けた努力を行っている企業が数多く存在し、体系変更によりメリットを受ける企業はむしろ一部の大企業に限られることを勘案すると、体系変更は不適當。なお、現行の体系と新体系との対照の混乱によって規制品目の不許可輸出が発生した場合に生じうる、我が国及び国際社会が被る安全保障上の影響については、そもそもコストとして数値表示することが不適當。	5021264	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
z1100080	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	5035	5035003	社団法人日本船主協会	11	港湾 輸出入手続き等の一層の簡素化		全ての港湾 輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削除 簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入 港湾関連手続のシングルウィンドウ化が関係各省庁により実現されているが、実態は各種申請 手続の見直しや簡素化がなされておらず利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減 簡素化することを要望する。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律、コンテナ特例法、出入国管理および難民認定法等	国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省		
z1100081	ハイサルファーC重油の関税の見直し	5021	5021243	社団法人日本経済団体連合会	11	ハイサルファーC重油の関税の見直し		ハイサルファーC重油に課せられている関税を早期に見直すべきである。		ハイサルファーC重油にはキロリットル当たり3,202円の関税が課せられている。平成14年度以降、関税率は、従来のキロリットル当たり3,415円から6%引き下げられ、3,202円になったが、依然として事実上の輸入障壁であることには変わりはない。引き続き一層の見直しを求める。	関税暫定措置法 第2条第1項	経済産業省	制度的には海外の安価な製品を自由に調達できるようになっているが、ハイサルファーC重油に課せられている高関税率は、事実上の輸入障壁となっており、ハイサルファーC重油を原料として使用する製造業の競争力を削ぐ結果となっている。	
z1100082	履物に関する関税割当配分、割当枠総量の見直し	5073	5073018	オーストラリア	11	履物に関する関税割当配分、割当枠総量の見直し		未使用の関税割当量は、新規の供給業者が、年度内の定められた割当使用期間内に、充分時間的余裕を持って注文に対応できるよう、当該年度の初期に新規供給業者への再配分が行われるべきである。		最近、ウルグアイラウンド公約の一環として、日本は履物に対する関税を引き下げた。しかし、関税割当(TRQ)の配分、もしくは革製履物に対する割当枠の総量(pooled quota)は、12,019千足で1996年以来変わっていない。オーストラリアは、この数量は国内産業に特別の配慮をして、増やしていないものと理解している。しかし、オーストラリアはまた、毎年使われずに残る何パーセントかの割当量があることも知っている。オーストラリア政府は、この未使用の関税割当枠は、日本市場に参入しようとする新規あるいは小規模供給業者のビジネスに使うため、輸入業者に配分されるべきであると考えられる。オーストラリアは、現在のやり方では、割当枠の総量により小規模供給業者が自信をもって市場に参入することを、極めて困難にするような方法で運営されていることに懸念を抱いている。毎年使用されない関税割当量は何パーセントか有るので、オーストラリアは、その年度の初期に、その数量を新規または小規模の供給業者のビジネスのために保留すれば、輸入業者が新規または小規模の供給業者との継続した商取引が可能になると考える。現状では、輸入業者は、年度末になって決められた期日までに未使用の割当量を処分しようとするときのみ、小規模な供給業者との商取引を考えるとことになる。この提案によって、毎年配分される関税割当の数量が変更されることはないとしても、割当枠の総量が実際に使用されることを確実にすることができる。日本政府は、このビジネスのために関税割当枠の何パーセントを取っておくことが決められる。オーストラリア政府は、提案という形で、関税割当制度発効以来使用されなかった関税割当数量の平均、または過去数年間に残った割当数を基にして計算した、流動的な平均数量の割当を推奨する。			経済産業省	
z1100083	輸出規制品目の項番の国際標準化	5021	5021264	社団法人日本経済団体連合会	11	輸出規制品目の項番の国際標準化【新規】		欧米先進国と同様のコード(ECCN等)に体系化すべきである。		日本の項番は独自の体系であり、海外関係会社との連携、海外取引先からの照会等において常に対照が求められる。表現が異なり、その対比に非常に手間を要する。国際的ハーモナイゼーションの観点から同一コード体系化を望む。コードの一致により、該当する規制品目の判定が的確に行える上、事務効率が向上する。	輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表	経済産業省	日本における安全保障輸出管理に係わる輸出令別表第1と外為令別表の項番は、欧米先進国のECCNと異なる独自の項番として体系化されている。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100084	民間通信衛星の輸出に係る許可の不要化	輸出貿易管理令別表第10の3の項	人工衛星については、通常兵器に係る国際輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメントにおける国際合意を正確に反映し、輸出令別表第10の3の項に許可対象として規定している。	c		輸出令別表第1に掲げられている貨物は、国際輸出管理レジームにおいて国際的な平和及び安全の観点から規制することが適当であるとして合意された品目である。我が国のみ民間通信衛星を規制対象外とした場合、我が国を通して懸念国へ貨物が流出するおそれがある。その結果、国際輸出管理レジームの枠組みが体をなさなくなり、国際的な平和及び安全を害することになるため、対応不可能である。	当該貨物を輸出令別表第4に掲げる4カ国の懸念国以外の地域向けに輸出する場合には一般包括許可を認めており、過剰な規制とはなっていない。					5021265	社団法人日本経済団体連合会	11
z1100085	需要者要件中の過去の行為に対する規制の緩和	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令	輸出令別表第10の16の項に掲げる貨物の輸出については、需要者が過去に核兵器の開発等を行っていた旨が貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書に記載、記録されている場合には、当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等以外のために用いられることが明らかな場合を除き、輸出許可を求めている。	d		過去の行為に関して、需要者要件に該当する場合であっても、当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等以外のために用いられることが明らかな場合には、輸出許可は不要である。明らかガイドラインについては、あくまでも輸出者の判断の指針との位置づけであり、法的義務づけを行うものではない。実際の判断は各企業の自主管理に委ねており、需要者が現時点では核兵器等の開発等に関与していないことが客観的に明白である場合には、輸出者の判断により、輸出許可不要となる制度となっている。					5021266	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100086	一般包括輸出許可における規制地域以外を仕向地とする「その他の軍事情況規制」に関する規制の緩和	一般包括輸出許可等取扱要領	「一般包括輸出許可等取扱要領」では、一般包括許可について、輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられる場合若しくは輸出令別表第4の2の地域以外の地域を仕向地として輸出される貨物がその他の軍事情況に用いられる場合には、その効力を失うこととなる。	c		包括輸出許可制度については、当該貨物の輸出が核兵器等の開発等及びその他の軍事情況に用いられることがないことを前提として、輸出管理手続きの簡素化を図るための便宜的な措置である。核兵器等の開発等及びその他の軍事情況に用いられる場合については、国際的な平和及び安全の維持の観点から、通常通りの厳格な輸出管理を行う必要があるため、個別に許可を求める必要がある。これは、ワッセナー・アレンジメントの参加国に対する輸出であっても同様である。	ワッセナー・アレンジメントの趣旨を超えた過剰な規制がなされているわけではない。	回答では、国際的な平和及び安全の維持の観点から、対応不可とされているが、ワッセナー・アレンジメントの下では、参加国間で緊密な情報交換を行い、懸念の大きい地域(非参加国を念頭)への通常兵器の過度の移転と蓄積を防止すべく相協力して規制を行うこととなる。そのために、参加国は、極めて機微な品目については広く非参加国向けに極めて厳格な規制を実施する等、通常兵器及び関連汎用品・技術の責任ある輸出管理を実施している。他方、一般包括輸出許可等取扱要領においては、緊密な情報交換を行う相手国の立場にあり、厳格な輸出管理を実施しているワッセナー・アレンジメント参加国に向けた輸出でも、大量破壊兵器以外のその他の軍事情況に用いられる場合若しくはその疑いがある場合については、一般包括許可の届出や失効を規定している。安全保障輸出管理は国際的な平和及び安全の維持という目的を達成するために最低限必要なものに限定すべきところ、現状では「その他の軍事情況」及び「疑い」の範囲が広く莫然としており、規制の範囲が拡大していることから、企業が過重な負担を強いられている。	ワッセナー・アレンジメントについては、特に非参加国を想定して輸出管理を行うものではなく、全地域を対象としているもの。したがって、輸出先がワッセナー・アレンジメント参加国であるか否かにかかわらず、輸出される貨物が核兵器等の開発等及びその他の軍事情況に用いられる場合については、国際的な平和及び安全の維持の観点から、通常通りの厳格な輸出管理を行う必要があり、個別許可及び届け出を求めることは、最低限必要な規制であると考えている。	5021267	社団法人日本経済団体連合会	11		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100084	民間通信衛星の輸出に係る許可の不要化	5021	5021265	社団法人日本経済団体連合会	11	民間通信衛星の輸出許可不要化【新規】		輸出貿易管理令別表 1の13項で輸出許可を必要とする規制品の対象から、民間用周波数帯を使用し、民間需要者(衛星運用会社、通信事業者、放送局等)向けに輸出される純粋な民間通信衛星を除外すべきである。		ITU - RR (国際電気通信連合 無線通信規則)で定められた民間用周波数帯を使用する純粋な民間用通信衛星は、軍事目的には転用できない。周波数帯の変更にはプログラムのみならず、部品材料自体を変更する必要があるため、製造者以外の専門知識を有する者であっても変更は不可能である。また、別表 1の13項から民間通信衛星を除外しても、別途、別表 1の16項に規定する貨物はキャッチオール規制の対象となっており、輸出国、用途、需要者等の確認が行なわれており、軍事目的の通信衛星の輸出を排除することは可能である。 規制範囲が広く設定され、輸出許可案件が増えると、迅速な輸出・技術提供が困難になり、海外の衛星メーカーに遅れをとる。現在、日本の宇宙産業は国内向けの需要が中心ではあるが、規制の緩和は、海外への窓口が広がれば宇宙産業拡大の第一歩となる。	外国為替及び外国貿易法第48条 輸出貿易管理令別表第 1の13項、同16項 ITU - RR(国際電気通信連合 無線通信規則)	経済産業省	外国為替及び外国貿易法では、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないとされており、輸出貿易管理令別表第 1の13項において、軍事目的であるか否かに係わらず、全ての人工衛星は輸出許可の対象とされている。
z1100085	需要者要件中の過去の行為に対する規制の緩和	5021	5021266	社団法人日本経済団体連合会	11	需要者要件中の過去の行為に対する規制緩和【新規】		需要者要件中の過去の行為に関して、当該需要者が現時点では核兵器の開発等に関与していないことが客観的に明白である場合は、需要者要件には該当しないとして輸出許可を不要とすべきである。		需要者が核兵器の開発等への関与を終了して相当な期間が経過し、既に当該需要者に係る輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれが全くない場合でも、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として当該需要者に係る文書等を管理しなければならず、企業に過重な負担を強いている。 例えば、過去にミサイル等の開発に関与したことが指摘されている需要者であっても、当該国政府が弾道ミサイルの研究・開発や輸出・輸入を行わないことを宣言し、MTCR(ミサイル技術管理レジーム)にも参加している場合には、客観的にも関与を終了したと見なすのが妥当と考えられる。実際、米国では、MTCR等の大量破壊兵器の国際レジーム参加国に向けた輸出は、ミサイル等に関するキャッチオール規制の対象外としている。	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年12月28日 経済産業省令第249号)	経済産業省	安全保障輸出管理制度においては、需要者が過去に核兵器の開発等を行っていたことについて、貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書 記録媒体に記載、記録されている等の場合には、需要者要件に該当し、且つ明らかガイドラインでチェックしても全ての項目が明らかにならなかったときは、輸出許可申請が必要とされている。
z1100086	一般包括輸出許可における規制地域以外を仕向地とする「その他の軍用途規制」に関する規制の緩和	5021	5021267	社団法人日本経済団体連合会	11	一般包括輸出許可における規制地域以外を仕向地とする「その他の軍用途規制」に関する規制緩和		「一般包括輸出許可等取扱要領」に関して、上記制度の下線部に該当するワッセナー・アレンジメント参加国に対する輸出(別表第 4の 2の地域以外の地域を仕向地とした輸出)で、大量破壊兵器以外のその他の軍用途に用いられる場合若しくはその疑いがある場合については、個別許可ならびに届出の対象から除外すべきである。		安全保障輸出管理規制は、国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。現状では、「その他の軍用途」および「疑い」の範囲が広く漠然としており、規制の範囲が極めて拡大している。 なお、昨年度の要望「一般包括輸出許可における「その他の軍用途規制」に関する規制緩和」に対しては、「その他の軍用途」に用いられる場合については、ワッセナー・アレンジメントに基づき、当該輸出が通常兵器の過度の蓄積、地域の不安定化につながる輸出に当たらないかを個別に審査する必要がある」との回答があった。	「一般包括輸出許可等取扱要領」(平成14年 7月 1日 6頁 第211号) 「一般包括許可及び特定包括許可に係る届出について(お知らせ)」(平成14年 7月 1日 経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課)	経済産業省	「一般包括輸出許可等取扱要領」では、第一種又は第二種の一般包括許可において、輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられる場合若しくは輸出貿易管理令別表第 4の 2の地域以外の地域を仕向地として輸出される貨物がその他の軍用途に用いられる場合には、その効力を失うこととなる。この結果、上記のような場合の輸出は、個別許可の対象となる。 また、輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられる疑いがある場合若しくは輸出貿易管理令別表第 4の 2に掲げる地域を仕向地として輸出される貨物がその他の軍用途に用いられる場合又はその疑いがある場合及び輸出貿易管理令別表第 4の 2の地域以外を仕向地として輸出される貨物が、その他の軍用途に用いられる疑いがある場合には、規制当局(経済産業省)に届け出ることとされている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100086	(上記の続き) 一般包括輸出許可における規制地域以外を仕向地とする「その他の軍사용途規制」に関する規制の緩和							そこで、少なくとも、懸念の大きい地域への通常兵器の過度の移転と蓄積を防止すべく、厳格な輸出管理を実施しているワッセナー・アレンジメント参加国(例えば米国やEU諸国等)に対する輸出については、個別許可並びに届け出の対象から除外することを改めて、検討されたい。  なお、米国では、法体系が異なるもののワッセナー・アレンジメント参加国に向けた輸出の場合、「大量破壊兵器以外のその他軍사용途」という理由で個別許可や届出の対象とはしていない。また、EUにおいては、通常兵器に関わる軍사용途を理由とする規制の対象は武器禁輸国に限られる。				5021267	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100087	許可を要しないもの」に関する確認の廃止	輸出貿易管理令第5条第1項	規制の実効性を確保する観点から、税関において、貨物を輸出する者が外為法第48条第1項の規定による許可を受けていること又は許可を受けること要しないことを確認している。	C		安全保障貿易管理の水際における実効性を確保する観点から、無許可輸出を未然に防止するため、輸出令第5条第1項の規定に基づき税関の許可を受けることを要しないことの確認」は必要であると考えている。実際、確認の結果として、許可が必要であるにも関わらず許可証を取得していない事例が多数ある。 実際、確認の結果として、許可が必要であるにも関わらず許可証を取得していない事例が多数ある。 たとえ、優良事業者や誓約書の提出がある場合についても、結果的に安全保障上懸念のある違法輸出が行われた場合には、我が国及び国際社会が被る安全保障上の被害は計り知れないものとなる可能性が高い。 なお、税関において実施する上記確認については、必要性のあるものに限定して効率的に実施している。 したがって、税関の許可を受けることを要しないことの確認」については、我が国の安全保障上の観点から判断し、廃止することはできない。	経済産業省としては、各輸出者の税関による確認手続きを円滑化するため、省令等により規制対象の更なる明確化に努めるとともに、現行のパラメータ等による非該当の証明以外の確認の方法として、財団法人安全保障貿易情報センターのリストメーカーによる品目の型式と該非判定の結果を自主的に公表したリストに収載されている品目の充実を図るなどの措置は実施している。	回答では、税関の許可を受けることを要しないことの確認」については、我が国の安全保障上の観点から判断し、廃止することは困難とされているが、輸出許可が不要とされている輸出品目について税関において行われる許可を要しないことの確認」に関しては、回答のとおり必要性のあるものに限定して効率的に実施していることではあるが、それ以外の必要性のないものを明確に示し(許可を要するもの、確認を要するもの及び前二者とも不要であるものに分類)許可も確認も不要であるものについて確実な輸出管理を行っていること認められる優良事業者が輸出する際には、税関による当該確認を不用とするか、あるいは許可を要しないものである旨の誓約書の提出があれば十分とさせていただきたい。かかる措置により、当該文書の作成等のために発生している輸出者の多大な労力及びコストの削減が可能となる。 以上の見解を踏まえ、改めて検討されたい。	C	平成14年4月のキャッチオール導入により、許可を受けることを要しないことの確認」の要否については、貨物そのものだけでなくその輸出における用途、需要者について輸出者から提供された情報及び我が国政府が有している情報に基づき、総合的に評価して判断する必要があるため、貨物ごとにあらかじめ確認の要否を示すことは不可能。また、税関の確認により、適切な社内輸出管理手続きを実施している優良事業者が許可が必要な貨物を無許可で輸出しようとしているのを発見した例もあることから、優良事業者に対しても税関の確認は必要。 なお、税関において実施する許可を受けることを要しないことの確認」については、安全保障上の観点から必要性のあるものに限定して実施しており、今後も、事業者による過度の負担を負わせることのないよう実施したい。	5021268	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1100088	外国ユーザーリスト及び明らかガイドラインの明確化	外国ユーザーリストについて輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第2号及び第3号のいわゆる需要者要件の審査に関しては、外国ユーザーリストを公表しており、掲載外国企業を需要者とする輸出については、この要件を満たすものとして、基本的には許可を求めている。ただし、当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等以外のために用いられることが明らかな場合に限り許可を要しないこととしており、ここでいう「明らかな場合」を判断する基準として「明らかガイドライン」を公表している。	C		外国ユーザーリストについては、輸出許可申請を行うか否かの判断するための材料として、輸出管理に関する負担軽減、不公平の是正、輸出管理のエンフォースメントに役立つ目的で導入したもの。本リストに掲載されている企業は、公開情報その他経済産業省が入手した情報をもとに、大量破壊兵器の開発等の懸念が払拭されないと当省が総合的に判断した企業であり、現在本リストに記載されている以上に要望にあるような情報を記載することは、明らかにすることにより当省の今後の関連情報の収集に支障を来すおそれがあること、要望にあるようなあまりに詳細な情報を記載すると逆にそれらを悪用してそれらの事実を隠蔽・回避・迂回するなどして不正な輸出を行うおそれなどもあること、などの理由から対応することは困難である。 明らかガイドラインについては、あくまでも判断の指針との位置づけであり、実際の判断は各企業の自主管理に委ねている。貨物によって確認すべき事項が異なることから、ガイドラインにおいて更に詳細に定めることは困難であると考え。 明らかガイドラインについては、あくまでも判断の指針との位置づけであり、実際の判断は各企業の自主管理に委ねている。貨物によって確認すべき事項が異なることが予想され、ガイドラインでさらに詳細を定めるのは不適当と考える。	回答は、外国ユーザーリストについては、今後の情報収集への懸念、情報の悪用防止の観点から、対応不可。明らかガイドラインについては、貨物によって確認すべき事項が異なることから更に詳細に定めることは困難であるとされているが、キャッチオール規制は、企業の自主規制に負うところが多いため、企業が実効性ある管理を行うには、輸出許可申請を行う必要があるか否かの判断材料や指針を充実させることが不可欠である。外国ユーザーリストについては、今後の関連情報収集に支障を来すおそれがない、悪用して事実を隠蔽、回避、迂回するなどして不正な輸出を行うおそれがない範囲で、例えば懸念企業である理由に関する公開された情報を掲載する等、さらなる充実を図っていただきたい。明らかガイドラインについては、各項目ごとに解説を付するなどして、企業がより主体的に判断を行うことができるよう基準の明確化を図るとともに、明らかであるか判断がつかず相談が行われた場合の具体的事例について、不開示情報に該当する法人情報に配慮しつつ、その許可要否の判断基準や判断根拠等を含めて公開することで、企業の自主判断の参考に供することを検討いただきたい。	C	外国ユーザーリストについては、現在掲載している情報が、今後の情報収集に支障をきたさず、かつ、企業に悪用されることのない範囲において最大限の情報であり、これ以上の詳細な情報を掲載することは不適当。明らかガイドラインは、あくまで輸出企業の自主判断の指針との位置づけであり、これについては、輸出案件ごとに確認すべき事項が異なることから、更に詳細を定めるとガイドラインが一般性を失い、かえって使い勝手が悪くなると予想される。また、詳細を規定することにより、その基準を必ず満たす必要があるとの印象を受け、規制的色彩を帯びてしまうおそれがあるため、要望を受け入れることは不適当。相談内容の公開については、企業名を伏せたとしても、核兵器等の開発等への転用が懸念される貨物の輸出許可の判断基準に関する最近の傾向が類推され、懸念貨物の調達を巧妙化させるおそれがあることから、公開不可。なお、経済産業省では、ガイドライン利用の一助として、チェックリストを公表している。	5021269	社団法人日本経済団体連合会	11		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100086	(上記の続き) 一般包括輸出許可における規制地域以外を仕向地とする「その他の軍事情況規制」に関する規制の緩和	5021	5021267	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 一般包括輸出許可における規制地域以外を仕向地とする「その他の軍事情況規制」に関する規制緩和				(上記の続き) しかしながら、「一般包括輸出許可等取扱要領」では、通常兵器および関連汎用品の輸出管理に関する国際レジームであるワッセナー・アレンジメントの参加国に対してさえも、「その他の軍事情況に用いられる場合又は疑いがある場合」には一般包括許可の失効又は経済産業省への届出を規定している。これは、懸念のある地域への通常兵器の過度の移転と蓄積の防止というワッセナー・アレンジメントの趣旨を超えた規制がなされているものである。全ての輸出に関して、大量破壊兵器以外の「その他の軍事情況に用いられる場合」を失効、あるいは届出の要件から除外することが望ましいが、少なくとも、ワッセナー・アレンジメントの参加国に対する輸出の場合には、個別許可もしくは届出の対象から除外すべきである。		経済産業省	
z1100087	許可を要しないもの」に関する確認の廃止	5021	5021268	社団法人日本経済団体連合会	11	許可を要しないもの」に関する確認の廃止		一定の要件を満たす優良事業者については、許可を要しないもの」に関する輸出貿易管理令第5条に基づく税関による確認を不要とするか、少なくとも許可を要しないものである旨の誓約書の提出があれば十分とすべきである。		安全保障輸出管理規制は、国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。輸出品の中で輸出許可を要する貨物は限られているにも関わらず、輸出許可を要しないことを証明する文書の作成等のために、輸出者には多大な労力及びコストが生じている。 例えば、社内における輸出貿易管理体制が確立されていることや、過去1年間に開税法他に従っていないことを税関に指摘され申告の撤回をしたことがないこと等一定の要件を満たす事業者については、輸出の包括事前審査制度の適用が認められている。このように、主体的に効果的な管理体制を構築し、確実な輸出管理を行っている優良な事業者については、税関による確認を不要とするか、少なくとも許可を要しないものである旨の誓約書の提出があれば十分とすることが妥当と考えられる。	輸出貿易管理令第5条1項	経済産業省	輸出貿易管理令第5条では、税関は安全保障輸出管理に係る規制対象品目である時に輸出許可を受けていることを確認することだけでなく、許可を要しないものに関して、すべて輸出許可を要しないことを確認しなければならない旨が定められている。
z1100088	外国ユーザーリスト及び明らかガイドラインの明確化	5021	5021269	社団法人日本経済団体連合会	11	外国ユーザーリスト及び明らかガイドラインの明確化【新規】		外国ユーザーリストの充実(懸念ユーザーである理由、懸念を払拭するための措置等、掲載企業に関する詳細な情報の公開)、明らかガイドラインの明確化(基準の明確化)を行うべきである。		キャッチオール規制は、企業の自主規制に負うところが多いが、許可要否の判断基準、判断根拠等が不明確であることや、要件の解釈が曖昧かつ複雑である。 左記要望が達成されることにより、企業の自主判断が容易となり、円滑な事業活動に繋がる。	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年12月28日 経済産業省令第249号) 外国ユーザーリストについて(平成15年3月31日 貿易局第1号) 輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン(平成15年4月1日 貿易局第2号)	経済産業省	わが国では、輸出管理に関して、原則全ての貨物・技術を対象としたキャッチオール規制が導入されており、輸出者がその輸出する商品の用途や最終需要者から大量破壊兵器の開発等に使用される恐れがあると知っていると考えられる場合(客観要件・用途要件と需要者要件で構成される)等には、輸出許可が必要となっている。その際には、輸出貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う行った旨、輸出者が入手した文書等に記載されている場合等は、需要者要件に該当するとされる。需要者要件の審査に関しては、文書等告示第二号に規定されている「核兵器等の開発等の動向」に関し、経済産業省が作成した文書等」として「外国ユーザーリスト」が公表されており、掲載外国企業については、取引に当たって慎重な対応が求められる。しかしながら、なぜ懸念のあるユーザーであるかの理由を始め、掲載企業の詳細な情報が不足している。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100088	(上記の続き) 外国ユーザーリスト及び明らかガイドラインの明確化											5021269	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100089	いわゆるキャッチオール制度対象品目への輸出許可特例の創設	輸出貿易管理令第4条第1項	輸出令第5条第1項第3号に定めるいわゆる客観要件及びインフォーム要件に該当する貨物については、輸出令第5条第1項第4号に規定する特例が適用されない。	c		少額特例については、安全保障上の観点からの要請と経済取引活動の円滑化の要請とのバランスを考慮して現在の制度となっている。 客観要件及びインフォーム要件に該当する貨物については、その貨物が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるものであり、額の大小を問わずに規制する必要があることから、これらの貨物に少額特例を適用することは、国際的な平和及び安全を害するものとして不適當である。						5079008	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11
z1100090	輸出貿易管理令別表2該当貨物への包括許可制度の導入	輸出貿易管理令第2条第1項第1号	麻薬及び向精神薬取締法第2条第7号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるものの輸出をしようとする者は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。	b		当該輸出承認制度については、麻薬禍の拡大を国際的に防止するためヒューストン・サミット経済宣言及びロンドン・サミット経済宣言において求められる、麻薬等原料の個別の輸出承認制を措置するものであり、制度の変更については国際協調に配慮しつつ慎重な対応が必要である。制度の合理化については当該物質の取引実態などの観点をふまえて、今後検討してまいりたい。		回答では、制度の合理化については当該物質の取引実態などの観点をふまえて、今後検討していくとされているが、平成16年度までに制度の合理化を措置することについて改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	制度について再度具体的に検討した結果、現行の制度においても、ある一定期間における一定量の輸出を複数回にわたりまとめて承認を得手いる事例が複数あり、それらと同様の対応と位置づけ、今後その他の関係事業者にも制度の趣旨を十分理解していただけるよう、平成16年度中に関係の業界に対して制度の内容について周知していくこととする。	5079009	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	
z1100091	繊維製品の輸入関税の見直し(高関税の是正)	WTO協定、関稅定率法、関稅暫定措置法	我が国の繊維製品(繊維及び衣類)の関稅率については、貿易加重平均讓許稅率で9.3%(02年ベース)であり、米国の14.8%(同)と比べても低い。なお、現在交渉中であるWTO新ラウンドにおいて關稅交渉が行われているところである。 また、特惠關稅制度とは、開發途上国の輸出と輸出所得の増大を図り、その工業化と經濟發展の促進を目的として、一方的に途上国に優遇措置を付与する制度であり、供与の水準は国内産業保護を考慮し設定している。	c		關稅率については、単に我が国だけの問題ではなく、他の先進国や途上国との關稅水準のバランスと相互主義とを考慮する必要のあるものであり、国内規制とは観点的異なるものである。 なお、我が国の繊維製品の關稅については、ウルグアイラウンドにおける合意により、WTOへの讓許に従って關稅の引き下げを着実に実施しているところ。 また、特惠關稅率については、平成13年度關稅改正により、シーリング方式を抜本的に改善し、LDC諸国は無稅無枠となり、更に特惠稅率を適用する額を拡大させる等、特惠メリットの均てん化と制度の簡素化を図っている。						5015022	日本チェーンストア協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100088	(上記の続き) 外国ユーザーリスト及び明らかガイドラインの明確化	5021	5021269	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 外国ユーザーリスト及び明らかガイドラインの明確化【新規】						経済産業省	(上記の続き) 他方、商品の最終需要者に懸念がある場合についても、おそれ省令二号、三号の括弧書(輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外の行為に用いられることが明らかとなるとき)にあたる場合は許可申請が不要となっており、それを判断するために「明らかガイドライン」が公表されている。しかしながら、輸出者が判断を行う上で、現状の内容では不十分である。
z1100089	いわゆるキャッチオール制度対象品目への輸出許可特例の創設	5079	5079008	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	輸出許可取得の緩和		外為法輸出貿易管理令別表第1の16の項、いわゆるキャッチオール制度に該当する貨物には輸出許可特例(小額免除)が設定されていない。条件を付して小額特定を設けることを希望する。		食品・木材・衣類を除くほとんどの工業製品が輸出規制対象品目となるので、審査に膨大なコストが費やされている。別表第1の1の項、2の項、3の項のスペックダウン品及び懸念貨物等リストに掲載されている貨物を除くとの条件を付した上で、輸出許可特例(小額免除)を設定することを希望する。現状では経済産業省のガイドラインに従って真面目にチェックしている企業ほどコストアップになり、製品の競争力に影響が出ることが懸念される。	外為法、輸出貿易管理令	経済産業省	
z1100090	輸出貿易管理令別表2該当貨物への包括許可制度の導入	5079	5079009	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	輸出承認取得の緩和		輸出貿易管理令別表第2に該当する貨物の輸出に際しては包括許可制度が設けられていないため、出荷の都度輸出承認申請業務が必要となり、企業に負担がかかっている。一方、別表第1該当貨物については一定の要件を満たした場合には包括許可が認められている。別表第2該当貨物に対しても同様に包括許可制度を設けてほしい。もしくは閾値変更の検討をお願いしたい。		出荷の都度輸出承認申請業務が必要となりコストがかかる。また、Urgentな出荷要請に対応できない。輸出令別表第2の21 - 3項に該当する貨物は、当該貨物の輸出を規制していない国・地域からも容易に入手可能である。そのような中、インキ・樹脂溶液の溶剤から規制貨物だけを抽出し麻薬・覚せい剤の製造に使用することは考え難い(現在、トルエン・メチルエチルケトンには含有量50%超の調剤が規制対象)。包括許可の新設もしくは閾値の変更(例えば50%超 80%超への変更)を希望する。	外為法、輸出貿易管理令	経済産業省	
z1100091	繊維製品の輸入関税の見直し(高関税の是正)	5015	5015022	日本チェーンストア協会	11	高関税の是正 / 繊維製品の輸入関税の見直し		繊維製品の輸入関税の見直し	・特惠関税枠の拡大、関税率引下げは、内外価格差是正や国内消費物価引下げのためにも至急緩和していただきたい。	・輸入品に対する関税が高率で、国内製品に比べ価格競争力が劣る場合がある。	輸入貿易管理令	経済産業省	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100092	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出承認手続きの廃止	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する「バーゼル条約」 特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律 第2条第1項、第4条第11項 外国為替及び外国貿易法第48条第31項、関税法第67条、輸出貿易管理令別表第2の35の2 解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について (環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号)	船舶法第1条に規定する日本船舶であつて、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶 石綿又はPCB等バーゼル条約附属書に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第31項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。ただし、現在まで当該船舶に関して承認申請の実績はない。	c	-	解撤目的の船舶がバーゼル条約の対象となるかについて、条約会合での議論が結論に達していないのは事実であるが、我が国としては、平成10年12月14日付、加藤修一参議院議員の質問趣意書に対し、平成11年1月22日答弁書において「アスベスト又はPCBを含む物質又は物体は、バーゼル条約の規制対象となる『有害廃棄物』に該当しうるものである。一般に、アスベスト又はPCBを含む備品が存在する船舶が、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合で、当該備品の処分をも目的の一つとしている場合には、バーゼル条約の規定に従って、輸入国である締約国に対し、当該移動の計画を通告し、その同意を得る等、手続きをとる必要があると考える。」と内閣として回答しているとおりである。 従って、現にアスベスト又はPCB等バーゼル条約附属書 かつ に該当する物質を含む船舶が、解撤を目的として国境を越える移動がなされるに際し、輸出承認申請の手続きの廃止のご要望は、条約で定められた手続きを行わないことと通じ、法制上適当でない。 そもそもバーゼル法は輸出禁止を取り決めているものではなく、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶であっても、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第31項の規定による輸出の承認を受けることにより、輸出は十分可能となることから、大型船舶の解撤が閉ざされることを意味する」とはならないと考える。 バーゼル法で規制対象となる船舶の解撤目的の輸出にあつては、バーゼル法の手続きを経て適正に行われるようお願いする。	要望内容は、平成11年5月の通達により船舶を同条約の対象とする旨の判断が示され、日本籍解撤船の輸出が実質的に不可能となっていることに端を発するものである。こうした状況下においては、輸出に代わる日本船舶の解撤を進めるための施策が必要と考えられるが、この点について検討され、示されたい。	C	バーゼル法は有害廃棄物の輸出入等の規制を行うことを趣旨・目的としているが、御指摘にあるような国内における輸出に代わる日本船舶の解撤を進めるための施策については、上記に述べたとおりバーゼル法の対象外であり、国土交通省等で取り組み、措置を講じていくものと思料している。	5035013	社団法人日本船主協会	11		
z1100093	化学物質輸入通関時の手続き簡素化	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (第3条、第11条) 関税法 (第70条)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律では、あらかじめ届出を行い国による審査・判定を受けていない新規化学物質や許可を受けていない第一種特定化学物質の輸入を制限しており、これらを担保するため、化学物質の輸入通関時に、輸入者に対して、当該化学物質に係る官報告示の類別整理番号等の明示又は判定通知書の写し等の提出を求め、輸入を認めて差し支えない化学物質かどうかの審査を行っている。	c		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「化審法」という。)においては、ポリ塩化ビフェニルのような性状を有する化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、新規化学物質の製造又は輸入に際し事前にその性状を審査する制度が設けられるとともに、第一種特定化学物質に指定された化学物質に対しては許可制とし、それらの輸入を制限している。 このため、化学物質を輸入しようとする者は、輸入しようとする化学物質が化審法による輸入制限の対象となっているものかどうかについて、これを明らかにする義務を有しており、対象に該当しないことを証明するものとして化学物質に係る官報告示の整理番号の明示や判定通知書の写し等を提出し、これを証明しなければならない。 輸入通関時の手続きをこうした方式によらず輸入者の宣言によって行う場合には、輸入しようとする化学物質の特定がされていないため化審法の規定の遵守状況を判断することができない。このため、要望のとおり措置することは困難である。					5079010	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	11	
z1100094	盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止対策の推進	なし	盗難防止装置 (イモビライザー等) の装着拡大に向け、政府広報の実施及び (社) 自動車工業会等へ普及拡大の要請を実施。	a		今後とも盗難防止装置の広報啓発事業を実施						5021216	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100092	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出承認手続きの廃止	5035	5035013	社団法人日本船主協会	11	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出承認手続きの廃止		現在 特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律(以下、バーゼル法)を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		環境省と経済産業省は、バーゼル法はバーゼル条約の必要最低限の要求を満たすものでその手続きの簡素化は不可能との見解であるが、そもそも同条約では船舶をその対象とするかについて国際的に結論が出されていない。この理由としては、同条約を船舶に適用した場合、廃棄物と何ら関係のない「寄港国」が「輸出国」になる等の不具合が発生すること、また、船舶については同条約が求める危険物質の特定やその物質の除去の実施が義務付けられることとなり実質的に解撤船の輸出が不可能となることなどがあげられる。また、現在、主要解撤国以外の国は、大型解撤施設を有しないため、解撤船の実質的な輸出禁止は、大型船舶の解撤が閉ざされることを意味する。このような状況下、船舶を同条約の対象とするかについて各国とも慎重な対応をとっているが、わが国では、平成11年5月の通達により船舶を同条約の対象とする旨の判断が示され、日本籍解撤船の輸出が実質的に不可能となっている。日本籍船の円滑な解撤を確保するために同通達を廃止を求める。	バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	環境省 経済産業省	
z1100093	化学物質輸入通関時の手続き簡素化	5079	5079010	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	11	化学物質輸入通関時の手続き簡素化		化学物質の輸入時に税関に対し化審法番号を申告しなければならないが、輸入者が当該化学製品を構成する全ての化学物質は化審法に登録済みであることを宣言することで通関できる制度に変更して欲しい。		化学製品、特に混合物製品の成分についてはCBI(Confidential Business Information)であるケースがある。輸入者がその情報を入力することが困難であるケースも少なくない。米国TSCAの如く輸入者が輸出者(製造メーカー)等から製品を構成する全ての化学物質が化審法に記載されていることの保証を買って、輸入者が宣言することによって輸入可能な制度に変更を望む。	化審法	財務省 厚生労働省 経済産業省 環境省	
z1100094	盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止対策の推進	5021	5021216	社団法人日本経済団体連合会	11	盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止対策の推進		盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止の対策が取られつつある。こうした対策を実効あるものとするためには、法整備やイモビライザーの普及促進、IT技術の活用、旅具通関制度の見直し等通関面での対応策の検討、関係省庁間における情報共有化など、更に総合的な対策が不可欠である。		2002年(暦年)の自動車盗難件数は62,000件を数え(07年比1.8倍)ここ2年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、2003年に入ってからは更に増加傾向を示しており、1月～8月で43,334件(対前年同期比+6.3%)と、このままのペースでは年間66,000件に上り過去最悪の盗難件数となる見込みである。また、自動車盗難に関する支払保険金額でみると、2002年度は約582億円(07年度比約3.1倍)にも達し、深刻な社会問題となっている。 自動車盗難件数の減少による社会的コストの低減に繋がる。		財務省 経済産業省 国土交通省 警察庁	近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	
z1100095	拡大生産者責任(EPR)の考え方並びにデポジット制の導入	循環型社会形成推進基本法 容器包装リサイクル法	容器包装リサイクル法では、家庭から排出される容器包装廃棄物を消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという役割分担に基づくリサイクルシステムのもと、容器包装廃棄物の減量化及び資源としての有効利用に取り組むこととしている。	b		容器包装リサイクル法の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされており、これを踏まえ関係省庁において容器包装リサイクル法の評価 検討を行う予定。	特になし	回答では、関係省庁において容器包装リサイクル法の評価 検討を行うとされているが、検討予定時期及び検討内容について、具体的に示されたい。 要望は、特に「拡大生産者責任の考え方」及び「デポジット制の導入等による3Rの推進手法導入」の検討 実現を求めているものであり、これらの点についても検討の可否を含め具体的に示されたい。	b		容器包装リサイクル法の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされており、これを踏まえ、要望内容も含めて、関係省庁において評価 検討を行う予定。	5014001	全国びん商連合会(会長今井一夫)	11	
z1100096	産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の有効活用	資源の有効な利用の促進に関する法律第12条	副産物の発生抑制等に関する計画書は、企業が長期的な経営方針の中に副産物の発生抑制及び利用の促進に取り組むことを促すことを目的に製品の生産量に対する副産物の発生量の比率、副産物の発生量に対する副産物の再生資源としての利用量の比率、設備の整備計画などの記載を求めるものである。なお、計画書は5年に一度提出すれば良いものである(平成14年度が初年度)。	e		産業廃棄物の多量排出事業者による報告は、事業所における廃棄物の減量化 適正処理を目的に多量排出事業者が毎年産業廃棄物の種類別に発生量、中間処理量などについての目標及び実績の記載を求めるものであり、副産物の発生抑制等に関する計画書とは、その目的、内容が異なる。	副産物の発生抑制等に関する計画書は5年に一度提出(平成14年度が初年度)すれば良いものであり、次回提出時期までに記載内容などについて関係団体等の意見を聞き、必要に応じて調整を行ってまいりたい。	要望者に確認したところ、定期的な報告として、廃棄物処理法に基づく都道府県知事への報告と経済産業省の調査として財団法人クリーンジャパンセンターが詳細な調査を実施している現状にあるが、これらの調査を相互に連携しながら簡素化 効率化することを求めている。この点について、改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c (クリーンジャパンセンターの調査についてはa)	産業廃棄物の多量排出事業者による報告は産業廃棄物の減量化 適正処理を目的としている一方、副産物の発生抑制等に関する計画書は、副産物の発生抑制等の計画的な取り組みを促進することを目的としているため、その目的、内容が質的に異なる。また、財団法人クリーンジャパンセンターの調査は、法制度に基づくものではなくあくまでも企業の任意の協力を求めているものである。なお、当該調査については、平成16年度調査分から調査内容の簡素化等について必要な見直しを行う予定。	5111018	社団法人日本自動車工業会	11		
z1100097	外国の環境サービス提供企業の参入を促進するための措置の実施	高圧ガス保安法第22条	高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ移動してはならない。	d		要望の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、高圧ガスの輸入検査である場合は、高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験について、内容を証明する書面の添付や刻印、標章の確認による簡易な検査を可能としているところである。						5074024	カナダ	11	
z1100098	ネットワークセキュリティの確立	情報セキュリティ監査制度	平成15年4月に経済産業省告示として施行。現在、当制度の普及啓発を実施しているところ。	d		経済産業省では、情報セキュリティマネジメントの確立に向けて情報セキュリティ監査に係るガイドラインを本年4月に策定した。本ガイドラインは、当省のみならず他の政府機関や民間部門の双方で活用され得るものであり、積極的に活用されることを期待している。本ガイドラインは、ISOの標準(SO/IEC17799)をベースとして策定したものである。 また、10月10日産業構造審議会が経済産業大臣あてに答申した「情報セキュリティ総合戦略」では、事前に事故を予防することばかりでなく、「情報セキュリティに絶対はなく、事故は起こりうるもの」との前提で、被害を最小化、局限化し、回復力の高い仕組み、すなわち、しなやかな「事故前提社会システム」を構築すること。安全 安心面における日本本来の「強み」を活かしながら「信頼性」を我が国の比較優位にまで高めたいために、国家的支援に立脚した公的対応の強化を行うこと。また、内閣機能強化による情報セキュリティ対策の統一的推進を実施することを提示している。そして、この戦略の実現は、中央政府の機能や財産を支える情報資源への効果的な管理を確立し、また、電子商取引の利用の促進等につながると考えている。今後は、経済産業省では、本戦略を実施すべく、情報管理体制の見直しやそれに伴った技術開発、システム調達時におけるIT製品や暗号などの安全性基準の利用など、必要な施策を講じていきたいと考えている。なお、本戦略は施策を講じるに当たった基本方針を示したものであり、今後関連施策を講じていく際には、パブリックコメントの実施など透明性の確保を重視していく予定。							5071025	米国	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100095	拡大生産者責任(EPR)の考え方並びにデポジット制の導入	5014	5014001	全国びん商連合会(会長今井一夫)	11	拡大生産者責任(EPR)の考え方並びにデポジット制の導入		容器包装リサイクル法(容リ法)は平成7年に成立。経過10年で見直しされることになっている。平成17年には改正作業が実施されるが、その際に左記拡大生産者責任の考え方及びデポジット制の導入を検討していただきたい。		国はこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を反省し、循環型社会の構築を目指しております。家庭ゴミの6割を占める容器包装ゴミを減らそうと平成7年容リ法を成立させたが、ゴミ量は減っていないのが実情である。またこの法律は収集・保管費用は自治体が負担することになっているため、自治体の負担割合が高くなっている。(負担割合は自治体7事業者3と1われている)リサイクルに必要な収集、分別、保管等の費用を商品価格に含めることにより、それを購入する消費者が負担するように改正し、公平な費用負担の制度にすべきである。又、循環型社会形成推進基本法が施行され、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしているが、これらを推進する経済的手法や規制的手法(例えば容器課徴金、デポジット制、自動販売機規制etc)を盛り込む視点で見直すことも必要である。	循環型社会形成推進基本法 容器包装リサイクル法	環境省 経済産業省 財務省 農林水産省 厚生労働省	重点6分野に関する中間とりまとめ(総合規制改革会議)「パンフレッドつこう!ごみゼロ社会」(容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク)「事業報告書」リターナブルびんの社会的定着をめざす業界ビジョン及び実現方策」「パンフレット「活きびん維新」(全国びん商連合会、ガラスびんリサイクル促進協議会)総務省評価書
z1100096	産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の有効活用	5111	5111018	社団法人日本自動車工業会	11	産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の有効活用		目的、内容が同様な報告書については以下の通りとする。 省庁間で調整しできるかぎり一本化。報告書に記載する事項はできる限り簡素化。 報告書の内容は、他事業所の参考になることから積極的な公開を進める。	廃棄物の発生状況に係る報告は、国の法律に基づくもの、県条例に基づくもの、業界団体によるもの等多数ある。報告の書式は少しずつことなるため、膨大な作業が必要。しかし、その情報量に見合う官庁からの報告(環境白書など)や活用が確認できる状況が無い。	昨年度の左記要望に対し、とについては措置済みであるが、についての回答は、廃棄物発生報告書の様式を自主的に定めるものとしていることから、各調査対応できるような内容で作成すれば効率化可能との判断であり、の要望の直接回答になっているとは思えない。引き続き、について再要望したい。	資源有効利用促進法(省令第57条) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第7項、同8項、第12条の2第8項、同第9条 各都道府県公害防止条例	環境省 経済産業省	・本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたい再要望する。 ・重点要望項目
z1100097	外国の環境サービス提供企業の参入を促進するための措置の実施	5074	5074024	カナダ	11	外国の環境サービス提供企業の参入を促進するための措置の実施		フロンガスシリンダーに関する経済産業省の検査手続きを変更する。フロンガスの輸出業者は、経費と時間のかかる通関手続きに直面している。 水苔から作る油吸収剤に関する国土交通省の型式認定過程を変更する。現段階では、「ピロウ」タイプと「マット」タイプの油吸収剤に限って認められており、「ルーズ」タイプの油吸収剤は認められていません。		「土壌浄化法」の制定など、環境サービス部門において過去2年間にわたり、著しい進捗があった事実をカナダは認識しています。しかし、需要の増大に合わせた高品質の環境サービスの提供者が十分確保できるように、外国の環境サービス提供企業の参入を推進するための措置を取る必要があると確信しています。  カナダは日本に左記の事柄を強く要請致します。		経済産業省 国土交通省	
z1100098	ネットワーク・セキュリティの確立	5071	5071025	米国	11	ネットワーク・セキュリティの確立		米国は日本が中央及び地方政府機関によって使用される情報システムの安全性と信頼性の改善及び確保を改善する努力を称賛する。2003年9月9日のグローバル・サイバー・セキュリティの促進に関する日米共同声明の精神に基づいて、米国と日本は適切な二国間及び他国間の場で民間とさらなる協力をしていくべきである。さらに、米国は幾つかの省庁が既に彼ら自身の使用のためにネットワーク・セキュリティ標準や指針を作成しはじめていることを認識している。標準や指針が一貫しており、民間に対して良い前例を与えることが重要である。そのため、色々な別々の省庁が前進する際、日本はその標準や指針が以下のようであることを保証するよう米国は求める： 調整された形で作られ、中央政府の機能や財産を支える情報資源への効果的な管理を確立し保証する包括的な枠組みを保証する。 技術的に中立で、取引制限がなく、電子商取引の利用を促進する。 国際標準機構(ISO)等の自主的業界標準団体によって作られた標準と出来る限り現実的に調和するようにする。 透明な方法で作成し執行する。国内外の全ての利害関係者が意味あるパブリックコメント過程に参加できることを確保する。		日本は電子商取引のために先進基盤を成功裡に発展させてきたが、環境は十分には利用されていないままである。効率性と安全性を改善することはオンライン環境への信頼を高め、人々の日々の必要性に直結したオンラインサービスへの需要と供給を刺激するであろう。民間が電子商取引の成長へ主要な責任を担っている一方で、政府は深く介入しないままで民間の電子商取引の成長を促進する政策を採用することにより電子商取引の利用を促進することができるのである。米国は革新と市場の力によって民間の自主規制枠組み及び技術的に中立な解決策を重視しながら電子商取引の発展を奨励する重要な役割を日本が担うことを求める。		経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100099	情報システムの調達改革の促進		<p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の1.(1)においてライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととする。また、(3)において、低入札価格調査制度の活用を促進することとしている。</p> <p>規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月閣議決定)の3.2.(3)、3.2.e.(a)において、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日、4月22日改定)情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において申し合わせた事項への取組を推進するため、定期的なフォローアップを行う。」とされている。</p> <p>なし</p>	d	<p>情報システムの政府調達については、極端な安値落札の防止等の観点から、自主的な取組として、入札の評価における将来の運用コストの反映、著しい安値入札があった場合の調査の徹底等の方策を講じていくこととしている。こうした取組を通じて、透明で公平な情報システムの調達に努めている。</p> <p>本取組は、2002年3月以降、可能な案件から逐次実施されているものであり、今後、各府省における取組による効果が得られることが期待されるが、現段階においてその効果を評価することは時期尚早と考えている。</p> <p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(2002年(平成14年)3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)に定められた事項に関し、2002年度における各府省の取組状況に関するフォローアップ調査を実施し、調査結果を2003年12月に取りまとめたところであり、現在、その調査結果をホームページを通じて2004年1月中旬に公表すべく準備中。なお、フォローアップ調査から得たデータの公表については、2003年の両国首脳への報告書に記載されている事実はない。</p> <p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについては、既にホームページ等の媒体を用いて公表しており、これまで、規制改革推進3か年計画の改定等の際、日本経団連等の民間部門からの要請を受け、対応している。さらに、情報システムの調達を含む政府調達に関する自主的措置の実施状況については、アクション・プログラム実行推進委員会」の下の「政府調達の自主的措置に係る自主的レビュー会合」において定期的に供給者等から要望を聴取している。</p>			<p>について、効果の評価を行うのは時期尚早とのご回答であるが、その意義自体については否定できないものがあると思われることから、効果の評価を行う時期を明示して準備を行うことの可否について、再度検討されたい。</p>	d	<p>情報システムの政府調達については、極端な安値落札の防止等の観点から、自主的な取組として、入札の評価における将来の運用コストの反映、著しい安値入札があった場合の調査の徹底等の方策を講じていくこととしている。こうした取組を通じて、透明で公平な情報システムの調達に努めている。</p> <p>本取組は、2002年3月以降、可能な案件から逐次実施されているものであり、今後、各府省における取組による効果が得られることが期待されるが、現段階においてその効果を評価することは時期尚早と考えている。</p>	5071026	米国	11	
z1100100	政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施	なし	<p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の1.(1)においてライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととしている。</p>	d	<p>我が国の予算制度上、国庫債務負担行為を活用することにより、複数年度にわたる契約を締結することは可能であり、また、情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日、平成15年3月19日改定)情報システムに係る政府調達を複数年にわたりに行う必要がある場合には、ライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととし、そのため原則として、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約によることとしている。</p>						5071027	米国	11	
z1100101	クレジットデビットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	なし	<p>販売店等に置かれるクレジットカード利用のための端末機(CAT)について、どのような仕様のものにするかについては市場に委ねられており、法律その他による規制は存在しない。</p>	e	-	<p>JCCAが主導して販売店等に設置を進めているCATは、クレジットカード会社が共同して利用できるように仕様が決められているが、当該CATは、海外で発行されたクレジットカードも取扱うことが可能な仕様となっている。従って、CATが販売店等での海外発行クレジットカードの利用を阻害しているとの懸念は当たらない。</p>						5071102	米国	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100099	情報システムの調達改革の促進	5071	5071026	米国	11	情報システムの調達改革の促進		<p>2003年3月19日に省庁によって採用された合意書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。</p> <p>CD連絡会議に対して、省庁間の調整を改善し、非差別、透明で公平な情報システムの調達(製品及びサービス)を確保するために、IT調達を監督する権限を与える。</p> <p>低い価格の入札やその他の競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を整備する。</p> <p>(2003年の両国首脳への報告書に従い)省庁が全ての新しい手続きをどのように実行するかのフォローアップ調査から得たデータを公表する。</p> <p>メモランダムによって実行されているIT調達手続きを改善する方法を民間からフィードバックを得るために2003年度中にパブリックコメント手続きを行う。</p> <p>政府に価値ある民間の経験をもたらすCIOの補佐がその職務を公平にまた客観的に行うための明確な指針を作る。</p>		<p>電子政府計画及び2003年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。IT調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続きIT調達手続きにおいて積極的に改革を実行する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。</p>		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z1100100	政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施	5071	5071027	米国	11	政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施		<p>政府のIT調達改革を強化するために、以下の措置を含め追加的措置を実行する： 調達獲得に関する情報をタイミング良く透明で誰でも入手できる形で公開する。 総合評価落札方式(OGVM)調達のためのSDRを引き下げ、より広く実行可能とする。</p> <p>入札評価を年初の計画予算ではなく所有権の全てのコストによって行うことによって、情報システムの調達においてライフサイクルコストの使用を奨励するためにより柔軟な予算手続き(例：複数年契約)を促進する。</p>		<p>電子政府計画及び2003年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。IT調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続きIT調達手続きにおいて積極的に改革を実行する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。</p>		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z1100101	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	5071	5071102	米国	11	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進		<p>ビジネスによるクレジットカードの利用と、政府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。</p> <p>日本のATMネットワークが国際PINセキュリティおよびネットワーク暗号化標準に強制的に準拠するようにする。</p> <p>日本クレジットカード協会(JCCA)が有するクレジットカード取引ターミナルの標準化と管理の役割を排除し、クレジットカード認証ターミナルシステム(CAT共同利用システム)より、国際的に受け入れられているシステムの利用を促進させる。</p> <p>クレジットカード不正利用に関する法規制を厳しく施行する。</p>		<p>世界的に見て、クレジットカードおよびATMカードの利用は急速に増加している。これらのカード利用は、消費者の利便性向上につながり、小売部門に益をもたらしている。北米および欧州では、全店舗の90%がクレジットカードを取り扱い、同地域では、全購入の34%がこれらのカードでなされる。日本での店舗の取扱いは、たったの45%であり、これらカードでの購入は8%にとどまっている。昔からの店舗やATMにおいてカードの受け入れがよくないことは、日本への海外からの訪問者からよく聞かれる不満である。</p>		金融庁 総務省 財務省 経済産業省 警察庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100102	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同一スタンダードの確立)	小規模企業共済法 中小企業倒産防止共済法	小規模企業共済制度は、経営生活基盤が弱い小規模企業の事業者の事業再建資金・生活資金等を準備するための共済制度である。 中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者がその取引先の倒産により連鎖倒産する事態を防止するための共済制度である。	c		小規模企業共済制度は、経営生活基盤が脆弱で将来の事業の廃止等に備えることが難しい小規模企業者に対して、相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的として、事業の廃止等に際して共済金を支給する制度として、安全確実に実行しているものである。 また、中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、中小企業の経営の安定に寄与することを目的として、取引先の倒産により債権等の回収が困難となった中小企業者に対し、無担保、無保証人、無利子の共済金貸付を一律公平かつ簡易迅速に行っているものである。 これらの共済制度は、中小企業の振興という政策的観点から、それぞれ小規模企業又は中小企業につき、個々の倒産等のリスクには実態上相当の差がある中で、それを評価しないで希望者全員の加入を認めるものである。 このようなリスク評価を行わない制度は、加入者間の平等が求められる民間の保険等の事業では採用し難いものと考えられる。					5071082	米国	11	
z1100102	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同一スタンダードの確立)	小規模企業共済法 中小企業倒産防止共済法	小規模企業共済制度は、経営生活基盤が弱い小規模企業の事業者の事業再建資金・生活資金等を準備するための共済制度である。 中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者がその取引先の倒産により連鎖倒産する事態を防止するための共済制度である。	c		小規模企業共済制度は、経営生活基盤が脆弱で将来の事業の廃止等に備えることが難しい小規模企業者に対して、相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的として、事業の廃止等に際して共済金を支給する制度として、安全確実に実行しているものである。 また、中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、中小企業の経営の安定に寄与することを目的として、取引先の倒産により債権等の回収が困難となった中小企業者に対し、無担保、無保証人、無利子の共済金貸付を一律公平かつ簡易迅速に行っているものである。 これらの共済制度は、中小企業の振興という政策的観点から、それぞれ小規模企業又は中小企業につき、個々の倒産等のリスクには実態上相当の差がある中で、それを評価しないで希望者全員の加入を認めるものである。 このようなリスク評価を行わない制度は、加入者間の平等が求められる民間の保険等の事業では採用し難いものと考えられる。					5072030	欧州委員会(EU)	11	
z1100103	官公庁等における請求書様式の統一化等	-	当省においては、契約相手方の任意書式による請求書により支払手続を行っている。	e	-	請求書書式に係る根拠法令等が無いことにより、契約相手方の任意書式による請求が可能である。					5086029	社団法人リース事業協会	11	
z1100104	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第2項 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第6条第8号  別添資料を参照のこと。	【電子署名法における属性情報の取扱い】 電子署名を行った者を証明する認証業務において、電子証明書に利用者の氏名や住所その他、利用者に係る資格や役職等の属性情報を記録することは可能である。ただし、電子署名法における認証業務は、利用者の公開鍵が当該利用者に係るものであることを証明する業務であり、利用者の肩書や資格等の属性を証明することは含まれていないため、電子証明書に記載された資格や役職等の利用者の属性情報は、認定の対象外とされている。	c		電子署名法においては、電子申請について何ら規定していないことから、電子申請時における属性認証の取扱いは、電子署名法の規定に従って決定される趣旨のものではない。  なお、電子署名法における属性認証の取扱いについては、資格や役職等の属性情報については必ずからその信頼性が明らかである(例えば、資格者団体がその加入者の属性を証明している場合もあることから、属性情報に係る公的な認定制度の創設については、利用者や電子証明書を受け取る側のニーズを踏まえた上で検討を行う必要がある)と思料。ただし、電子署名法における認定認証事業者が属性情報に変更があった事実及び資格が失効された事実を把握することが難しいことから、属性情報に係る公的な認定制度の創設にあたっては、電子署名法における認定制度とは別の制度的枠組が必要になると思料。					5021161	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100102	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンダードの確立)	5071	5071082	米国	11	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンダードの確立)		共済と民間競合会社間の公正な競争確保のため、すべての共済事業者に民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準及び規制監視を適用することを提言する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当なマーケットシェアを有している。管轄省庁が規制をしている共済もあれば、(例えば、農林水産省は農業共済を規制している)全く規制をされていない(根拠法のない)共済もある。根拠法のない共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、日本政府の健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	
z1100102	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンダードの確立)	5072	5072030	欧州委員会(EU)	11	簡保並びに共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用		簡保と共済には、免許を受けた民間保険会社に適用されるのと同じ規制制度が適用されるべきであり、新たな引き受け活動を展開するために規制上および税制上の特典を利用することを慎むべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.1.金融サービス/保険部門による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	
z1100103	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成 送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	
z1100104	電子申請における属性認証の統一の方策の提示	5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	11	電子申請における属性認証の統一の方策の提示【新規】		法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する統一の方策を提示する。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。		書面による申請においては、法人の代表者ではなく従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担が大きくなっている。申請内容によっては、必ずしも代表者の電子署名が必要でない手続もあると考えられることから、そのような申請については、代表者の電子署名がなくても申請を行えるようにする必要がある。		総務省 法務省 経済産業省	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役職、所属等の属性認証について統一の方策が示されていない。



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100104	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示											5021161	社団法人日本経済団体連合会	12
z1100105	航空機や救急車の現場における液体酸素救急システムの使用の容認	高圧ガス保安法第44条 容器保安規則第7条	容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定容器検査機関」といふ)が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したものと法に基づく烙印又は標章の掲示がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。	d		要望の具体的内容が必ずしも明らかではないが、高圧ガスを充てんする容器は輸入時に容器検査を受検し、これに合格し、法令に基づく烙印などがされたものでなければ、高圧ガスを充てんすることはできない。容器検査における容器の規格はほとんどが性能規定化されており、公共の安全の確保に足りる技術的根拠を明確にした資料に基づく容器検査を受けることが可能とされているところである。					5139007	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	11	
z1100106	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	刑法第185条及び第186条 ----- 刑法第185条ないし第187条	カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。  カジノに係る行為は、刑法第23章(賭博及び富くしに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c ----- b	- ----- -	【警察庁回答】 カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与、少年の健全な育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念される。 なお、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。  【法務省回答】 いずれかの省庁において、カジノを実現するための法律案を立案することになれば、刑法の賭博罪との関係について、当省において、その協議に応じる用意はある。		要望内容はカジノ設置のための法整備を求めるものであるが、カジノの設置を認めるための特別法を制定する場合に、法目的として何がふさわしいと考え、その場合、貴省の特別法制定における関与をどのように考えるか、具体的に検討され、示されたい。	C	-	1.我が国にカジノが導入されるには、まず、導入の目的を明確化されることが必要である。 その目的に照らし、最適の運営方法や設置形態が選択されるとともに、運営の安全性や健全性が確保されるよう国、地方公共団体、民間が適切に対処していくべきであると考える。 2.我が国にカジノの設置を認める特別法を制定する場合には、その法目的のあり方について、国民的な議論を十分に尽くし、コンセンサスを形成していくことが必要であると考える。経済産業省としては、これらの議論が十分になされ、特別法制定が検討される場合には、必要に応じて議論に加わり意見を申し述べて参りたい。	5035006	社団法人日本船主協会	11
z1100106	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	刑法第185条及び第186条 ----- 刑法第185条ないし第187条	カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。  カジノに係る行為は、刑法第23章(賭博及び富くしに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c ----- b	- ----- -	【警察庁回答】 カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与、少年の健全な育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念される。 なお、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。  【法務省回答】 いずれかの省庁において、カジノを実現するための法律案を立案することになれば、刑法の賭博罪との関係について、当省において、その協議に応じる用意はある。		要望内容はカジノ設置のための法整備を求めるものであるが、カジノの設置を認めるための特別法を制定する場合に、法目的として何がふさわしいと考え、その場合、貴省の特別法制定における関与をどのように考えるか、具体的に検討され、示されたい。	C	-	1.我が国にカジノが導入されるには、まず、導入の目的を明確化されることが必要である。 その目的に照らし、最適の運営方法や設置形態が選択されるとともに、運営の安全性や健全性が確保されるよう国、地方公共団体、民間が適切に対処していくべきであると考える。 2.我が国にカジノの設置を認める特別法を制定する場合には、その法目的のあり方について、国民的な議論を十分に尽くし、コンセンサスを形成していくことが必要であると考える。経済産業省としては、これらの議論が十分になされ、特別法制定が検討される場合には、必要に応じて議論に加わり意見を申し述べて参りたい。	5123002	社会福祉法人 鞍手会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100104	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示	5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示【新規】				(上記の続き) なお、電子政府構築計画(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)では、「電子申請システムについては、代理人が手続を行う場合にも対応できるようにできる限り早期に所要の措置を講ずる」とされているが、属性認証についても統一的な方策を示すべきである。これに関連して、「E-Japan重点計画-2003(案)」に対する意見及びそれらについての考え方(平成15年8月8日IT戦略本部資料)では、「属性認証に関する統一的な位置付けについて、利用者やこれを受け取る側のニーズを踏まえつつ、検討を行うことが必要である」とされている。		総務省 法務省 経済産業省	
z1100105	航空機や救急車の現場における液体酸素救急システムの使用の容認	5139	5139007	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	11	愛知ドクターヘリ特区		病人を搬送する最中に使用する酸素は我国ではボンベに圧縮して詰められた酸素を使用している。米国等では液体酸素を気化させて使用しているのが一般的である。我国の病院等の現場では大きなタンクに液体酸素を貯蔵し気化させて使っているが航空機や救急車の現場ではオープンによる液体酸素救急システムは認可されていない。詰め換えの簡便さや酸素供給時間が長い等の利点があり、ぜひ我国でも使えるようにしてほしい。特に重量は航空機には重大関心事であるのと、長時間搬送の場合に対応できるようにしてほしい。	ドクターヘリによる重篤患者の救命救急事業	安全運航のため燃料を減らして飛行しているドクターヘリには酸素関係の重量問題は重大関心事である。又重篤患者に長時間の酸素を補給しなければならないような場合に5倍の供給能力は捨て難い魅力である。又狭い航空機内でかさばらないことも大きな利点である。現在我国にはこのようなオープンのような小型液体酸素のタンクに対する規格がないため検討の対象となっていないと聞く。ぜひ救急の現場で多くの利点を発揮する液体酸素の利用の道を開いてほしい。	1. 高圧ガス取締法：特定案件事前評価実施要領 2. 容器則	経済産業省	1. 愛知ドクターヘリ運航要領 2. 愛知ドクターヘリ体制図 3. オープンボンベ酸素比較表
z1100106	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	5035	5035006	社団法人日本船主協会	11	日本籍船でのカジノの自由化		日本籍船上では現行刑法が適用されるため、公海上にあってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とされないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。	刑法第185条、186条	警察庁 法務省 総務省 財務省 経済産業省 国土交通省	
z1100106	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	5123	5123002	社会福祉法人 鞍手会	11	カジノハウス特別法の早期設置(刑法賭博罪)の規制		カジノは日本では認められていないが、世界の多くの国で設置されており、国際的には一般的なゲーミング産業として経済波及効果や雇用創出効果が期待できるものである。現在カジノは賭博罪にあたる為、特別立法の必要性がある	鞍手町内国有林(8林班)の1km内に複合施設として民設民営で運営する。外国人と入場許可証を持った日本人を対象とし、地元一般人は入場禁止とする。日本の城下町イメージの空間作りで観光産業として、社会福祉に特化した町づくりの可能性を見出す	社会的弱者の福祉を充実させる財源は、社会的強者と言われる者の、カジノでの経済活動における収入の一部を充てる事を義務付ける。雇用創出や町づくりのシンボルとなり経済効果がある	刑法(賭博罪)、森林法第三章	警察庁 法務省 総務省 財務省 経済産業省 国土交通省	鞍手町国有林内に複合施設として建設することで、私有林を必要とする場合は、代替用地として国有林を払い下げ、交換用地として利用する場合がある。 添付資料 第四号 4-12 第七号 構造改革活動レポート 第八号 社会福祉法人鞍手会理事評議員会 議事録内容」参照

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1100106	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	刑法第185条及び第186条 ----- 刑法第185条ないし第187条	カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。  ----- カジノに係る行為は、刑法第23章(賭博及び富くじに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c ----- b	- ----- -	【警察庁回答】 カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与、少年の健全な育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念される。 なお、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。  【法務省回答】 いずれかの省庁において、カジノを実現するための法律案を立案することとなれば、刑法の賭博罪との関係について、当省において、その協議に応じる用意はある。		要望内容はカジノ設置のための法整備を求めるものであるが、カジノの設置を認めるための特別法を制定する場合に、法目的として何がふさわしいと考え、その場合、貴省の特別法制定における関与をどのように考えるか、具体的に検討され、示されたい。	C	-	1.我が国にカジノが導入されるには、まず、導入の目的を明確化されることが必要である。 その目的に照らし、最適の運営方法や設置形態が選択されるとともに、運営の安全性や健全性が確保されるよう国、地方公共団体、民間が適切に対処していくべきであると考える。 2.我が国にカジノの設置を認める特別法を制定する場合には、その法目的のあり方について、国民的な議論を十分に尽くし、コンセンサスを形成していくことが必要であると考へており、経済産業省としては、これらの議論が十分になされ、特別法制定が検討される場合には、必要に応じて議論に加わり、意見を申し述べて参りたい。	5145015	東京都	11
z1110001	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査周期の延長	電気事業法施行規則 第94条の2 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年2月19日原院第6号)	電気事業法施行規則第94条の2において、ガスタービンの定期自主検査は2年(1万Kwを超える)3年(1万Kw未満)以内に行うとされ、また一定条件を満たせばそれぞれ最大で1ヵ月、3年の延長が認められている。 一方、炉頂圧ガスタービンについては、火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について」により、前回検査より運転時間が15,000時間を超えない、あるいは3年を超えない時期に定期自主検査を行うとされている。	b		当該要望については、当該発電設備を設置している事業者の運転実績を踏まえ、定期事業者検査周期の延長が可能となるよう検討を行う。(平成16年度中)		検討結果を踏まえ、平成16年度中に実施されることについて、改めて検討され、見解を示されたい。	b		平成16年度中に検討 措置を行う予定である。	5021249	社団法人日本経済団体連合会	11
z1110002	固体高分子形燃料電池の不活性ガスバージに係る義務付けの廃止	電気事業法 第39条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 第35条(平成9年3月27日通産省令第51号) 電気設備に関する技術基準を定める省令 第44条、第46条(平成9年3月27日通産省令第52号)	固体高分子形燃料電池設備は、その運転停止に際し、可燃性ガス滞留防止のため窒素ガス等の不活性ガスで置換できる構造であり、窒素ポンペを常備することが義務付けられている。	a		当該発電設備については、構造面・機能面における安全性を確認するための技術的な検討を行っており、出力10kw未満の小型燃料電池発電設備については、平成15年度中に措置することとしている。		回答は、特区における評価を待たずに平成15年度中に全国規模での実施するべく所要の措置を行うとの解釈で宜しいか、見解を示されたい。	a		貴見の通り。	5021257	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1100106	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	5145	5145015	東京都	11	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備		カジノを実現するために、所管官庁を決め、必要な特別法の制定などの法整備を行うこと	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源でもあり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大いに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており、実施することができない。	刑法第185条～187条(賭博および富くじに関する罪)	警察庁 法務省 総務省 財務省 経済産業省 国土交通省	
z1110001	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査周期の延長	5021	5021249	社団法人日本経済団体連合会	11	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査周期の延長【新規】	1105	炉頂圧ガスタービンについても、電気事業法施行規則第94条の2第2項「...前項に規定する時期に定期自主検査を行う必要がない」と認め、...定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき」の趣旨を鑑み、通常のガスタービンと同様、同規則同条第1項に定める定期自主検査時期を実質的に延長(1ヶ月程度)できる通達とすべきである。		一般的な炉頂圧ガスタービンは2年弱で運転時間15,000時間を越えることになり、実質的に通達による定期自主検査時期の延長が受けられない。 炉頂圧ガスタービンについても、定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例」に示される条件を満たしていれば、時期延長を認めても問題ないと考えられる。 左記要望の実現により、炉頂圧ガスタービンの工事時期等の制約が緩和され(具体例を挙げると定期周期が2年を切るケースと2年を超えるケースを比較すれば、後者の方が年間計画を立てやすい)より効率的な運用がはかれる。	電気事業法施行規則 第94条の2 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年2月19日原院第6号)	経済産業省	電気事業法施行規則第94条の2において、ガスタービンの定期自主検査は2年(1万Kwを超える)、3年(1万Kw未満)以内に行うとされ、また一定条件を満たせばそれぞれ最大で1ヵ月、3年の延長が認められている。 一方、炉頂圧ガスタービンについては、火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等についてにより、前回検査より運転時間が15,000時間を超えない、あるいは3年を超えない時期に定期自主検査を行うとされている。
z1110002	固体高分子形燃料電池の不活性ガスパージに係る義務付けの廃止	5021	5021257	社団法人日本経済団体連合会	11	固体高分子形燃料電池の不活性ガスパージに係る義務付けの廃止【新規】	1106	不活性ガスパージの義務付けを廃止すべきである。		一般家庭を含めた燃料電池発電システムの普及には、窒素ポンプの設置不要により燃料電池の設置場所の制限が緩和され、また設置コストの低減が必須である。 本件については、構造改革特区に対する第一次提案を受けて策定された「経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)」の第4条において、特区において認めるとされているほか、燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」でも規制の再点検項目として取り上げられ検討が進められており、遅延なく全国区での規制緩和を措置することを求めたい。	電気事業法 第39条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 第35条(平成9年3月27日通産省令第51号) 電気設備に関する技術基準を定める省令 第44条、第46条(平成9年3月27日通産省令第52号)	経済産業省	固体高分子形燃料電池設備は、その運転停止に際し、可燃性ガス滞留防止のため窒素ガス等の不活性ガスで置換できる構造であり、窒素ポンプを常備することが義務付けられている。